

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(9)

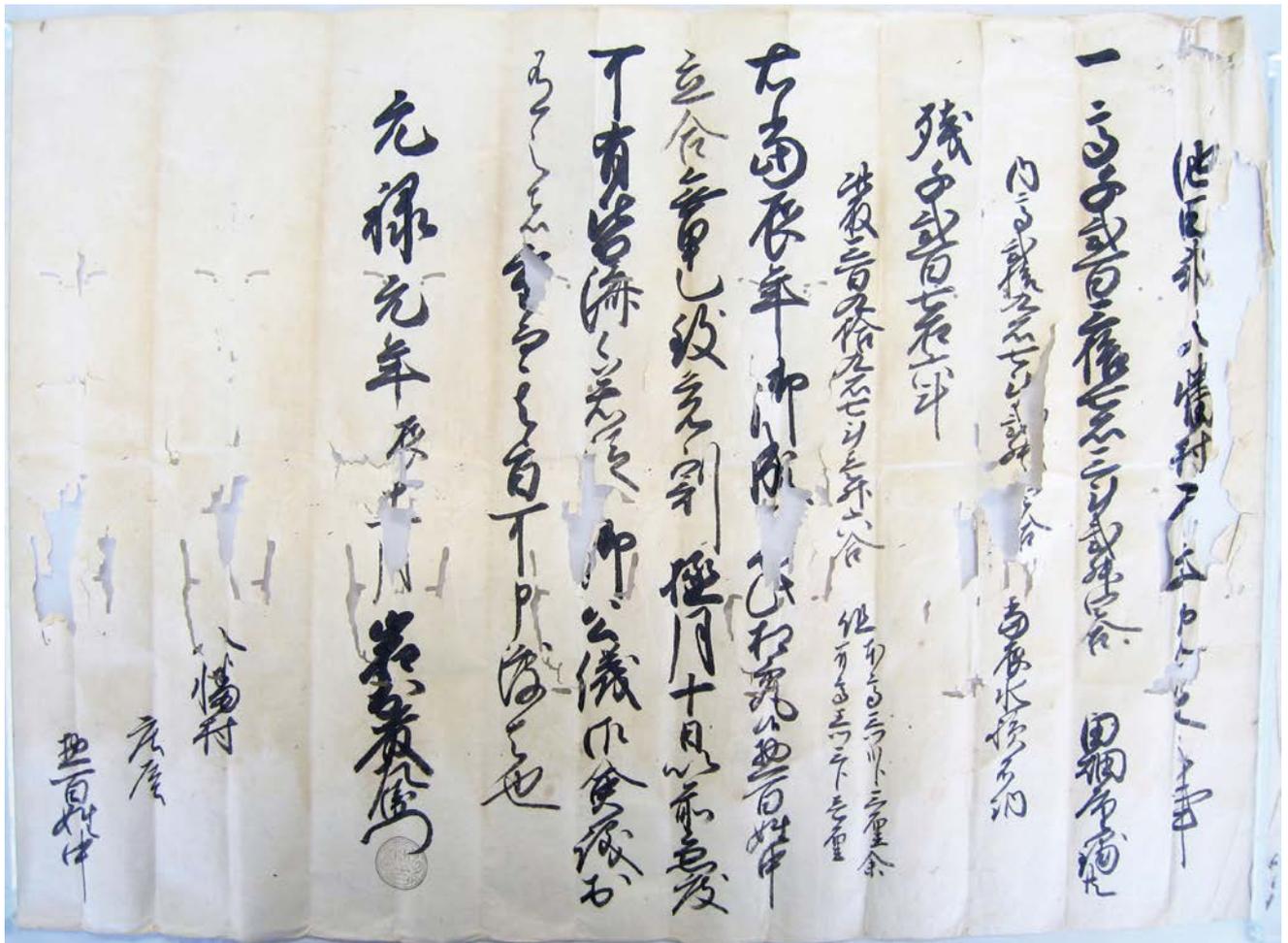
美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録 (その3)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(9)

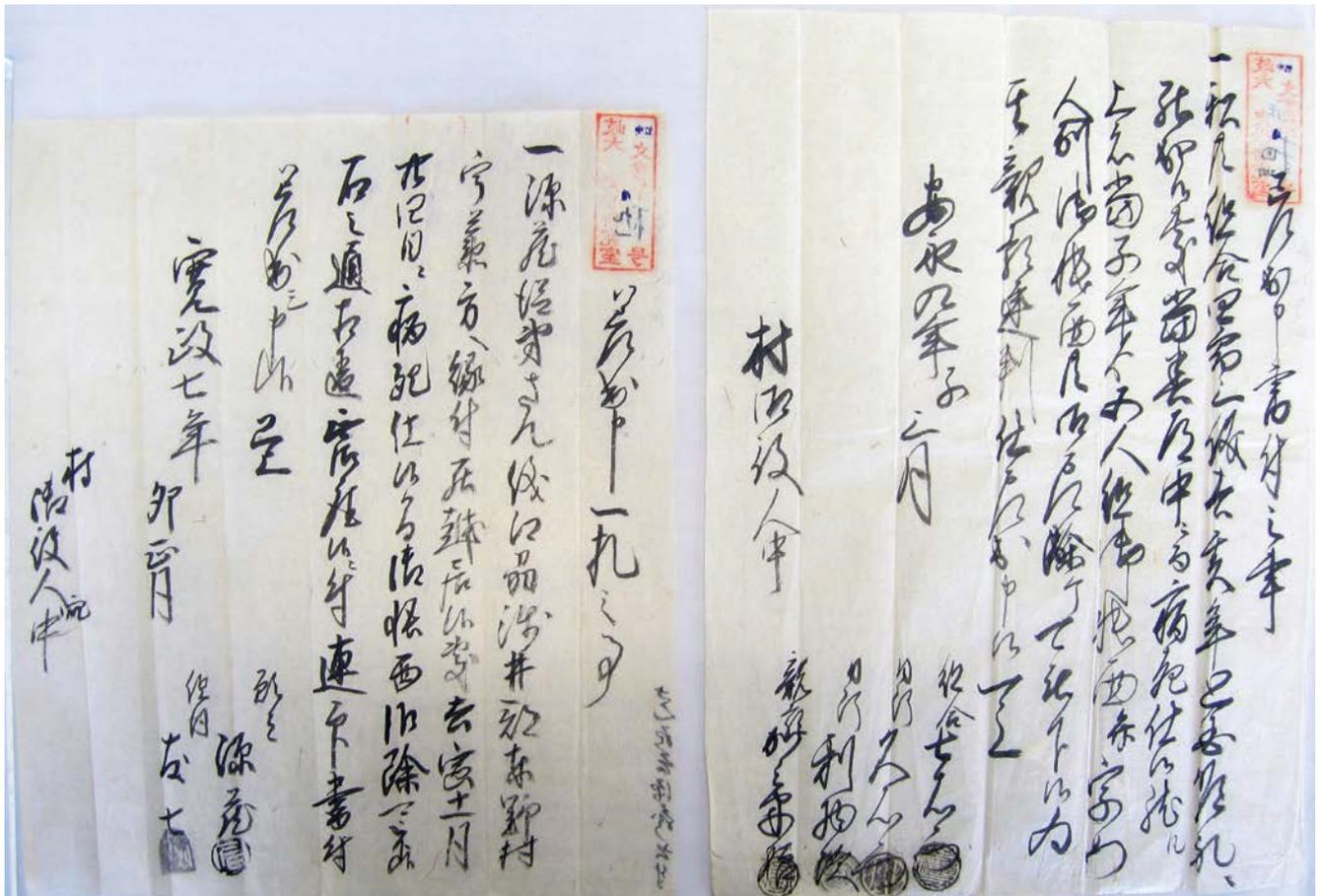
美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録 (その3)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター



元禄元年（1688）11月「池田郡八幡村辰年免定之事」（ろ1）

竹中家文書に残された八幡村の年貢割付状の中で、もっとも古いものである。笠松陣屋代官の岩出藤左衛門から、11月に八幡村の庄屋・惣百姓宛に出されており、年貢納入の期日は12月10日以前とみえる。解題に、史料翻刻は収録した。



安永9年（1780）3月「差出申書付之事」（ほ44・写真右）
 寛政7年（1795）正月「差出申一札之事」（ほ91・写真左）

巡礼や縁組で八幡村以外にいる村人が死亡した際、五人組や親類から村役人宛てに、宗門人別改帳から死亡した村人の記載を除くよう出された届書である。八幡村を離れた村人の動向が、どのように村へ届けられていたのかを知る上で興味深い史料である。解題に、史料翻刻は収録した。

目録の刊行によせて

岐阜大学地域科学部 地域資料・情報センター
運営委員（地域科学部助教） 人 見 佐 知 子

岐阜大学地域科学部地域資料・情報センターでは、地域に関する資料・情報を収集するとともに、それらを学内の教育・研究活動のみならず、広く地域住民が利用できるよう情報の発信につとめています。

その一環として、学内に所在する貴重な地域資料の情報整理・発信を行っています。岐阜大学教育学部郷土博物館には、1万6千点程度の規模に及ぶ美濃国大野郡高屋村（現本巣市）の古田家文書を筆頭に、おおよそ4万5千点に及ぶ近世・近代文書があります。これらの多くは長良川水系流域を中心とした地域の村々の庄屋家の文書であり、当該地域の近世・近代を知る上でたいへん貴重かつ内容豊富な史料です。

これらの史料の大部分については粗々の整理がなされ、岐阜大学教養部教授であった日置弥三郎氏の監修のもと、『岐阜大学教育学部庶民史料目録』(1)～(3)（1967年～1968年）として目録が刊行されています。しかしながら、人員・経費の不足のもとで行われた事情もあり、それらの目録は現在からみると不備が多いことは否めません。また、史料自体の保存状況も良好ではなく、早急の手当を必要としていました。そうした事情から、これらの貴重な史料をより広汎な利用に供し、かつ喫緊の課題である劣化防止の措置をほどこすために、2005年度より、再整理と新規の目録作成とを行ってきました。

これまで、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』(1)～(8)、および同別冊(1)『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵村絵図』を刊行しました。本年度の目録発行にあたっては、教育学部博物館学芸員運営委員会より、とりわけ資金面で多大なご協力を賜りました。本目録の作成実務は、既刊の目録・図録等に引き続き中尾喜代美が担当しています。また、教育学部事務補佐員の山田美由紀が、史料整理・目録作成の補助にあたりました。

本目録では、前目録に引き続き、八幡村竹中家文書を取り上げます。今回の目録には、八幡村の人びとの労働や生活の実態を照らし出す、さまざまな史料を収録しました。人別の移動にかかわる証書類から、八幡村に生きた人びとのライフコースを復元する試みの一部は、解題に掲載しました。本目録の刊行を期に、史料が広く活用されることを期待しています。

郷土博物館収蔵史料をとりまく状況は、依然として厳しいと言わざるをえません。他方で、歴史資料の重要性に対する社会的認識は高まってきており、より安定したかたちで永続的に史料を整理・保存・活用するための体制整備が望まれます。

最後に、本目録の刊行にあたって学内外から多大なお力添えをいただきました。ここに記して心からお礼申し上げます。

目 次

口 絵

目録の刊行によせて

目 次

凡 例

解 題 1

八幡村竹中家文書について

現状記録

八幡村について

竹中家について

概 要

八幡村関連資料

参考文献・参考資料

目 録

に 「村 経 済」 20

ほ 「戸 口」 26

へ 「水利土木」 66

凡 例

- 1 本目録は、岐阜大学教育学部郷土博物館が収蔵する美濃国池田郡八幡村竹中家文書の目録（その3）である。『美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その1）』は、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（7）として2015年に、『美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その2）』は、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（8）として2016年に刊行した。
- 2 現状において八幡村竹中家文書は、1968（昭和43）年発行『岐阜大学教育学部庶民史料目録』（3）の通りに配架されており、本目録の配列もそれに従った。1968年発行の目録の凡例を、解題に引用している。史料の一部で、先の目録と異同がある場合、それを備考に記すなどをして適宜対応した。
- 3 目録は、「番号」、「表題」、「年代」、「西暦」、「形態」、「数」、「作成」、「受取」、「備考」の順に記載した。「番号」の頭には、文書の単位記号（「に」「ほ」「へ」）を加えている。「枝番」の中の丸番号は綴であることを示す。
- 4 史料中の旧字体や異体字は常用漢字などに改めた。合字の「ㇿ」は「より」と表記した。破損などで判読不明の部分は□（字数が推定できるもの）や〔 〕（字数が推定できないもの）で表現した。判読などに疑問のある文字については（…カ）と記した。
- 5 表題は史料に記載されたものを採用し、補足が必要なものは（ ）を付け、その内容を示した。表題がない史料は〔 〕を付け、仮表題を作成した。所在不明の史料については《 》で示した。
- 6 年代は史料に記載されたものをとり、推定・参考年代は（ ）、（カ）で記した。
- 7 形態は冊子物では縦・横長・横半・横本・綴などとし、一紙物では一紙・切紙・折紙とした。村絵図などは絵図とした。寸法などは、適宜、備考に記載した。
- 8 作成・受取は、史料に記載された地名・肩書き・人名などを記載したが、多人数の場合、役職・人数などを記し、適宜省略を行った。
- 9 備考には史料の状態（破損など）や、端裏や裏書の記載など、必要と思われる情報を記している。
- 10 史料の保存状態については、現状記録を参照されたい。
- 11 史料の表題・作成・受取などには、身分や職業に関する当時の差別的言辞が含まれる場合もあるが、歴史を科学的に研究する立場から、本目録の作成にあたってはそのまま用いた。
- 12 史料の閲覧の際の連絡先は下記の通りである。

〒501 - 1193 岐阜市柳戸1番1 岐阜大学教育学部 総務係

TEL 058 - 230 - 1111（大学代表）

*史料などの閲覧は、事前予約で対応。詳細は、上記連絡先まで。

解 題

八幡村竹中家文書について

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の美濃国池田郡^{やわた}八幡村竹中家文書とは、18世中頃から19世紀末にかけての史料を中心とした、池田郡八幡村（現、揖斐郡池田町）の庄屋を勤めた家の史料である。ただし、竹中家文書以外で博物館に収蔵している史料群の一部も混在している。これらすべてを合わせた史料の総点数は、5,400点を超える。既刊の竹中家文書目録（その1）では、〔い〕土地・〔ろ〕貢租・〔は〕村政の一部分、計848点（欠番や所在不明史料は除外）を、竹中家文書目録（その2）においては、〔は〕村政の一部分と〔に〕村経済の一部分、計639点（欠番や所在不明史料は除外）の史料を収録した。今回の竹中家文書目録（その3）では、〔に〕村経済の一部分・〔ほ〕戸口・〔へ〕水利土木の一部分、計438点（欠番や所在不明史料は除外）の史料を収録した。

この文書は、『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』（1968年）として目録が刊行されている。その時の整理の概要は、以下の通りである。

『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』 凡 例

1. 本目録には、岐阜大学教育学部郷土博物館にある、次の7種の文書が収載されている。（地名は現在）
竹 中 家 揖斐郡池田町八幡 購入（中略）
2. 各文書の整理には、江戸と明治の2時代に大別し、江戸時代はその文書の内容によつていくつかの項目を立て、同一項目内はほぼ年代順に配列し、関係文書は一括することにつとめた。その分類項目は各文書ごとに改めて凡例を記して示してある。
3. 明治のものは一括して大体年代順に配列し、文書には「明治」の印を押して江戸のものと区別してある。（中略）
4. 書状など未整理分が、各文書とも相当数残されており、特に明治のものにはその家の私事にわたるものが多いので、それらはすべて整理されていない。

以上文書整理には、さきには史学研究室の岩田喜代子事務官の、のちには田中淳子事務員の協力をえたが、余暇をみてのこととて、本目録も十分な体裁をととのえていない。（日置弥三郎）

「池田郡八幡村 竹中家文書」 凡 例

1. 本文書は旧池田郡八幡村（幕府領で大垣藩領、ほかに若干の大垣藩領）の庄屋竹中家伝来のもので、戦後購入した。これを次の13項目を立てて整理した

〔い〕土 地 〔ろ〕貢 租 〔は〕村 政 〔に〕村 経 済
〔ほ〕戸 口 〔へ〕水利土木 〔と〕災害・救恤 〔ち〕交 通
〔り〕社寺・習俗 〔ぬ〕個人雑事 〔る〕金 融 〔お〕雑
〔明治〕明治時代文書

2. 書状など未整理分が多数残されているが、一応整理したものは約5,400点である。

概要に関しては、文部省史料館編『近世史料所在調査概要』（文部省史料館、1970）に収録されている。

凡例に、「一、本書は、昭和二八年度以降同四一年度までに、当館より委嘱された地方調査員による近世史料所在調査に関する報告の概要を編集したものである。」とあり、内容は以下の通りである。

文部省史料館編『近世史料所在調査概要』（文部省史料館、1970）

中 部 八四

（昭和三三―15）

所蔵者 岐阜県岐阜市長良町城ノ内 岐阜大学史学研究室購入（庄屋）

旧地名 美濃国池田郡八幡村（現岐阜県揖斐郡池田町八幡）（幕領 大部分大垣藩預所）（大垣藩 一部）

数 量 約七〇冊 約一〇〇〇通

年 代 元禄頃―幕末 主として江戸後期

内 容 旧八幡村庄屋竹中弥惣次家文書。年貢免状（元禄元以降）・勘定目録（寛保以降）・皆済目録（宝暦三以降）はじめ、主として後期の貢租・村入用・助郷（中山道垂井宿）・戸口・村法・寺社等に亘る村方一般史料で、特に金地谷粕川出水に係る水害・堤川除御普請及び池田井組の用水・水論関係、詫状・済口証文等諸出入の調停文書が多く、また宝暦一〇、天明八、天保八一九年の公儀巡見使廻郷の際の一件書類が纏まっている。なお、八幡村のほか、東野・塩田村、池田野新田分の村方史料を含み郡中代勤役書類とも推測される。

竹中家文書は、1958年までには岐阜大学学芸学部（現、教育学部）史学研究室が購入し、1964年に岐阜大学長良キャンパス内（当時）に郷土博物館が建設・開館したため、博物館に収蔵された。「博物館記録」（『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録（4）未報告諸資料・博物館関係資料目録』収録、史料番号：か-5）によると、1964年5月27日（水）～28日（木）に「主として史学科関係の所蔵品―考古発掘品、武具類、近世古文書（一部）を本館会議室、図書館などより移転」とある。

先にあげた『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』の刊行と前後して、竹中家文書は段ボール製文書箱に収納されたと思われる。後に一部の史料は、松田之利氏（当時、岐阜大学教養部）の整理により、ブリキ製の文書箱へ入れ替えられた。その後、黒野への統合移転に伴い、現在は柳戸キャンパス教育学部本館5階の郷土博物館収蔵室に保管されている。整理前の状態として、竹中家文書は、段ボール製文書箱14箱（内、書状などの未整理分は3箱あり）・ブリキ製文書箱6箱に収納されていた。

郷土博物館収蔵の八幡村竹中家文書の一部は、『新修大垣市史 史料編』（1968年）や『岐阜県史 通史編 近世上』（1968年）、『岐阜県史 史料編 近世八』（1972年）、『岐阜県史 通史編 近世下』（1972年）、『池田町史 史料編』（1974年）、『池田町史 通史編』（1978年）、『大垣市史 資料編 近世三』（2012）などで使用されている。ただし史料の中には、現時点において所在が不明な史料がある。

すでに目録は刊行されているが、さらに広範な利用に寄与するため、目録整備と史料保存を目的として、2013年から再整理を開始した。史料の埃を1点ずつ落とし、中性紙仕様の文書封筒・文書箱への入れ替え作業を順次、行っているところである。今回の整理に当たり、史料番号は1968年刊行の目録の通りにしている。

現状記録

中性紙仕様の文書箱に入れ替える前は、段ボール製文書箱14箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）、ブリキ製文書箱6箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）に入れられていた。目録（その1）と目録（その2）、本目録（その3）に収録した〔い〕土地・〔ろ〕貢租・〔は〕村政・〔に〕村経済・〔ほ〕戸口・〔へ〕水利土木の現状記録の詳細は、次頁の表の通りである。

目録(その1)と目録(その2)、本目録(その3)の発行段階において、所在不明の史料番号を以下に記す。
ろ58・ろ234・ろ281・ろ448・は13・は22・は62・は68・は71・は81・は82・は88・は89・は93・は102・は105・は144・は163・は200・は217・は223・は230・は245・は279・は293・は301・は448・に11・に124～に133・に191～に202・ほ2・ほ40・ほ54・ほ231・ほ236・ほ257・ほ277・へ62-2である。また、欠番は、ろ244・ろ282～ろ300・は403・は494・ほ122である。
目録(その2)刊行に伴う作業によって、目録(1)で所在不明の「は64」は、現物確認ができています。

箱(箱書・収納史料)	一括状態	
箱1(ブリキ製) 箱書「八幡村 竹中文書(一) (い) 土地 (ろ) 貢租1～」 い1～43・ろ1～57・59～150	い1～43は袋一括	い21～22は袋一括
	ろ1～30は封筒・ビニール紐一括	ろ19～27こより紐一括
	ろ31～42・44～57・59～60は封筒・ビニール紐一括	
	ろ61～90は封筒・ビニール紐一括	
	ろ91～118は封筒・ビニール紐一括	
	ろ119・121～150は封筒・ビニール紐一括	ろ147・148はこより紐一括 ろ149・150はこより紐一括
箱2(ブリキ製) 箱書「八幡村 竹中文書(二) (ろ) 貢租151～458」 ろ151～233・235～243・245～280・301～447・449～458	ろ151～177は封筒・ビニール紐一括	ろ171～173はこより紐一括
	ろ177～195はビニール紐一括	
	ろ196～208は封筒一括	ろ201・202は紐一括
	ろ209～233・235～238はビニール紐一括	
	ろ239～243・245～260は封筒一括	ろ239・240はこより紐一括 ろ241～243はビニール紐一括 ろ246-1～250はビニール紐一括
	ろ261～280は封筒・ビニール紐一括	
	ろ301～400はビニール紐一括	
	ろ401～410は封筒・ビニール紐一括	
	ろ411～418・420～425・427～438は封筒一括	ろ429～432は袋・こより紐一括
	ろ439～447・449～458はビニール紐一括	ろ453～458はこより紐一括
箱3(ブリキ製) 箱書「八幡村 竹中文書(三) 貢租(ろ)460～544 戸口(ほ)1～284 災害(と)1～95」 ろ459～544、ほ1・3～39・41～53・55～121・123～230・232～235・237～251・254～256・258～276・278～284、と1～14・16～94	ろ459～479は封筒一括	ろ459～464はこより紐一括 ろ465～468はこより紐一括
	ろ480～544は封筒一括	ろ480～485はこより紐一括 ろ513～533はビニール紐一括 ろ534～540はビニール紐一括
	ほ1・3～30は封筒一括	
	ほ31～39・41～53・55～100は封筒一括	ほ32～34はこより紐一括 ほ35～39・41～53・55～64はこより紐一括 ほ65～75はこより紐一括 ほ76～100はこより紐一括

箱3 (ブリキ製) 続き	ほ 101 ~ 121・123 ~ 200 は封筒一括	ほ 102 ~ 117 はこより紐一括
		ほ 118 ~ 121 はこより紐一括
		ほ 123 ~ 132 はこより紐一括
		ほ 133 ~ 137 はこより紐一括
		ほ 135・136 はこより紐一括
		ほ 138 ~ 140 はこより紐一括
		ほ 141 ~ 149 はこより紐一括
		ほ 141・142 はこより紐一括
		ほ 150 ~ 154 はこより紐一括
		ほ 155 ~ 167 はこより紐一括
		ほ 168 ~ 171 はこより紐一括
		ほ 172 ~ 178 はこより紐一括
		ほ 179 ~ 183 はこより紐一括
		ほ 185 ~ 191 はこより紐一括
	ほ 193 ~ 195 はこより紐一括	
	ほ 196 ~ 199 はこより紐一括	
	ほ 201 ~ 230・232 ~ 235・237 ~ 251・254 ~ 256・258 ~ 276・278 ~ 284 は封筒一括	ほ 201 ~ 211 はこより紐一括
		ほ 212・213 はこより紐一括
		ほ 214 ~ 216 はこより紐一括
		ほ 217 ~ 220 はこより紐一括
		ほ 221 ~ 230・232・233 はこより紐一括
ほ 234・235 はこより紐一括		
ほ 237 ~ 241 はこより紐一括		
ほ 242 ~ 244 はこより紐一括		
ほ 247・248 はこより紐一括		
ほ 262 ~ 265 はこより紐一括		
ほ 266 ~ 276・278 ~ 284 はビニール紐一括		
と 1 ~ 14・16 ~ 94 はビニール紐一括	と 61 ~ 77 は紐一括	
	と 83 ~ 94 はこより紐一括	
箱4 (ブリキ製) 箱書「八幡村 竹中文書(四) 村政(は) 1 ~ 124」 は 1 ~ 12・14 ~ 21・23 ~ 61・63・65 ~ 67・69・70・72 ~ 80・83 ~ 87・90 ~ 92・94 ~ 101・103・104・106 ~ 122	は 1 ~ 12・14 ~ 20 は封筒一括。	は 9 ~ 11 はこより紐一括
	は 21・23 ~ 30 は封筒一括	は 29-1・29-2 はこより紐一括
	は 31 ~ 47 は紐一括	
	は 48 ~ 60 は封筒一括	
	は 61・63・65 ~ 67・69・70・72 ~ 80・83 ~ 87・90 は封筒・ビニール紐一括。	は 69 ~ 70 はビニール紐一括
	は 91・92・94 ~ 99 は封筒一括	は 95 ~ 99 はビニール紐一括
		は 95 ~ 99 は袋一括
	は 100・101・103・104・106 ~ 122 は封筒・ビニール紐一括	

箱5 (ダンボール製) 箱書「八幡村 竹中文書(五) 村政 (は) 125～290」 は 123～143・145～162・164～ 199・201～216・218～222・224 ～229・231～244・246～278・ 280～290	は 123～137・139 はビニール紐一括	は 123～129 は袋一括
	は 138・140～143・145～162・164～ 171・203 はビニール紐一括	は 158・159 はビニール紐一括
	は 172～176・178～199・201 はビニール紐 一括	は 174-1～-15 は袋・こより紐一括 は 174-1～-12 は包紙一括 は 174-13～-15 はこより紐一括
	は 202・204・206～209・211～216・219 は紐一括	
	は 218・220～222・224～229・231・232・ 237～242・246・247 はビニール紐一括	は 241・242 はこより紐一括 は 228-2～-8 は袋 (は 228-1) 一括
	は 250～268・275～278・280～290 はビニール 紐一括	は 283-1～-8 はビニール紐一括
	は 269～274 は袋一括	
	箱6 (ダンボール製) 箱書「八幡村 竹中文書(六) 村政 (三) (は) 291～499止」 は 291・292・294～300・302～ 402・404～447・449～493・495 ～503・ほ 252・253	は 291・292・294～300・302～307・309・ 447 はビニール紐一括
は 310～318・ぬ 9 はビニール紐一括		
は 319～324・328～339 は袋一括		は 321～322 は重ね折一括
は 325～327・342・358～361・ほ 252・ 253 は袋一括		は 325～327 はビニール紐一括 は 358-1～-39 はこより紐一括 は 358-40～-76 はこより紐一括 は 359～361 はこより紐一括
は 340・341・343～357 はビニール紐一括		
は 362～367 は袋一括		は 367・367-1～-6 はこより紐一括
は 368～376 はビニール紐一括		
は 377～379 はビニール紐一括		
は 380～383・385～399・409～412・417 はビニール紐一括		
は 400・401・401・404～408・413～416・ 418～421・384・422・424 はビニール紐一 括		
は 425～は 446・は 308・449～451 はビニール 紐一括		は 429・430 はこより紐一括 は 439・440 はこより紐一括 は 441～444 はこより紐一括 は 449～451 はこより紐一括
は 452～457・476・458～461・466～470 はビニール紐一括		は 466～468 はこより紐一括
は 463～465 はビニール紐一括		
は 471～474 はビニール紐一括		
は 475・477～493・495～502 はビニール紐 一括		は 487-1～-13 は袋・こより紐一括

箱7 (ダンボール製)	に 2～10・12～14・19～54 はビニール紐一括	
箱書「八幡村 竹中文書(七) 村経済(全)(に) 1～161止」	に 56～81・83・82・84～86・99・87～98 はビニール紐一括	に 67～69 は紙紐一括
に 1～10・12～123・134～190・203～212・は 64	に 152・153・158・160～190・203～212 はビニール紐一括	に 178～190・203～212 はこより紐一括
		に 179～185 はこより紐一括
		に 186・187 はこより紐一括
		に 203～212 はこより紐一括
	に 130・134～151・154～157・159 はビニール紐一括	
	に 100～111・117～123 はビニール紐一括	に 108～110 は紙紐一括
箱8 (段ボール製)	へ 1～40 はビニール紐一括	
箱書「八幡村 竹中文書(八) 治水土木(全)(へ) 1～196止」	へ 41～79 はビニール紐一括	へ 51～54 はこより紐一括
	へ 80～99 はビニール紐一括	へ 83・84 はこより紐一括
		へ 85～87 はこより紐一括
		へ 90～94 はこより紐一括
		へ 98・99 はこより紐一括
	へ 100～120 はビニール紐一括	へ 109 と 109 - 1 は重ね折り一括
	へ 121～134・136～139 はビニール紐一括	へ 119・120 はこより紐一括
		へ 125・126 はこより紐一括
		へ 132～134 は袋一括
	へ 140～142・147～181 はビニール紐一括	へ 141・142 はこより紐一括
	へ 143～146 はこより紐一括	
	へ 182～233 はビニール紐一括	へ 211～223 はこより紐一括
		へ 224～233 はこより紐一括
へ 225・226 はこより紐一括		
へ 228・229 はこより紐一括		

八幡村について

竹中家文書が作成されていた時点において、美濃国池田郡八幡村は、幕府領（大垣藩預所も含む）と大垣藩領との相給地であった。幕府領（大垣藩預所も含む）の庄屋を勤めたのが、竹中家である。幕府領の石高は、延宝期の検地によって1,237石3斗2升4合となるが、元禄14年（1701）、八幡村に所在する瑞泉寺・栄松寺・正円寺・徳通寺の境内地が除地され、1,232石6斗3升8合となった。以後、幕末まで上記の支配・石高で続いていく。詳細は、目録（その1）・目録（その2）を参照されたい。

八幡村は、現在、岐阜県揖斐郡池田町の南東部、揖斐川右岸に位置する。江戸時代において、東は一色村・末守村（ともに現、安八郡神戸村）、南から南西にかけては片山村（揖斐郡池田町）、北西は青柳村（揖斐郡池田町）、北は六之井村（揖斐郡池田町）と境を接していた。村の詳細は、竹中家文書に残された村絵図や村明細帳などが参考となる（は 362・は 366・は 388～は 402・は 404～は 416、は 15・は 325・ほ 1・ほ 4～ほ 12など）。村絵図からは、江戸時代の八幡村の小字が確認でき、目録（その1）・（その2）の口絵とした天保14年（1843）の村絵図（は 397）と、文化元年（1804）年の村絵図（は 401）、文化元年（1804）「村中田畑字限高反別覚帳」（い 17）に見える小字を一覧にし、**参考資料①**として、この解題の末尾に収録した。

江戸時代の八幡村の人口は、天保14年（1843）の「村高人別家数書上帳」（ほ 19）によると、以下のようであった。

家数 176 軒（御料：162 軒、私領 14 軒）
人数 688 人（御料：636 人、私領 52 人）
男 344 人（御料：315 人、私領 29 人）
女 344 人（御料：321 人、私領 23 人）

竹中家文書の中には、村人の戸籍の役割を果たしていた宗門人別改帳は無かったが、古郷送り証文や寺手形といった村人の移動に関わる証文が多数残されている。婚姻、養子、奉公、参詣などの際に作成された証文から、八幡村の人の移動を参考資料②として、これも解題の末尾にまとめた。

竹中家に残された史料で特筆すべき点は、縁組や奉公で八幡村以外にいる村人が死亡した場合、親類や五人組から村役人宛てに、宗門人別改帳から死亡した村人の記載を除くよう死亡届が出されていることである。大垣藩預所の宗門人別改帳は、縁組や奉公で村を離れた村人に関して、彼らが死亡するまで、その動向を追跡した記述がなされていることが、これまでの研究で明らかとなっている（速水 融・2002、成松佐恵子・2000）。しかし、遠方者の動向がどのように元の村へ届けられたのかは、不明な部分が多く、かなりの時間を要した場合もあったのではないかと考えられていた。竹中家文書をみると、死亡時期の記載がある事例では、おおよそ 2、3 か月以内に村役人に死亡届が出されている。ただし、多くの死亡届は、死亡時期の記述が無い。2 月から 3 月にかけて出されている場合が多いのは、宗門人別改帳が毎年 3 月に作成されるからであろう。詳細については、今後、検討していきたい。

竹中家について

竹中家は、寛永期に幕府領（大垣藩預所も含む）となった八幡村の庄屋を勤めた家である。文書群全体の整理はまだ終了していないため、竹中家自体については、今後の目録で詳述したい。竹中家の九代目竹中与惣治については、既刊の目録解題を参照されたい。

概要

竹中家文書は、現状において『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』の通りに配架されており、整理にあたってはその配列を踏襲した。竹中家文書目録（その 1）では、〔い〕「土地」（い 1～い 43）・〔ろ〕「貢租」（ろ 1～ろ 544）の全てと、〔は〕「村政」の一部（は 1～は 237）までを収録した。竹中家文書目録（その 2）では、〔は〕「村政」の一部（は 238～は 503）と、〔に〕「村経済」の一部（に 1～に 173）を収録した。本目録では、〔に〕「村経済」の一部（に 174～に 228）・〔ほ〕「戸口」・（ほ 1～ほ 284）〔へ〕「水利土木」の一部（へ 1～へ 89）を収録している。今回は、〔い〕「土地」・〔ろ〕「貢租」・〔は〕「村政」・〔に〕「村経済」の概要について記す。

【い】「土地」

明和 7 年（1770）の「濃州池田郡八幡村高反別帳」（い 3）に、幕府領の田畑の反別が見える。この時の田畑高・反別は、田高は 975 石 1 斗 3 升 9 合（反別 76 町 6 畝 4 歩）、畑高は 216 石 6 斗 4 升 1 合（反別 21 町 1 反 8 畝 6 歩）であった。天保 3 年（1832）の「田畑小前帳」（い 31）によると、田高は、1,015 石 6 斗 5 升 7 合（反別 79 町 2 反 2 畝 21 歩）とみえるが、畑高・反別は明和 7 年（1770）と同様であった。

八幡村の南西部を流れる粕川通りは、よく堤が切れて荒地となったため、荒地反別や起返しに関する史料が残されている（い 18～い 30）。延享 2 年（1745）の「屋鋪・畑屋敷竹藪書上帳」（い 1）は、竹藪役賦課のため林野改めが行われ、八幡村の屋敷地などの竹の総本数（計 1 万 1,067 本）が信楽役所に報告された。

年貢割付状に竹木運上が見られるのは、宝暦年間からである。明和2年(1765)の「濃州池田郡八幡村先永荒所差木銘々地主御請書之事」(い2)から、この頃、荒所へ杉や桧の差木が行われ、それが明和7年(1770)まで続けられていた(に30)。

【ろ】「貢 租」

元禄元年(1688)から嘉永元年(1848)までの年貢割付状が、まとまって残されている(ろ1～ろ118)。この中で、最も古い元禄元年(1688)の年貢割付状(ろ1)を、口絵1並びに解題の末尾に**参考資料③**として収録した。年貢の皆済後、村から領主へ提出された年貢勘定目録や、領主から村役人宛に出された年貢皆済目録も残されている(ろ119～177-1)。村に賦課された年貢米金を、村中の百姓で割賦した「免割帳」が、断続的に残されている(ろ209～233・ろ235～238)。池田野新田や塩田村、綾野村、東野村など他村の年貢関係史料も見られるが、その村々の兼帯庄屋や紛争の調停役を竹中与惣次が勤めていたことによる。飢饉対策などの理由で貯蓄された熱田御詰粃や、年貢米の郷蔵納状が、数多くある(ろ306～364など)。年貢米のうち、江戸へ送られた廻米や、御膳粃に関する史料も多数残されている(『岐阜県史 通史編近世上』pp.850～858)。

【は】「村 政」

明和から享和年間に出された御触書の「御請印帳」が13点、残されている。そのうち、寛政年間を中心に博奕禁止に関するものが6点ある(は32・は34・は35・は41・は45・は47など)。享和元年(1801)の「被仰渡之趣郡中示合定」(は46)は、博奕の取締りのため信楽代官支配下の村々で組合村を作り、取締方を置くことを定めたものである(解題末尾の**参考資料④**を参照、『岐阜県史 通史編 近世上』pp.1319～1321)。寛政11年(1799)、美濃国では頻発する強盗対策として御料・私領の村々で組合村を結成するよう触が出された(『各務原市史 資料編近世I』pp.258～260)。天保12年(1841)にも同様の触が再通達され、関係史料が残されている(は195・は198・は199・は207、『岐阜県史 通史編近世上』pp.1315～1317)。18世紀後半以降、全国各地で組合村を通じた農民支配の強化が図られた。上述の史料は、美濃国での治安維持や農民統制の実態をうかがわせる。

博奕以外では、善光寺如来の廻国や、甘蔗製作伝法人の小林山城の来訪に関する触への「御請印帳」が残されている(は37・は40)。寛政8年(1796)の甘蔗製作伝授については、廻状も残されている(は464・は472)。

天明8年(1788)・天保9年(1838)の巡見使や、勘定役による廻村関係の史料も豊富に残されている(は308～は387など)。天明8年の巡見使に関する史料の一部は、目録(2)に収録している。文化元年(1804)以降、八幡村は大垣藩預所となり、その頃の郡中組合の取極書がある(は56、目録(2)に収録)。

幕末、大垣藩預所の村々から「海防御備金」が献金された。「献金一件御用留」(ろ478)・「御国恩御冥加献金志願之者名前取調帳」(ろ479)から、開国後、村人から預所役所宛ての献金額が見え、金額によって、資格や褒賞などが与えられていた。当時の大垣藩預所内の有力者の地位については、「御目見席順調帳」(は303)が参考となる(『岐阜県史 通史編近世上』pp.322～327)。

興味深い史料としては、明和9年(1772)5月、八幡村の屋敷畑に梨10本を植付けたので、出荷の際には京都・大坂へ直送せず、近辺の仲買の者へ売り渡すことを記した届け(は306)がある。また、安永5年(1776)、蚕飼養後の桑枝穂を紙漉き方へ売り、紙にするよう土山代官所からの仰せがあったが、東野村・八幡村には桑木は無いと届け出ている(は463)。

竹中与惣次が取り扱った内済などの関係史料が多数残されているが、【は】以外の項目にも散見している

ので、今後の目録でまとめていきたい。但し、天保期の鰻荷をめぐる内済に関しては、目録（その1）や、岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター編『地域史料通信』第7号（2015年）などを参照されたい。

【に】「村 経 済」

明和6年（1769）～享和3年（1803）までの村入用帳がまとまっている（に1～に10・に12～に27など）。代官所が天津→土山→笠松→天津→信楽と変遷した時期のもので、村運営費用の詳細については今後の検討課題である。明和6年（1769）の村入用帳については、『池田町史 史料編』（pp.324～329）、『池田町史 通史編』（pp.367～369）を参照されたい。天明7年（1787）の村入用帳については、『岐阜県史 通史編近世上』（pp.1308～1311）に内容がまとめられている。八幡村に残された村入用帳から、18世紀後半の段階で、村借金は多額で、慢性的な状態となっていたことが、確認出来る。

八幡村以外の村借金関係史料も多くみえ（に101～に111、に118・に119・に143・に144など）、紀州藩から表佐村庄屋が借用した金銭返却に関する書状も残されている（に174）。また、笠松陣屋堤方役所から八幡村宛に出された定式人馬船賃割賦（川普請関係の人馬船賃）の請取覚が多数残されている（に188～190・に203～220）。

【ほ】「戸 口」

八幡村の村明細帳や、村高人別家数書上帳が残されている（ほ1・ほ4～ほ12・ほ16・ほ17・ほ19～ほ22など）。多数の「古郷送り証文」や「寺手形」といった村人の移動に関わる証文から、八幡村を中心とした人の移動について一覧にしたので、解題末尾の**参考資料②**と地図を参照されたい。

八幡村の村人が、奉公先や婚姻先、参詣途中で病死した場合、親類や五人組から庄屋宛に死亡届けが出され、宗門人別改帳や五人組帳からの記載を除くようにという記載がある（**参考資料⑤**・**参考資料⑥**）。村人が参詣や湯治などに行く際は、往来手形や請合証文といったものが作成された。旅行時の請合証文については、岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター編『地域史料通信』第8号（2016年）を参照されたい。五人組内の者が奉公へ行く時や、分家などによる五人組の加除について、村役人宛てに出された届けも散見される（**参考資料⑦**）。

八幡村関連資料

- ・岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の博物館第2収蔵室諸資料に、「池田郡八幡村早稲方絵図」などの八幡村関係絵図が残されていた（史料番号い-6-1～い-6-9-2・い-6-13・い-6-14・け1-1）。本目録の八幡村竹中家文書の一部であったものが、史料整理の過程で混入した可能性がある。
- ・立教大学図書館に、美濃国池田郡八幡村竹中家文書が所蔵されている。この史料目録は、立教大学図書館のホームページ（地方古文書総目録）から確認することが可能である（2017年3月現在）。点数は多くはないが、伊能忠敬の測量通行に係る史料が主なものである。
- ・岐阜県歴史資料館所蔵の「明治期岐阜県庁事務文書」中に、天保9年（1838）・明治5年（1872）の八幡村明細帳や、明治14年（1881）の各村略誌などが収められている。
- ・名古屋大学附属図書館所蔵の西高木家文書に、八幡村と片山村との水論関係の史料が残されている。

参考文献・参考資料

- ・『池田町史 史料編』1974、『池田町史 通史編』1978
- ・『岐阜県史 史料編近世一』1965、『岐阜県史 史料編近世二』1966、『岐阜県史 史料編近世八』1972
- ・『岐阜県史 通史編近世上』1968、『岐阜県史 通史編近世下』1972
- ・『新修大垣市史 史料編』1968、『新修大垣市史 通史編一』1968
- ・『各務原市史 史料編近世 I』1984
- ・速水 融『江戸農民の暮らしと人生』麗澤大学出版会、2002（初出は 1988）
- ・成松佐恵子『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』ミネルヴァ書房、2000
- ・名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室編『名古屋大学附属図書館 2006 年秋季特別展 江戸時代の村と地域』名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室、2006
- ・岩田浩太郎「寛政六年『仕置改革』の政策的意義」『史海』29、1982
- ・西沢淳男「近世後期御影陣屋の取締政策について」（同『幕領陣屋と代官支配』所収、岩田書院、1998、初出は 1989）
- ・小松 修「寛政期の『取締役』制について」（『近世多摩川流域の史的研究（第二次研究報告）』所収、多摩川流域史研究会、1993）
- ・山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会』清文堂、2007

参考資料① 八幡村小字一覧

【解説】天保14年(1843)の村絵図(は397、目録(その1)口絵)、文化元年(1804)年の村絵図(は401、目録(その2)口絵)、文化元年(1804)「村中田畑字限高反別覚帳」(い17)に見える小字を一覧にしたもので、字の順番は「村中田畑字限高反別帳」の通りである。八幡村を南北に通る道や水路を区切りとして北から南へと小字が記されていた。参考として、現在残されている小字を右端に収録した。今、残されている字は、江戸時代と比べると一部に過ぎないことが確認できる。

	文化元年反別帳 (い17)	文化元年村絵図 (は401)	天保14年村絵図 (は397)	『池田町史 通史編』
1	市ノ坪	市ノ坪	市の坪	市ノ坪
2	野越	野越	野越	
3	神明西	神明西	神明西	
4	横枕	横枕	横枕	
5	野田			
6	桑原	桑原	桑原	
7	つく田	つく田	つく田	
8	北まくわづか	真桑塚	北真桑塚	
9	南まくわ塚		南真桑塚	
10	しら田	しら田	しら田	
11	上八反田	上八反田	上八反田	八段田
12	五反田	五反田	五反田	五段田
13	六反田	六反田	六反田	六段田
14	上町田		上丁田	
15	七反田	七反田	七反田	七段田
16	花ノ木		花ノ木	
17	深町	深町	深町	深町
18	古渡り			
19	といノ下		といの下	
20	下町田			
21	瀧岸	瀧岸	瀧口(岸)	滝岸
22	下八反田	下八反田	下八反田	
23	西江渡浦		西江渡浦	
24	江渡前	江渡前	江渡前	江渡前
25	村東	村東	村東	
26	西江渡			
27	とうろ		とうろ	
28	中の		中野	中野
29	上八幡			
30	北ノ畑			
31	宮西	宮西		
32	つき山			
33	西ノ庄出口	西ノ庄出口	西ノ庄出口	
34	中道	中道	中道	中道
35	大門先	大門先	大門先	
36	正□□			
40	布戸			
41	宮東		宮東	
42	土佐	土佐	土佐	土佐街道
43	地藏堂	地藏堂	地藏堂	

44	どゞめ木	どどめ木	どとめき	
45	恵下		恵ケの下	
46	寺ノ下		寺ノ下	寺ノ下
47	北出	北出	北出	北出
48	北ノ後	北ノ後	北ノ後	
49	出口			
50	下八幡			
51	割田	割田	割田	
52	宮前	宮前	宮前	
53	西松戸	西松戸	西松戸	
54	江渡浦	江渡浦	江渡浦	
55	布戸下	布戸下	布戸下	布戸下
56	西宮神	西宮神	西宮神	西宮神
57	えひノ川		えびの川	海老之川
58	ほつ田	ほつ田	ほつ田	
59	鳥居前	鳥居前	鳥居前	鳥居前
60	大つか	大塚	大塚	大塚
61	ぐミノ木	ぐミノ木	ぐみの木	
62	中沢			
63	杭川		杭川	杭川
64	五反田		五反田	
65	吉原	吉原	吉原	
66	東光田	東光田	東光田	東光田
67	久郷妙	久郷妙	久郷妙	
68	辻之内	辻之内	辻ノ内	
69	中河原		中河原	中河原
70	東松戸	東松戸	東松戸	松戸
71	のゝ中	野々中	野々中	野々中
72	宮内河戸	宮内	宮内河戸	宮内河戸
73	神明木	神明木	神明木	神明之木
74	中津	中津	中津	中津
75	落合下	落合下	落合下	落合下
76	水先	水先	水先	
77	権六分	権六分	権六分	
78	下田	下田	下田	下田
79	神明堂		神明堂	
80	柳ノ内			柳之内
81	下川原	下川原	下河原	下河原
82				宮下
83				上河原
84				水崎
85				神明戸
86				四美田
87				半田
88				神戸白
89				村中
90				北之白

参考資料② 八幡村を中心とした人の移動

【解説】寛延期から文久年間までの古郷送り証文や寺手形、往来証文といった村人の移動に関わる証文から、八幡村の人の移動（婚姻・養子・奉公・参詣・引越しなど）をまとめたものである。婚姻・養子などは、実際、八幡村内（大垣藩預所・大垣藩領）の縁組が多数であったと考えられる。証文としては、跡目相続に関わる大垣藩領の八幡村からの養子縁組、1例しか残されていない（ほ35）。婚姻・養子縁組の地理的範囲としては、池田郡内が多数を占める。そのほか、大野郡や安八郡が多少あり、なかには近江国への縁組もみうけられる。支配領域でいえば、同支配の大垣藩預所（幕府領）がそれほど多くなく、多数を占めたのは大垣藩領の村々で、30例以上確認できた。ほかでは、尾張藩領や旗本領、岡田藩領・彦根藩領など、藩領に関係なく広がっている。

No.	年代	西暦	移動事例	史料番号
1	寛延三庚午年三月十六日	1750	池田郡宮地村（池田町）喜太郎→八幡村善兵衛方へ養子	ほ31、ほ32
2	寛延三年午十二月日	1750	江州坂田郡下夫馬村（米原市）甚之丞→八幡村へ引越し	ほ33、ほ34
3	宝暦九己卯年二月十日	1759	八幡村忠四郎→八幡村御料所甚十郎方へ跡目相続引越し	ほ35
4	宝暦十一辛巳年三月	1761	池田郡寺本村（揖斐川町）仁助→八幡村へ引越し	ほ36、ほ37
5	宝暦十一年巳三月	1761	安八郡神戸村（神戸町）百姓治右衛門娘きさ→八幡村友四郎方へ縁付け、きさ男子勝治次・直治郎2人、母と3人と一所に引越し	ほ38
6	宝暦十三癸未年二月二日	1763	池田郡六之井村（池田町）弥七→八幡村勘七方へ養子	ほ39
7	宝暦十三癸未年四月	1763	池田郡正夫池村（池田町）弥惣次→八幡村へ引越し	ほ41
8	安永六年酉正月	1777	八幡村丈助後家ため→病身にて古郷近親方へ引取り	ほ43
9	安永九年子三月	1780	八幡村四郎三→亥年廻国順礼の処、当春道中病死	ほ44
10	天明元年丑十二月	1781	池田郡東野村（池田町）弥三七→八幡村おきな方へ養子にて引越し	ほ45、ほ46、ほ47
11	天明二年寅七月	1782	八幡村助右衛門娘きん→脛永村（揖斐川町）惣右衛門方に縁組み	ほ48、ほ53
12	天明五年巳正月	1785	池田郡萩原村（池田町）清五郎娘みよ→八幡村幸次郎方へ縁付け	ほ50
13	天明六年午三月	1786	八幡村丈右衛門→国々諸寺参詣	ほ57、ほ58
14	天明六年午十月	1786	八幡村弥兵衛→武州江戸四ツ屋新宿（東京都新宿区）高嶋屋喜兵衛方へ奉公	ほ59（ほ72参考）
15	天明八年申三月廿八日	1788	八幡村六三郎→去未5月善光寺参詣（善光寺道にて死去、宗門帳面除き）	ほ63
16	天明九年酉二月	1789	八幡村直四郎倅紋弥→江州坂田郡長浜郡上片原へ養子	ほ51、ほ64
17	寛政二戌年二月	1790	八幡村久右衛門娘みよ→江州彦根城下安全（養）寺中町（彦根市）糸ひ屋伊兵衛方へ養子	ほ65、ほ66、ほ67
18	寛政三亥年三月	1791	八幡村林次郎甥弥五助→病身にて不破郡青墓村（大垣市）伯父円次郎方へ養子	ほ68、ほ69、ほ70
19	寛政四年子二月	1792	八幡村治左衛門従弟弥兵衛・ちか→江戸表（東京都新宿区）に奉公の処、兩人とも病死	ほ72（ほ59参考）
20	寛政四年子二月	1792	八幡村治左衛門従妹はな→長良村で病死	ほ73
21	寛政四子二月日	1792	大野郡小衣斐村（大野町）喜代蔵妹まち（かよ）→八幡村又蔵方へ縁付	ほ75、ほ76
22	寛政四年子閏二月朔日	1792	八幡村久右衛門倅又之丞→大垣柳原町（大垣市）菓子屋久兵衛方に奉公→病氣にて帰村	ほ74
23	寛政四〇〇〇五月	1792	八幡村久右衛門倅久蔵儀→病氣養生のため飛州下呂（下呂市）へ入湯（5月7日出立、29日まで）に帰村	ほ78、ほ79、ほ80
24	寛政四年子六月廿九日	1792	八幡村七右衛門→信州善光寺へ参詣（7月朔日出立、8月15日まで）に帰村	ほ81、ほ83
25	寛政四年子六月	1792	八幡村仁助女房ちた→信州善光寺へ参詣（7月朔日出立、8月15日まで）に帰村	ほ82
26	寛政四年子十二月	1792	八幡村利惣次婦娘ひさ→池田郡脛永村（揖斐川町）文八方へ縁組み	ほ77、ほ84、ほ84-1

27	寛政五年丑正月	1793	池田郡本郷村（池田町）勘左衛門娘いよ→八幡村忠右衛門方へ縁付け	ほ 94
28	寛政六甲寅年二月	1794	大野郡牛洞村（大野町）伝六娘きの→八幡村甚右衛門方へ縁付け	ほ 86、ほ 87
29	寛政七乙卯年正月日	1795	池田郡本郷村（池田町）番人九蔵弟庄六→八幡村番人清蔵方へ養子	ほ 88、ほ 89、ほ 90
30	寛政七年卯正月	1795	八幡村源蔵従弟さん→江州浅井郡東野村（長浜市）宇兵衛方へ縁付けの処、去寅 11 月病死	ほ 91
31	寛政七乙卯年正月日	1795	池田郡本郷村（池田町）勘左衛門娘いよ→八幡村菊蔵方へ縁付け	ほ 92
32	寛政七年卯正月	1795	池田郡溝尻村（揖斐川町）丑右衛門娘ろく→八幡村金蔵方へ縁付け	ほ 93
33	寛政七年卯三月	1795	安八郡白鳥村（池田町）治三郎娘そな→八幡村七郎治方へ縁付け	ほ 95、ほ 96
34	寛政七乙卯年十二月	1795	八幡村百姓与右衛門→遠州秋葉山へ参詣	ほ 99
35	寛政七乙卯年	1795	安八郡北方村（大垣市）文四郎娘さめ→八幡村喜太夫後家しけ方へ縁付け	ほ 101
36	寛政八年辰正月日	1796	池田郡草深村（池田町）喜惣治姉いそ→八幡村小兵衛方へ縁付け	ほ 102、ほ 116
37	寛政八年辰正月	1796	池田郡野中村（揖斐川町）百姓郡蔵娘ゆふ→八幡村丈右衛門方へ縁付け	ほ 103、ほ 106
38	寛政八年辰正月	1796	安八郡白鳥村（池田町）百姓久七妹とめ→八幡村兵吉方へ縁付け	ほ 104、ほ 105
39	寛政八丙辰年二月	1796	八幡村友七後家りよ→病身にて舟子村（池田町）銀次方に養子の娘方へ	ほ 107
40	寛政八丙辰年二月	1796	安八郡北方村（大垣市）文四郎娘りか→八幡村喜太夫後家しけ方へ縁付け	ほ 108
41	寛政八年辰二月	1796	池田郡片山村（池田町）百姓弥三七娘きの→八幡村惣七方へ縁付け	ほ 112、ほ 113
42	寛政八丙辰年二月	1796	池田郡願成寺村（池田町）祐吉娘ふじ→八幡村用吉方へ縁付	ほ 112-1
43	寛政九巳年正月	1797	八幡村与左衛門伯父清兵衛→江戸表にて去秋病死	ほ 118、ほ 119
44	寛政九巳年正月	1797	八幡村与左衛門伯父権右衛門→江戸表にて去秋病死	ほ 118、ほ 119
45	寛政九巳年五月	1797	八幡村与三衛→当 4 月 3 日京都へ出立、参詣の処、親類方にて病死	ほ 120
46	寛政十年年二月	1798	八幡村茂平次従弟きの→大垣へ奉公の処、病死	ほ 123
47	寛政十年年二月	1798	八幡村茂平次従弟従弟きん→片山村（池田町）へ縁付の処、病死	ほ 124
48	寛政十戊午年二月日	1798	池田郡市橋村（池田町）武右衛門娘かよ→八幡村祐七方へ縁付け	ほ 125
49	寛政十年年二月	1798	八幡村次郎右衛門従弟千十郎→北方村へ養子の処、病死	ほ 128
50	寛政十年年二月	1798	八幡村次郎右衛門伯母むめ→大垣へ縁付けの処、病死	ほ 128
51	寛政十年午三月	1798	八幡村清三郎娘みよ→岐阜下竹屋町（岐阜市）百姓彦助方へ縁付け	ほ 117、ほ 130
52	寛政十年午四月日・寛政十年午十一月廿六日	1798	池田郡脛永村（揖斐川町）権助娘おのふ→八幡村藤蔵方へ縁付け	ほ 131、ほ 132
53	寛政十一年未七月	1799	八幡村其七娘つか→大垣魚屋町（大垣市）の従弟弥右衛門方へ遣わし	ほ 133、ほ 134
54	寛政十一年未十一月	1799	八幡村七伴勘五郎→日本廻国(11 月 13 日出立、5 か年過時分までに帰村)	ほ 135、ほ 136、ほ 137
55	寛政十二年申二月	1800	安八郡西保村（神戸町）善左衛門娘ちか→八幡村七左衛門方へ縁付け	ほ 138
56	寛政十二年申二月	1800	池田郡藤代村（池田町）儀平次娘かよ→八幡村与右衛門方へ縁付け	ほ 139
57	寛政十二年申三月	1800	八幡村曾七兄政七→江戸表へ奉公の処、病死	ほ 140
58	寛政十三酉年二月	1801	八幡村平右衛門従弟りよ→京都備宅にて去る 8 月病死	ほ 141
59	享和元年酉二月	1801	池田郡脛永村（揖斐川町）兵次郎娘みね→八幡村与惣次方へ縁付け	ほ 143、ほ 144
60	享和元年酉四月日	1801	八幡村伊之助→京都参詣の処、病死	ほ 147
61	享和元年酉四月日	1801	八幡村伊之助伯母すて→江州浅井郡落合村（長浜市）へ縁付の処、病死	ほ 147
62	文化元年子三月	1804	八幡村喜平従弟吉三郎→京都大宮通り綾小路下ル（京都市）の仮宅にて病死	ほ 151
63	文化元年子三月	1804	八幡村喜平従弟与三松→京都川原町二条上ル（京都市）の借宅にて病死	ほ 151
64	文化元年子三月	1804	安八郡神戸村（神戸町）弥助妹きの→八幡村市郎治方へ縁付け	ほ 152
65	文化元年子七月	1804	八幡村惣五郎倅幸右衛門・兵蔵→病氣養生のため飛州下呂（下呂市）へ入湯	ほ 154
66	文化二年丑正月十四日	1805	八幡村藤蔵女房その・妹みか→病氣養生のため飛州下呂（下呂市）へ入湯	ほ 155、ほ 156
67	文化二丑年三月	1805	池田郡田中村（池田町）庄平娘わき→八幡村左太夫方へ縁付け	ほ 161
68	文化三丙寅年二月日	1806	大野郡下座倉村（大野町）政八娘いか→八幡村直蔵方へ縁付け	ほ 163、ほ 164
69	文化三丙寅年二月	1806	安八郡柳瀬村（神戸町）祐八娘もの→八幡村宇七方へ縁付け	ほ 166
70	文化三年寅二月	1806	池田郡田中村（池田町）次左衛門妹きの→八幡村市郎次方へ縁付け	ほ 167

71	文化四年丁卯三月	1807	池田郡上田村（池田町）磯八娘知良→八幡村番人庄六方へ縁付け	ほ 168
72	文化四丁卯年六月	1807	池田郡八幡村枝郷下村半七弟久蔵→安八郡新屋鋪村（神戸町）弥三八方へ養子	ほ 169
73	文化四年卯十二月	1807	八幡村祐吉倅初五郎→大野郡房嶋村（揖斐川町）幸右衛門方へ養子	ほ 170、ほ 171
74	文化五年辰三月	1808	八幡村丈吉弟文平→多芸郡船付村（養老町）百姓半三郎方へ養子	ほ 172、ほ 173 （ほ 215・ほ 216 参考）
75	文化五辰三月日	1808	池田郡堀村（揖斐川町）左十郎娘きせ→八幡村政五郎方へ縁付け	ほ 175
76	文化五年辰十一月	1808	八幡村勘七倅次平→神戸（神戸町）横町彦八跡へ婿養子	ほ 177、ほ 178
77	文化六年巳三月	1809	池田郡東野村（池田町）清八娘み系→八幡村徳右衛門方へ縁付け	ほ 179
78	文化七年午九月	1810	八幡村政五郎弟露次郎→大垣中町（大垣市）鍛冶屋いか方へ養子	ほ 180（ほ 209 ～ 211 参考）
79	文化八年未七月	1811	八幡村喜兵衛→諸国仏閣拝礼	ほ 181、ほ 182
80	文化九壬申年三月	1812	安八郡西之保村（神戸町）曾右衛門娘なみ→八幡村喜与七方へ縁付け	ほ 190
81	文化九年申八月	1812	八幡村与左衛門弟清兵衛→5月大垣にて病死	ほ 191
82	文化十一年戌四月	1814	八幡村直右衛門弟覚治、22年以前六ノ井村（池田町）祐右衛門方へ養子→八幡村へ差し戻し	ほ 193、ほ 194
83	文化十一年戌七月	1814	八幡村赦円→諸国神社仏閣拝礼	ほ 195
84	文化十二年亥二月	1815	八幡村喜右衛門倅鉄五郎→池田郡市橋村（池田町）藤八娘へ入婿	ほ 196、ほ 197
85	文化十二亥年三月	1815	大野郡三輪村（揖斐川町）治八倅栄吉→八幡村伊右衛門跡相続	ほ 198・ほ 199・ ほ 200
86	文化十三年子二月	1816	八幡村百姓周吉等→病身にて養生の為下呂（下呂市）へ入湯	ほ 201
87	文化十三丙子年二月	1816	大野郡伊尾上新町（揖斐川町）甚五兵衛娘ゆみ→八幡村勇助方へ差し遣わし	ほ 206
88	文化十三丙子年三月	1816	八幡村与惣次弟義作→北方村（北方町）徳兵衛方へ養子	ほ 202、ほ 207
89	文化十三年子三月	1816	安八郡北方村（大垣市）元右衛門倅源六→八幡村源内跡相続	ほ 203、ほ 204
90	文化十三丙子年三月	1816	大野郡伊尾（揖斐川町）治八娘→八幡村祐次郎方へ縁付	ほ 205
91	文化十三年子六月	1816	八幡村政五郎弟吉弥、7か年以前大垣中町（大垣市）いか方へ養子→不熟にて政五郎方へ引き取り	ほ 209、ほ 210、 ほ 211（ほ 180 参考）
92	文化十四丑年十一月十三日	1817	八幡村要吉→廿四輩並びに諸国霊場拝礼（明14日出立、来る早春のうちに帰村）	ほ 212、ほ 213
93	文化十五寅年五月	1818	八幡村柳右衛門→諸国神社仏閣拝礼	ほ 214
94	文政三辰年三月	1820	八幡村孫蔵兄郡平、13か年以前多芸郡舟付村（養老町）半三郎引請け引越→病身にて妻子連れ弟孫蔵方へ立ち戻り	ほ 215、ほ 216 （ほ 172・ほ 173 参考）
95	文政六癸未年三月	1823	本巢郡木知原村（本巢市）左太郎妹ふじ→八幡村杉八方へ縁付け	ほ 219、ほ 220
96	文政七甲申年三月	1824	池田郡片山村（池田町）作次兄継蔵儀→八幡村藤蔵後家方へ入夫	ほ 221、ほ 222
97	文政九年戌二月日	1826	池田郡脛永村（揖斐川町）露松姉かな→八幡村柳蔵方へ縁付け	ほ 223、ほ 224
98	文政十一年子二月	1828	池田郡六ノ井村（池田町）重蔵倅重助→八幡村嬢とな方へ養子	ほ 225、ほ 226
99	文政十二年五月	1829	安八郡付寄村（神戸町）伝右衛門娘きさ→八幡村百姓宇吉方へ縁付け	ほ 227
100	文政十二己丑年	1829	八幡村嘉七倅丈右衛門→萩原村（池田町）話七方へ養子	ほ 228
101	天保二辛卯年二月	1831	池田郡青柳村（池田町）藤左衛門弟左吉→八幡村重蔵方へ養子	ほ 229、ほ 230
102	天保三壬辰年二月	1832	大野郡三輪村（揖斐川町）弥六娘松→八幡村幸右衛門倅幸七方へ縁付け	ほ 233
103	天保三辰年三月	1832	池田郡六ノ井村（池田町）由右衛門弟周治→八幡村孫九郎方へ養子	ほ 234、ほ 235
104	天保五甲午二月	1834	池田郡沓井村（池田町）所右衛門倅又右衛門→八幡村又蔵方へ養子	ほ 237
105	天保七年申三月	1836	羽栗郡西小熊（羽島市）甚右衛門倅玄真→八幡村徳通寺引受け医業	ほ 239、ほ 240、 ほ 241
106	天保七丙申年四月	1836	安八郡神戸村（神戸町）平左衛門娘すて→八幡村笹右衛門方へ縁付け	ほ 238
107	天保十年亥正月	1839	不破郡青野村（大垣市）百姓栄助娘たか→八幡村幸三郎方へ母方附に遣わす	ほ 242
108	天保十一年子三月	1840	八幡村友三郎弟吉治、10か年以前東野村（池田町）佐右衛門方へ養子→不熟にて兄友三郎方へ引取り	ほ 245
109	天保十二辛丑年正月	1841	多芸郡江月村（養老町）茂七倅長三郎→八幡村治左衛門方へ養子	ほ 246、ほ 247

参考資料③ 竹中家文書 元禄元年（1688）11月「池田郡八幡村辰年免定之事」（ろ1）

【解説】八幡村の年貢割付状の中で、もっとも古いものである。村高と水損による除地、残高（村高から水損分を控除した高）、年貢米取高、年貢率が記されている。

池田郡八幡村辰年免定之事
一高千貳百三拾七石三斗貳升四合 田畑屋鋪共
内高貳拾九石七斗貳升四合 当辰水損不納
残千貳百七石六斗
此取三百九拾九石七斗壹升六合 但 本高三ツ貳分三厘余
有高三ツ三分壹厘

右当辰年御成口（ケ）此相究候、惣百姓中立合、無甲乙致免割、極月十日以前急度可有皆済候、若従 御公儀御僉議
於有之者、重而其旨可申渡者也

元禄元年辰十一月 岩出藤左衛門（印）

八幡村

庄屋

惣百姓中

参考資料④ 竹中家文書 享和元年（1801）8月「被仰渡之趣郡中示合定」（は46）

【解説】『池田町史 史料編』（pp.162～163）所収。この史料に見える村々は幕領で、代官は信楽陣屋の多羅尾四郎次郎であった。信楽陣屋支配下の村々では、博奕取締りのために組合を作り、取締方を設置した。美濃国の磐城平藩領の村々では、文化2年（1805）、博奕目附が置かれたが、祭礼や婚姻の際の「奢りがましき」ことの規制も任務としていた（『岐阜市史 史料編近世Ⅱ』pp.593～594）。また関東では、寛政期に取締役が設置され、博奕取締りなどの治安維持のほか、風俗矯正・帰農奨励や、備荒貯蓄策の管理・運営などにも関与していた（岩田浩太郎・1982、小松修・1993、山崎善弘・2007）。竹中家文書に見える「取締方」の場合、風俗矯正や備荒貯蓄策の管理などの機能はみえず、博奕取締りが主となっている。

享和九年

被仰渡之趣郡中示合定

酉八月

示合定

一博奕之儀者、組合村々相立、互ニ致吟味候様被仰渡候間、左之通組合候事

一入用者、組合拾六ヶ村之内何連之村方ニ有之候共、村限ニ取計候内者、入用其村持ニ可致事

一村限ニハ不相済、取締方へ及相談寄合候節方之入用、左之通割合可申事

一品ニより其村方之村役人、御役所江罷出候節ハ、入用是又割合ニ入可申事

惣入用割方之事

四分者 其村持

三分者 十六ヶ村高割

三分者 内半方十六ヶ村家数割

半方十六ヶ村割

組合村々

今須村 松尾村 野上村 大瀧村 府中村 𠂇五ヶ村

垂井村 青野村 青墓村 八幡村 東野村 𠂇五ヶ村

宮代村 表佐村 大坪村 祖父江村 嶋村 飯積村 𠂇六ヶ村

右は此度被 仰渡御趣意を以、示合相定候上ハ、急度相守以来少も違乱有之間敷候、以上

酉八月

不破郡 今須村 松尾村 野上村 大瀧村 府中村 垂井村 宮代村 青野村 青墓村 表佐村 嶋村

多芸郡 祖父江村 飯積村 大坪村

池田郡 八幡村 東野村

組合村々取締方

今須村五郎次 府中村太兵衛 表佐村元右衛門 同加役和右衛門 同庄左衛門 同作左衛門

大瀧村太郎兵衛 青ノ村猪兵衛 東ノ村儀右衛門

右酉八月廿八日垂井寄会相談之上定ル

参考資料⑤ 竹中家文書 寛政7年(1795)正月「差出申一札之事」(ほ 91)

【解説】源蔵の従弟(従妹)であった「さん」は、近江国浅井郡東野村(長浜市)宇兵衛方へ嫁いだが、寛政6年(1794)11月24日に病死した。翌年正月、親類の源蔵と五人組の友七から、宗門人別改帳にある「さん」の記載を除くよう届書が出されている。

差出申一札之事

一源蔵従弟さん儀、江州浅井郡東野村宇兵衛方へ縁付罷越居候処、去寅十一月廿四日ニ病死仕候間、御帳面御除可被下候、右之通相違無御座候ニ付、連印書付差出シ申候、已上

寛政七年卯正月

願主 源蔵(印)

組内 友七(印)

村御役人衆中

参考資料⑥ 竹中家文書 安永9年(1780)3月「差出申書付之事」(ほ44)

【解説】安永8年(1779)より組内の四郎三が廻国巡礼に出たところ、当春、参詣道中において病死したため、安永9年より五人組帳、宗門人別改帳から記載を除くよう届け出たもの。五人組と親類から死亡届が、村役人宛に出された。参詣先は不明であるが、参詣先からの死亡連絡は、速やかであったように思われる。

差出申書付之事

一私共組合四郎三儀、去亥年廻国順礼ニ罷出候処、当春道中ニ而病死仕候、然ル上者当子年〆五人組御帳面并宗門人別御帳面共御差除ケ可被下候、為其親類連判仕差出申候、以上

安永九年子三月

組合 七右衛門 (印)

同断 久右衛門 (印)

同断 利西次 (印)

親類 加兵衛娘 (印)

村御役人中

参考資料⑦ 竹中家文書 天明6年(1786)「差出申一札之事」(ほ59)

【解説】八幡村の弥兵衛と娘が江戸へ奉公に行く時に、村役人宛に出された一札。弥兵衛の百姓相続について、五人組合の者で寄合が行われ、奉公に行っている間、弥兵衛は五人組からはずされ、宗門帳は、近親であった次左衛門方に加えられたことが確認できる。

差出申一札之事

一私共組内弥兵衛儀、身上不如意当村ニ而渡世難成申し候ニ付、組合之もの寄会何卒積り仕、御百姓相勤候様談合仕候得共、何分 相続難成ニ付右弥兵衛・娘共兩人奉公稼ニ武州江戸四ツ屋新宿高嶋屋喜兵衛方へ罷越申候、依之右弥兵衛義、私共組内御除可被下、尤右弥兵衛儀、次左衛門近親ニ而御座候間、宗門御帳面之儀ハ以後治左衛門人数〆外ニ右兩人共御書加江可被下候、右兩人の義ニ付、如何様之義出来致候共此組合之もの何国迄も罷出急度埒明各様少茂御世話懸ケ申間敷候、為其連判書付差出申候、已上

天明六年午十月

組頭 次左衛門 (印)

弥兵衛 (印)

弥三郎 (印)

丈助後家ふり (印)

小助 (印)

村御役人中

目 録

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
に 174-1	〔笠松一件の儀、20 両上納にて残りは6月まで猶予願いたきにつき書状〕	(弘化4年) 未正月十二日	1847	切紙	1
に 174-2	〔笠松御用所返納の儀、元利共納め承知などにつき書状〕	(弘化4年) 未四月廿九日返書	1847	切紙	1
に 174-3	〔笠松紀州様出張所より使参り皆納の件などにつき書状〕	(弘化4年) 未五月廿五日返書	1847	切紙	1
に 174-4	〔講会の件、勘定方廻村の件などにつき書状〕	(弘化4年) 二月十三日	1847	切紙	1
に 174-5	〔身上がりの儀、紀州様拝借一件などにつき書状〕	(弘化3年) 午十二月廿四日来書	1846	切紙	1
に 174-6	〔講開講の件、10 両上納の件などにつき書状〕	(弘化3年) 午十二月廿七日返書	1846	切紙	1
に 174-7	〔福東村残金の儀、講会の儀などにつき書状〕	(弘化3年) 午十二月七日	1846	切紙	1
に 174-8	〔表佐村庄左衛門へ貸付の儀、猶予願上げなどにつき書状下書〕	(弘化3年) 十一月廿九日	1846	切紙	1
に 174-9	〔表佐村庄左衛門、猶予日延べの儀にて皆納願いにつき書状〕	(弘化3年) 十二月廿六日来書	1846	切紙	1
に 174-10	〔表佐村庄左衛門拝借金の儀、残金返納につき書状下書〕	(弘化3年) 十二月十四日	1846	切紙	1
に 174-11	〔表佐村庄左衛門拝借金の儀、猶予願いにつき書状下書〕	(弘化3年～4年)	1846	切紙	1
に 174-12	〔表佐村庄左衛門貸附返納の儀、与惣次より返納の筈につき書状〕	(弘化3年) 十一月廿五日	1846	切紙 (包紙共)	1
に 174-13	〔大垣にて取扱いの貸付筋などの御用向、向後江州大津御用所にて取扱いなどにつき書状〕	(弘化3年カ) 九月廿一日	1846	切紙 (包紙共)	1
に 174-14	〔庄左衛門一条の儀、日延べの処、6月には皆納につき書状〕	(弘化4年) 正月十三日	1847	切紙	1
に 174-15	〔表佐村庄左衛門拝借金の儀、残金6月まで延引につき書状下書〕	(弘化4年) 正月十二日	1847	切紙	1
に 174-16	〔庄左衛門拝借金の儀、与惣次引受けの処、皆納無き件につき書状〕	(弘化3年) 十二月廿六日	1846	切紙	1
に 174-17	〔表佐村庄左衛門拝借金の儀、上納延引願いの件につき書状下書〕	(弘化3年) 十二月廿七日	1846	切紙	1
に 174-18 -1	〔表佐村庄左衛門拝借金の儀、返納方引受け一札により元利皆済の件につき書状〕	(弘化3年) 五月三日	1846	切紙 (包紙共)	1
に 174-18 -2	添証文之事 (金 40 両拝借につき)	弘化三丙午三月	1846	一紙	1
に 175 ①	綾野村下用覚	(文政11年～12年カ)	1828	横長	1

作 成	受 取	備 考
庄左衛門拜	竹中与惣次様	に 174-1 ~ -18 は袋一括、174-1 ~ -7 はこより紐一括、袋「紀州様御出張所より御貸附金、表佐村庄左衛門借用被致候金子滞一件 御出張御役人中より来書 表佐村庄左衛門より来書入」 破損あり、端裏「紀州御出張金談一条 ヲサ村庄左衛門」、年代は端裏より
庄左衛門拜	竹与惣次様尊下	端裏「富田庄左衛門」、年代は端裏より
富田庄左衛門	竹中与惣次様	破損あり、取扱注意、端裏「富田庄左衛門」、年代は端裏より
表佐村富田庄左衛門	八幡村竹中与惣次様	端裏「急用書」
富田庄左衛門	竹中与惣次様	年代は端裏より
富田庄左衛門	竹中与惣次様上	年代は端裏より
(富田) 庄左衛門拜	竹中与惣次様上	端裏「紀州御出張金談一件 午十二月七日 表佐村庄左衛門」、年代は端裏より
	広原善之右衛門へ	に 174-8 ~ -18 はこより紐一括
広原善之右衛門	与惣次様	年代は端裏より
竹中与惣次	広原善之右衛門様	端裏「十二月十四日笠松御用所へ遣ス下書」
竹中与惣次	紀州様御用所御役所中様	
笠松紀州御出張所	八幡村竹中与惣次殿	作成・受取は包紙より
広原善之右衛門、中嶋源吾、新谷惣十郎	竹中与惣次様	破損あり、取扱注意、包紙表「八幡竹中与惣次様 新谷惣十郎、広原善之右衛門 用事」、包紙裏「江州大津堅田町紀州御用所より」
広原	八幡竹中与惣次様	
		端裏「笠松善之右衛門へ遣ス下書」
広原善之右衛門	与惣次様	継目剥がれ、取扱注意
病中代筆を以如此二御座候 竹中与惣次	広原善之右衛門様	端裏「十二月廿七日 広原善之右衛門へ返ス扣」
広原善之右衛門	竹中与惣次様	に 174-18-1 が -2 を巻き込み、包紙「八幡竹中与惣次様 広原善之右衛門 一札入用書 ヲサ村庄左衛門一件」、端裏「御引受一札入」
拝借人表佐村庄左衛門 (印)	紀州様御貸附所御役人様	「(前略) 若本人不埒之節者私より急度訳立仕皆済可仕候依之奥印仕候以上」と八幡村与惣次の奥印あり、奥印に墨消しあり
与惣次扣		に 175 ①~⑧は綴

番号	表題	年代	西暦	形態	数
に 175 ②	覚（金 7 両、綾野村下用代、請取につき）	（文政 11 年）子極月廿六日	1828	切紙	1
に 175 ③	覚（金 4 両、綾野村下用代、請取につき）	（文政 11 年）子十二月	1828	切紙	1
に 175 ④	覚（金 5 両余、綾野村下用代、受取につき）	（文政 11 年）子十二月廿六日	1828	切紙	1
に 175 ⑤	覚（銀 269 匁余、綾野村下用代、請取につき）	（文政 11 年）子七月	1828	切紙	1
に 175 ⑥	覚（金 1 分余、綾野村下用代、受取につき）	（文政 12 年）丑十二月廿一日	1829	切紙	1
に 175 ⑦	覚（金 2 分 1 朱、綾野村下用代、受取につき）	（天保元年）寅正月六日	1830	切紙	1
に 175 ⑧	覚（金 2 両余、綾野村下用代、受取につき）	（天保元年）寅正月六日 正月六日	1830	切紙	1
に 176	覚（人別切木本数書付）			横半	1
に 177	御下穀割賦村割（「一米百五拾俵 表佐村、一米三拾壹俵 栗原村…」）			縦	1
に 178	覚（村別御貸下金書付写）	子十二月十四日		切紙	1
に 179	覚（永 2 貫 465 文余、御用諸出役・御廻状飛脚人足賃郡中割、請取りにつき）	（寛政 6 年）寅正月	1794	切紙	1
に 180	覚（永 2 貫 302 文余、御用諸出役・御廻状飛脚人足賃郡中割、請取りにつき）	（寛政 6 年）寅十二月	1794	切紙	1
に 181	覚（永 2 貫 570 文余、御用諸出役・御廻状飛脚人足賃郡中割、請取りにつき）	（寛政 7 年）卯七月	1795	切紙	1
に 182	覚（永 2 貫 218 文余、当 7 月より 11 月まで御用諸出役・御廻状飛脚人足賃郡中割、請取りにつき）	（寛政 7 年）卯十二月	1795	切紙	1
に 183	覚（永 2 貫 412 文余、去卯 12 月より当 6 月まで御用諸出役・御廻状飛脚人足賃郡中割、請取りにつき）	（寛政 8 年）辰六月	1796	切紙	1
に 184	覚（永 2 貫 317 文余、当辰 7 月より 12 月まで郡中割小役金、請取りにつき）	（寛政 8 年）辰十二月	1796	切紙	1
に 185	覚（永 2 貫 566 文余、去辰 12 月より当 6 月まで郡中割銀、受取りにつき）	（寛政 9 年）巳六月	1797	切紙	1
に 186	〔永 3 貫 451 文余、去亥 12 月より当 6 月まで御用人足・飛脚賃受取りにつき覚〕	（寛政 4 年）子六月	1792	切紙	1
に 187	〔永 3 貫 143 文余、去子 12 月より当 6 月まで御用人足・飛脚賃受取りにつき覚〕	（寛政 5 年）丑七月	1793	切紙	1
に 188	覚（金 1 分永 169 文余、去午 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	天明七年未十二月十九日	1787	切紙	1
に 189	覚（金 1 分永 216 文余、去未 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	天明八年申十二月	1788	切紙	1

作 成	受 取	備 考
和泉屋孫左衛門（印）	竹中与惣治様	
墨俣屋作右衛門（印：大垣俵町墨俣屋）	綾野村御兼帯竹中与惣治様	
鍛冶七兵衛	竹中与三治様	破損あり、取扱注意
墨俣屋作右衛門（印：大垣俵町）	綾野村御兼帯竹中与惣治様	破損あり、取扱注意
和泉屋孫左衛門（印）	竹中与惣次様	破損あり、取扱注意
平のや甚蔵（印：濃州大垣）	綾の村御兼帯竹中与惣次様、□（同）断加藤徳右衛門様	破損あり、取扱注意
鍛冶七兵衛	綾野村御兼帯加藤御氏様、竹中御氏様	破損あり、取扱注意
		表佐村～西方村の28か村の穀数書付
		に178～に190・に203～に212はこより紐一括、端裏「子十二月十四日 御貸下書付写、無利足五年済」、年代は端裏より
多羅尾村掛屋寺崎宗右衛門（印：江州信楽寺崎宗右衛門）	池田郡八幡村	に179～に185はこより紐一括
多羅尾村掛屋宗右衛門（印：江州信楽寺崎宗右衛門）	八幡村	
多羅尾村掛屋宗右衛門（印：江州信楽寺崎宗右衛門）	濃州池田郡八幡村	資料には「に一八〇」と番号記載
掛屋宗右衛門（印：江州信楽寺崎宗右衛門）	池田郡八幡村	
信楽掛屋宗右衛門（印：江州信楽寺崎宗右衛門）	八幡村	
掛屋宗右衛門（印：江州信楽寺崎宗右衛門）	池田郡八幡村	
掛屋宗右衛門（印：江州信楽寺崎宗右衛門）	池田郡八幡村	
信楽役所（印）	八幡村	に186～に187はこより紐一括
信楽役所（印）	池田郡八幡村	
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	
笠松堤方御役所（印）	右（池田郡八幡）村庄屋	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
に 190	覚（金 1 分永 146 文余、去申 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寛政元酉年十二月廿二日	1789	切紙	1
に 191	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 192	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 193	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 194	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 195	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 196	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 197	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 198	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 199	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 200	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 7	1787		
に 201	《定式人馬船賃割賦請取状》	天明 8	1788		
に 202	《定式人馬船賃割賦請取状》	寛政元	1789		
に 203	覚（金 1 分永 70 文余、去酉 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寛政二年戌十二月十二日	1790	切紙	1
に 204	覚（永 210 文余、去亥 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寛政四子年十二月十七日	1792	切紙	1
に 205	覚（永 208 文余、去子 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寛政五丑年十二月□□日	1793	切紙	1
に 206	覚（金 1 分永 12 文余、去寅 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寛政七卯年十二月十五日	1795	切紙	1
に 207	覚（金 1 分永 5 文余、去卯 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寛政八辰年十二月十五日	1796	切紙	1
に 208	覚（金 1 分永 45 文余、去辰 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寛政九巳年十二月十三日	1797	切紙	1
に 209	覚（金 1 分永 75 文余、去卯 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	辰十二月		切紙	1
に 210	覚（永 170 文余、去丑 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	寅十二月十七日		切紙	1
に 211	覚（金 1 分永 13 文余、去戌 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	亥十二月十四日		切紙	1
に 212	覚（金 1 分永 190 文、去巳 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで堤方定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	午十二月		切紙	1

作 成	受 取	備 考
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	
		現在、所在不明
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	に 203 ～に 212 はこより紐一括
笠松堤方御役所（印）	右（池田郡八幡）村庄屋	破損あり、取扱注意
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	破損あり、取扱注意、挿入紙「米壺石五斗四升 八幡村 代永壺貫五百九拾四文四〇」
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	挿入紙「卯 一米壺石六斗七升 八幡村 代金壺両壺分永六拾四文九分」
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	
笠松堤方御役所（印）	八幡村	破損あり、挿入紙「一米壺石五斗壺升 池田八幡村 代金壺両壺分永百拾文貳分」
笠松堤方御役所（印）	右（八幡）村庄屋	
笠松堤方御役所（印）	右（池田郡八幡）村庄屋	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
に 213	覚（金 2 朱永 17 文余、去寅 11 月 21 日より 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	天保二卯年十二月廿日	1831	切紙	1
に 214	〔永 91 文余、去巳 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき覚〕	天保五午年十二月十四日	1834	切紙	1
に 215	覚（永 127 文余、去午 11 月 21 日より 10 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、受取りにつき）	天保六未年十二月	1835	切紙	1
に 216	覚（永 916 文余、去未 10 月 21 日より 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	天保七申年十二月	1836	切紙	1
に 217	覚（永 159 文余、去申 11 月 21 日より 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	天保八酉年十二月	1837	切紙	1
に 218	〔永 137 文余、去西 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき覚〕	戌十二月		切紙	1
に 219	覚（永 64 文、去亥 11 月 21 日より 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、請取りにつき）	子十二月十六日		切紙	1
に 220	〔永 179 文余、去丑 11 月 21 日より当 11 月 20 日まで定式人馬船賃割賦、受取りにつき覚〕	寅十二月十四日		切紙	1
に 221	役米差引（東御宮灯明代、与惣次役米など覚）	寛政二戌十二月	1790	一紙	1
に 222	覚（銀 3 匁、寄附銀寺納めにつき）	天保七申年六月十九日	1836	切紙	1
に 223	覚（銀 3 匁、来辰年分寺納めにつき）	（天保 12 年カ）閏正月廿五日	1841	切紙	1
に 224	覚（銀 6 匁、寺納めにつき）	□八月八日		切紙	1
に 225	覚（銀 3 匁、留場料寺納めにて請取りにつき）	二月十六日		切紙	1
に 226	引替証文（金 1 両 2 分、十九条組合留場料として差入れにて示談申し置きにつき）	文政十亥十二月	1827	切紙	1
に 227	覚（六井村、金 1 両 2 分借用にて受取書差出しにつき）	（文政 10 年カ）亥十二月廿一日	1827	切紙	1
に 228	〔郷蔵取米など内覚ならびに村用覚〕			横長	1
ほ 1	〔池田郡八幡村差出明細帳〕	明和八卯年改之	1771	横半	1
ほ 2	《八幡村明細帳》	天明 8・6	1788		
ほ 3	〔村明細帳雛形〕	年号月日		縦	1
ほ 4	〔池田郡八幡村差出明細帳〕	文化十一年戌三月	1814	一紙	1
ほ 5	〔池田郡八幡村高改帳〕	天保十四卯年九月	1843	横長	1

作 成	受 取	備 考
笠松堤方御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	に 213 ~ に 220 はビニール紐綴
笠松堤方御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	
笠松堤方御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	
笠松堤方御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	
笠松陣屋御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	
笠松堤方御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	
笠松堤方御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	
笠松堤方御役所 (印)	右 (池田野新田) 村庄屋	
		役米「合拾八石八斗八合」とあり
普大寺役者 (印)	池田野新田御役人中	に 222 ~ に 225 はビニール紐綴
大垣出張所役僧 (印)	池田野新田御役人中	
普大寺役僧 (印)	池田野新田御役人中	
普大寺役僧 (印)	池田野新田御役人中	
普大寺大垣出張院役僧 (印)、同留守居文暢 (印)	八幡村与三次殿	
普大寺大垣出張所 (印)、留守居文暢 (印)	八幡村与三次殿	
		破損あり、取扱注意、竹中家文書以外の史料カ
		破損あり、貼紙多数あり、剥離紙あり、取扱注意、貼紙「天明八申」とあり
		現在、所在不明
何村庄屋たれ印、年寄たれ印、百姓代たれ印		表紙「誰御代官所 美濃国何郡何村差出明細帳」
戸田采女正御預所八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同村名主初五郎、五人組頭重五郎、百姓代丹七		一紙 4 枚綴じ、もとは縦帳と思われるが一紙右側で綴じているのみ、剥離紙あり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村庄屋一、年寄一、百姓一	大垣御預御役所	「名寄帳二而小前一筆限取調、田畑主并五人組村役人立会一筆限相改…」とあり

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ほ 6	書上帳之写(貯夫食、田畑肥、廻米諸入用など)	天保十四卯年九月	1843	横半	1
ほ 7	諸品書上帳(郷蔵、貯夫食囲高粃、田畑肥、廻米入用など)	天保十四卯年十月	1843	縦	1
ほ 8	覚(八幡村明細書付、村小入用金 188 両 1 分余)	(戌年)		横半	1
ほ 9	覚(八幡村明細書付)	(明和 8 年頃カ)	1771	横半	1
ほ 10	覚(八幡村明細書付)	(寛政元・2 年カ)	1789	横半	1
ほ 11	覚(八幡村明細書付)	(明和 8 年頃カ)	1771	横半	1
ほ 12	手鑑(八幡村検地高、田畑反別、御領私領入会地、川堤長さ、諸御粃上納代米覚など書付)	(文化元年 3 月 11 日以降)	1804	横半	1
ほ 13	〔池田郡草深村明細写帳〕	(嘉永元年カ) 申ノ十月九日	1848	縦	1
ほ 14	〔池田郡東野村明細書付帳〕			縦	1
ほ 15	大衣斐村覚書(村明細帳)	(辰年カ)		横半	1
ほ 16	書上覚(安永 3 年分池田郡八幡村家数・人数など)	安永九年子九月	1780	切紙	1
ほ 17	覚(池田郡八幡村内住居人数書上げにつき)	天明八年申三月	1788	一紙	1
ほ 18	〔池田郡八幡村村人連印帳〕	寛政八年辰十二月	1796	横長	1
ほ 19	村高人別家数書上帳(池田郡八幡村)	天保十四年□(卯)五月	1843	縦	1
ほ 20	村高人別家数書上帳(池田郡八幡村)	天保十四年卯	1843	縦	1

作 成	受 取	備 考
何村一、一、一	大垣御預御役所	表紙「竹中」、ほ7の下書きカ
池田郡八幡村庄屋与惣次（印）、 年寄喜作（印）、百姓代沢右衛門 （印）	大垣御預御役所	表紙朱書「天保十四卯十月御預御役所へ差上 候扣」
		ほ11と同内容
		破損あり、取扱注意、こより紐つき、ほ9と 同内容
竹中与惣次		所々への道法・年号覚・支配代官覚などの書 付あり
	森惣蔵様、後藤忠市郎様	破損あり、取扱注意、作成に「加藤寅治郎知 行所濃州池田郡草深村組頭三右衛門、同村同 断清助、同村同断弥作、同村庄屋伊助、同村 兼帯牧村清右衛門」などとあり
八幡村庄や与惣次、同断八右衛 門、同断曾右衛門、年寄幸左衛門、 同断源七、同断茂兵衛	笠松御郡代所	破損あり、取扱注意、反故紙使用
美濃国池田郡八幡村枝郷西江渡 百姓代弥平治（印）、庄屋曾右衛 門（印）、右同断同断下村百姓代 由右衛門（印）、年寄源三郎（印）、 庄屋八右衛門（印）、右同断本村 百姓代源太郎（印）、年寄茂兵衛 （印）、同断幸次郎（印）、庄屋与 惣次（印）	大津御役所	端裏「申扣 美濃国池田郡八幡村扣」
庄屋与惣治（印）、同断弥三郎 （印）、同断直三郎（印）、年寄祐 助（印）、同断忠右衛門（印）、 同断八右衛門（印）、百姓祐吉 （印）、喜左衛門（印）、孫惣（印）、 ほか102人の連印あり		
戸田采女正御預所美濃国池田郡 八幡村庄屋与惣次、年寄喜作、 百姓代沢右衛門、同人領分同国 同郡同村名主三郎平、五人組頭 重兵衛、百姓代谷次	町田孫四郎様、萩野寛一様	破損あり、取扱注意、表紙に貼紙あり、表紙 貼紙「覚 御勘定町田孫四郎様、同萩野寛一様、 御普請役石原助八郎様、小村岩次郎様、森惣 蔵様、後藤忠市郎様」などとあり、表紙「中 山道垂井宿増助郷美濃国池田郡八幡村」、表紙 朱書「村扣」
戸田采女正御預所美濃国池田郡 八幡村庄屋与惣次、年寄喜作、 百姓代沢右衛門、同人領分同国 同郡同村名主三郎平、五人組頭 重兵衛、百姓代谷次		破損あり、取扱注意、表紙「中山道垂井宿増 助郷美濃国池田郡八幡村」、ほ19の下書きカ

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 21	村高人別家数書上帳（池田郡八幡村）	天保十四癸卯年	1843	縦	1
ほ 22	村高家数人別書上帳（池田郡八幡村）	（嘉永3年）戌六月	1850	縦	1
ほ 23	村高人別家数書上帳（雛形）	月日		縦	1
ほ 24	以書付申上候（拙僧弟智広義、当年より宗判せず難儀に及び、片山村正光寺へ願い印形にて、以後構わぬようにつき）	寛政四年子三月	1792	一紙	1
ほ 25	田畑高反別書上帳（高 1233 石 6 斗 3 升 8 合、田高 1015 石 6 斗 5 升 7 合、畑高 216 石 6 斗 4 升 1 合）	文化九年申十二月	1812	縦	1
ほ 26	取調帳（江戸表にて私領渡り差障りの有無など巨細取調べにて差出しの処、是まで通り御料所に差置き願ひにつき）	文久元年酉六月	1861	縦	1
ほ 27	東本願寺宗門御改帳（池田郡草深村）	弘化三丙午年四月	1846	縦	1
ほ 28	高田宗門御改帳（池田郡草深村）	弘化三丙午年四月	1846	縦	1
ほ 29	覚（大垣藩預所、尾州御料、加納領など人名書付）			横長	1
ほ 30	江戸御手代様より御用状之写（中山道垂井宿助郷村不破郡嶋村困窮にて助郷休役願ひある処、村柄糺しとして廻村にて村高家数人別取調など差出しにつき）	（嘉永3年4～6月）	1850	縦	1
ほ 31	古郷送り証文之事（池田郡宮地村喜太郎、八幡村善兵衛方へ養子につき）	寛延三庚午年三月十六日	1750	一紙	1
ほ 32	寺手形之事（池田郡宮地村喜太郎、西本願寺宗宝光寺檀那に紛れ無きにつき）	寛延三庚午歳三月	1750	一紙	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄喜作、百姓代沢右衛門、同人領分同国同郡同村名主三郎平、五人組頭重兵衛、百姓代谷次		破損あり、貼紙あり、取扱注意、表紙「中山道垂井宿増助郷美濃国池田郡八幡村」、ほ 19 の下書カ
右（池田郡八幡）村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代市郎兵衛	中川亮平殿、鈴木幸一郎殿	破損あり、取扱注意
村役人連印	宛名	天保 14 年差出しの「村高人別家数書上帳」の雛形カ
八幡村徳通寺（印）	村御役人中	破損甚大、取扱注意、端裏「子宗門改 徳通寺書付」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、同断次五平（印）、同断辰右衛門（印）、年寄祐助（印）、同断金蔵（印）、同断八右衛門（印）、百姓代弥平次（印）、同断喜兵衛（印）、同断次郎右衛門（印）、ほか 11 人	大垣御預御役所	表紙「申十二月十四日大垣御預御役所へ差上ケ扣」
八幡村長百姓竹中与惣次、庄屋政之丞、同断金左衛門、年寄仙助、同断弥兵衛、同断喜作、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	
濃州池田郡草深村五人組周助（印）、同村同断嘉伝治（印）、同村組頭三右衛門（印）、同村同断清助（印）、同村同断弥作（印）、同村庄屋伊助（印）	多賀又左衛門殿	貼紙あり、取扱注意、表紙「五冊之内」
濃州池田郡草深村五人組嘉伝治（印）、同村同断周助（印）、同村組頭三右衛門（印）、同村同断清助（印）、同村同断弥作（印）、同村庄屋伊助（印）	川治藤八郎殿、多賀又左衛門殿	表紙「五冊之内」、受取の「川治藤八郎殿」に墨消しあり
		破損あり
		破損あり
美濃国池田郡宮地村喜太郎親弥市（印）、同国同郡同村名主源助（印）、同断五人組頭惣右衛門（印）、右同断忠大夫（印）	八幡村庄屋与惣治殿	破損あり、取扱注意、端裏「喜太郎古郷□□（送り）」
美濃国池田郡八幡村宝光寺空□	八幡村庄屋与惣治殿	ほ 32～ほ 34 はこより紐一括、破損あり、取扱注意、端裏「喜太郎寺送り」、裏書に「宮地村名主源助（印）」とあり

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 33	古郷送り証文之事（江州坂田郡下夫馬村甚之丞、八幡村へ引越しにつき）	寛延三年午十二月日	1750	一紙	1
ほ 34	寺請証文之事（江州坂田郡下夫馬村甚之丞、東本願寺宗市場村光専寺檀那に紛れ無きにつき）	寛延三年午十二月日	1750	一紙	1
ほ 35	□（古）郷送り証文之事（八幡村忠四郎、同村御料所甚十郎方へ跡目相続引越しにつき）	宝暦九己卯年二月十日	1759	一紙	1
ほ 36	〔池田郡寺本村仁助、東本願寺宗寺本村閑窓寺旦那に紛れ無く、八幡村へ引越しにつき寺手形〕	宝暦十一辛巳三月	1761	一紙	1
ほ 37	古郷送り証文之事（池田郡寺本村仁助、八幡村へ引越しにつき）	宝暦十一辛巳年三月	1761	一紙	1
ほ 38	古郷送状之事（安八郡神戸村治右衛門娘きさ、八幡村友四郎方へ縁付け、きさ男子2人、母と3人一所に引越しにつき）	宝暦十一年巳三月	1761	一紙	1
ほ 39	古郷送り之事（池田郡六之井村弥七、八幡村勘七方へ養子につき）	宝暦十三癸未年二月二日	1763	一紙	1
ほ 40	《古郷送証文・寺請証文》	宝暦13年	1763		
ほ 41	古郷送り証文之事（池田郡正夫池村弥惣次、八幡村へ引越しにつき）	宝暦十三癸未年四月	1763	一紙	1
ほ 42	差出申書附之事（僧載運儀、高富村生まれ池田郡本郷村龍徳寺弟子の処、八幡村瑞泉寺口入により八幡村栄松寺住持として入寺につき）	安永四年未正月	1775	一紙	1
ほ 43	差出申書付之事（組内親類丈助後家ため儀、病身にて古郷近親方へ引取り、酉年より宗門帳除きにつき）	安永六年酉正月	1777	切紙	1
ほ 44	差出申書付之事（組合四郎三儀、亥年廻国順礼の処、当春道中病死にて当子年より五人組帳面・宗門人別帳面共差除きにつき）	安永九年子三月	1780	切紙	1
ほ 45	御請合証文之事（私共親類池田郡東野村弥三七、おきな方へ養子にて八幡村に住居につき）	天明元年丑十二月	1781	一紙	1
ほ 46	古郷送り証文之事（池田郡東野村弥三七、八幡村へ引越しにつき）	天明元年丑十二月	1781	一紙	1
ほ 47	古郷送り証文之事（池田郡東野村弥三七、八幡村へ引越しにつき）	天明元年丑十二月	1781	一紙	1

作 成	受 取	備 考
江州坂田郡下夫馬村甚之丞(印)、 同村名主勘右衛門(印)、同村年 寄治大夫(印)	美濃国池田郡八幡村御庄屋 衆中	端裏「甚之丞古郷送り」
江州坂田郡下夫馬之市場村光専 寺(印)	美濃国池田郡八幡村御庄屋 衆中	破損あり、端裏「甚之丞寺手形」、付箋挟み込み、 付箋「天明六年頼母子証文」
美濃国池田郡八幡村忠四郎兄忠 内(印)、同国同郡同村名主市左 衛門(印)、右同断五人組頭岡右 衛門(印)、右同断五郎右衛門(印)	美濃国池田郡八幡村御料所 御庄屋与惣次殿参	ほ35～ほ39・ほ41～ほ53・ほ55～ほ64 はこより紐一括、破損あり、取扱注意、端裏「忠 四郎送り」
美濃国池田郡寺本村閑窓寺玄□ (印)	八幡村庄屋与惣次殿	破損あり、取扱注意
濃州池田郡寺本村名主喜四郎 (印)、同村五人組頭惣右衛門(印)	八幡村庄屋与惣次殿	破損あり、取扱注意
安八郡神戸村庄屋佐左衛門(印)	池田郡八幡村御庄屋衆中	破損あり、取扱注意
六ノ井村弥七親半兵衛(印)、同 村庄屋郡蔵(印)	八幡村御名主与惣治殿	破損あり、取扱注意、端裏「勘七古郷送り」
		現在、所在不明
美濃国池田郡正夫池村弥惣次 (印)、同国同郡同村五人組頭又 三郎(印)、同断源助(印)、名 主十蔵(印)	八幡村庄屋与惣治殿	破損あり、取扱注意
美濃国池田郡本郷村龍徳寺(印)、 同国同郡八幡村瑞泉寺(印)	美濃国池田郡八幡村御役人 中	破損あり、取扱注意
治郎右衛門(印)	村御役人中	
組合七右衛門(印)、同断久右衛 門(印)、同断利西次(印)、親 類加兵衛娘(印)	村御役人中	挿入紙片(剥離紙カ)「東野村百姓与次兵衛娘 みき」
きな(印)、定四郎(印)、甚六(印)、 弥藤次(印)	村御役人中	
美濃国池田郡東野村弥三七(印)、 同国同郡同村定七(印)、同国同 郡同村庄屋勘三郎(印)、同国同 郡同村茂十郎(印)	美濃国池田郡八幡村庄屋与 惣治殿、年寄幸治郎殿	
美濃国池田郡東野村弥三七、同 国同郡同村弥三七兄定七、同国 同郡同村庄屋勘三郎、同国同郡 同村年寄 []		後欠、破損あり、取扱注意、端裏「古郷送り」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ほ 48	証文之事（八幡村助右衛門娘きん儀、脛永村惣右衛門方に縁組みにつき）	天明二年寅七月	1782	一紙	1
ほ 49	指出申書付之事（親九左衛門、去年死去にて村方帳面除きにつき）	天明四年辰二月	1784	切紙	1
ほ 50	証文之事（池田郡萩原村清五郎娘みよ儀、八幡村幸次郎方へ縁付けにつき）	天明五年巳正月	1785	一紙	1
ほ 51	古郷送り之事（八幡村紋弥、由緒あるにて養子につき）	天明九年酉二月	1789	一紙	1
ほ 52	御願申書附之事（紀州長嶋仏光寺に出家の恵亥儀、病死にて帳面除きにつき）	天明五年巳三月	1785	一紙	1
ほ 53	差出申証文之事（娘きん儀、脛永村惣右衛門方へ縁組みにて、古郷送証文・寺請状を脛永村庄屋へ渡しにつき）	天明三年寅七月	1782	一紙	1
ほ 54	《古郷送証文・寺請証文》	天明 5 年	1785		
ほ 55	一札之事（源太郎・女房兩人、八幡村宝光寺離檀し、木戸村専光寺旦那になるにつき）	天明五年巳九月十五日	1785	一紙	1
ほ 56	一札之事（八幡村源太郎・女房儀、専光寺離檀し、神戸村瑠璃光寺旦那になるにつき）	天明五年巳九月十五日	1785	一紙	1
ほ 57	御請合証文之事（丈右衛門儀、国々諸寺参詣にて往来一札受取り、丈右衛門に万一の節は連判の者向かうにつき）	天明六年午三月	1786	切紙	1
ほ 58	往来一札之事（八幡村丈右衛門、諸寺参詣にて、道中死去の場合その地に葬りにつき）	天明六年午三月日	1786	切紙	1
ほ 59	差出申一札之事（組内弥兵衛儀、百姓相続成り難く武州江戸四ツ屋新宿高嶋屋喜兵衛方へ奉公稼ぎにて組内除きの処、宗門帳は近親次左衛門人数に書き加えにつき）	天明六年午十月	1786	一紙	1
ほ 60	差出申一札之事（組内清吉去年病死にて住家諸道具売払い年貢代金納め、娘は親類方へ引越しにて宗門改帳面も親類方人数内へ入れにつき）	天明七年未二月	1787	一紙	1
ほ 61	差出申一札之事（半三郎組内の孫惣・用八儀、最寄悪敷の間、用八は甚内組内へ、孫惣は平次郎組内へ組入れ願いにつき）	天明八年申三月	1788	一紙	1
ほ 62	差出申一札之事（直右衛門儀、別家改めにて半三郎組内へ組入れにつき）	天明八年申三月	1788	切紙	1
ほ 63	差出申す一札事（おい六三郎儀、去未 5 月善光寺参詣にて往来一札受取り出発の処、善光寺道にて死去にて、宗門帳面除きにつき）	天明八年申三月廿八日	1788	切紙	1
ほ 64 ①	古郷送り之事（八幡村紋弥、養子につき）	天明九年酉二月	1789	一紙	1

作 成	受 取	備 考
石原清左衛門支配所池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄幸治郎	伊東政之助様御領分池田郡脛永村庄屋弥吉殿	下書カ、端裏「助右衛門娘送り」
上田村清右衛門（印）、八幡村幸次郎（印）	八幡村御役人中	端裏「庄右衛門上田へ養子ニ参候者死去書付」
美濃国池田郡東野村みき父与次兵衛印、同国同郡同村同人親類誰印、同国同郡同村年寄誰印、同国同郡同村名主誰印	美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治殿	作成の「東野村みき父与次兵衛印」「年寄」は貼紙（剥離）、貼紙下には「萩原村みよ父清五郎印」「組頭」とあり
美濃国池田郡八幡村紋弥父直四郎（印）、同人弟祐吉（印）、親類藤吉（印）、組内茂平治（印）、証人曾平治（印）	江州坂田郡長浜郡上片原甚兵衛殿	加判に「庄屋与惣治（印）、年寄幸次郎（印）、同断茂兵衛（印）」とあり、印に墨消しあり
恵亥兄喜三郎（印）、親類市三郎（印）	村御役人中	
助右衛門、定右衛門	村御役人中	端裏「娘 助右衛門」
		現在、所在不明
宝光寺（印）	村御役人中	
安八郡木戸村専光寺（印）	八幡村御役人中	
本人丈右衛門、倅茂十郎、親類幸次郎、組内林左衛門、同断円吉、同断直吉	庄屋与惣治殿	破損あり、取扱注意
年寄茂兵衛印、庄屋与惣次印	国々御関所、国々村々宿々御役人中	端裏「天明六午三月十七日丈右衛門へ渡ス往来一札下書」
組頭次左衛門（印）、弥兵衛（印）、弥三郎（印）、丈助後家ふり（印）、小助（印）	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「天明六午十月弥兵衛江戸行二付一札」
五人組内惣代左五右衛門（印）、同断親類市三郎（印）、引請親類喜三郎（印）	村御役人中	端裏「天明七未二月清吉跡引請喜三郎左五右衛門証文」
半三郎（印）、孫惣（印）、用八（印）、組頭平次郎（印）、兵次郎（印）、組頭甚内（印）、新平（印）	村御役人中	
直右衛門（印）、半三郎（印）、勇吉（印）	村御役人中	
六三郎おじ弥三郎（印）、組内次左衛門（印）、同断ふり（印）、同断小助（印）	村御役人中	端裏「申三月廿八日 六三郎死去之一札 弥三郎」
美濃国池田郡八幡村紋弥父直四郎印、同人弟祐吉印、親類藤吉印、組内茂平次印、証人曾平次印	江州坂田郡長浜郡上片原甚兵衛殿	ほ 64 ①・ほ 64 ②は糊継ぎ、破損あり、端裏「天明九酉二月直四郎倅紋弥江州長浜へ養子一札」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ほ 64 ②	差出申一札之事（直四郎倅紋弥儀、病身にて縁者の江州坂田郡長浜郡上片原甚兵衛方へ養子につき）	天明九年酉二月	1789	一紙	1
ほ 65	差出申証文之事（久右衛門娘みよ儀、江州彦根城下安全寺中町糸ひ屋伊兵衛方へ養子につき）	寛政二戌年二月	1790	一紙	1
ほ 66	差出申証文之事（久右衛門娘みよ儀、江州彦根城下安全寺中町糸ひ屋伊兵衛方へ養子につき）	寛政二戌年二月	1790	一紙	1
ほ 67	証文之事（八幡村久右衛門娘みよ儀、糸ひ屋伊兵衛方へ養子につき）	寛政二戌年二月	1790	一紙	1
ほ 68	古郷送り之事（八幡村林次郎甥弥五助、不破郡青墓村円次郎方へ養子につき）	寛政三亥年三月	1791	一紙	1
ほ 69	差出申一札之事（林次郎親類弥五助儀、病身にて、不破郡青墓村伯父方へ養子につき）	寛政三亥三月	1791	一紙	1
ほ 70	差出申一札之事（林次郎親類谷五郎儀、病身にて、不破郡青墓村伯父方へ養子につき）	寛政三亥三月	1791	一紙	1
ほ 71	差出申書付之事（加兵衛病死にて村方の希望者に屋敷へ来るよう触を出し、控高・家屋敷売り代金にて年貢不足分弁納につき）	寛政三亥年正月	1791	一紙	1
ほ 72	差出シ申一札之事（治左衛門従弟弥兵衛・ちか、江戸表に奉公の処、兩人とも病死にて宗門帳除きにつき）	寛政四年子二月	1792	一紙	1
ほ 73	差出シ申一札之事（治左衛門従妹はな義、長良村に罷り有る処、病死にて宗門帳除きにつき）	寛政四年子二月	1792	切紙	1
ほ 74	御届申一札之事（久右衛門倅又之丞儀、大垣柳原町菓子屋久兵衛方に奉公の処、病身にて帰村につき）	寛政四年子閏二月朔日	1792	一紙	1
ほ 75	古郷送り証文之事（大野郡小衣斐村喜代蔵妹まち、八幡村又蔵方へ縁付けにつき）	寛政四子二月日	1792	一紙	1
ほ 76	差出申一札ノ事（八幡村又蔵女房かよ儀、小衣斐村より罷り越し、向後正光寺旦那につき）	寛政四壬子年二月	1792	一紙	1
ほ 77	古郷送り証文之事（八幡村利三次娘誰儀、脛永村文八妻に縁組みにつき）	寛政四年子三月日	1792	一紙	1
ほ 78	御請合申証文ノ事（久右衛門倅久蔵儀、病氣養生のため飛州下呂へ入湯にて往来手形請取り、5月7日出立、29日までに帰村につき）	寛政四〇〇五月	1792	一紙	1

作 成	受 取	備 考
父直四郎（印）、倅紋弥（印）、同祐吉（印）、親類藤吉（印）、組内茂平次（印）、証人曾平次（印）	村御役人中	裏貼紙に「庄屋与惣次、年寄幸次郎、同断茂兵衛」の加判あり、貼紙は剥離
願主久右衛門（印）、同断組内七右衛門（印）、同断親類喜太郎（印）	村御役人中	ほ 65～ほ 75 はこより紐一括、端裏「戌二月久右衛門娘彦根町下請」
願主久右衛門、同断組内七右衛門、同断親類喜太郎	村御役人中	破損あり、取扱注意
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年寄幸治郎（印）、同断茂兵衛（印）	江州彦根御城下安全寺中町御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「久右衛門娘 寛政二戌年送り証文扣」
池田郡八幡村百姓林次郎、右同断林次郎甥弥五助、右同断組合惣代勘三郎、右同断年寄幸次郎、右同断庄屋与惣治	不破郡青墓村御庄屋六郎右衛門殿、[]	後欠カ、下書
願主谷五郎事改名弥五助（印）、谷五郎伯父林次郎（印）、同人組内証人勘三郎（印）	村御役人中	破損あり、継目剥がれ、剥離紙あり、取扱注意
願主谷五郎、谷五郎伯父林次郎、同人組内証人勘三郎	村御役人中	下書
加兵衛組内源蔵（印）、同人親類定四郎（印）、同断甚六後家そよ（印）	村御役人中	端裏「源蔵、定四郎、甚六」
願主治左衛門（印）、五人組内弥三郎（印）、親類治郎右衛門（印）	村御役人中	端裏「治左衛門」
願主治左衛門（印）、五人組内弥三郎（印）、親類治郎右衛門（印）	村御役人中	端裏「子 治左衛門」
父久右衛門（印）、倅又之丞事久蔵（印）、親類七右衛門（印）、組内半七後家そよ（印）	村御役人中	端裏「寛政四子閏二月久右衛門倅大垣より歸村届書」
石河伊賀守領知小衣斐村喜代蔵（印）、同村組頭丈助（印）、同村庄屋長根養蔵（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、端裏「又蔵女房送り」
池田郡片山村正光寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人中様	ほ 76～ほ 100 はこより紐一括、端裏「又蔵女房儀旦那より寺宗門書付」
何守領分何郡何村庄屋何右衛門印	伊東播磨守様御領分池田郡脛永村庄屋幸吉殿、同断多郎蔵殿、組頭応助殿、同断直右衛門殿	破損あり、取扱注意、貼紙あり、端裏「案文」
父久右衛門（印）、倅久蔵（印）、親類七右衛門（印）、組内半七後家そよ（印）	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「久右衛門」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ほ 79	往来一札之事（久右衛門倅久蔵、病身にて養生のため飛州下呂へ入湯にて、病氣重なりどのような事が発生しても知らせるようにつき）	寛政四年子五月□（七）日	1792	一紙	1
ほ 80	往来一札之事（久右衛門倅久蔵、病身にて養生のため飛州下呂へ入湯にて、病氣重なりどのような事が発生しても知らせるようにつき）	寛政四年子五月	1792	一紙	1
ほ 81	御請合申証文之事（七右衛門儀、心願にて信州善光寺へ参詣につき往来一札請取り、7月朔日出立、8月15日までに帰村につき）	寛政四年子六月廿九日	1792	一紙	1
ほ 82	御請合申証文之事（仁助女房ちた儀、信州善光寺へ参詣につき往来一札請取り、7月朔日出立、8月15日までに帰村につき）	寛政四年子六月	1792	一紙	1
ほ 83	往来一札之事（八幡村七右衛門、信州善光寺に参詣にて、道中死去の場合その地に葬りにつき）	寛政四子年七月朔日	1792	一紙	1
ほ 84	差出申一札之事（利惣次婦娘ひさ儀、渡世成り難く、池田郡脛永村文八方へ縁組みの世話人ありて村送り証文・寺請状渡しにつき）	寛政四年子十二月	1792	一紙	1
ほ 84-1	古郷送り証文之事（八幡村利惣次跡娘ひさ儀、脛永村文八妻に縁組みにつき）	寛政四年子十二月	1792	一紙	1
ほ 85	差出申書付之事（年寄兩人跡役の儀、村方入札にて祐助・忠右衛門当たりにて役所より仰付けにつき）	寛政五年丑四月十四日	1793	一紙	1
ほ 86	差出申寺請状之事（大野郡牛洞村伝六娘きの儀、八幡村甚右衛門方へ縁付け、向後池田郡片山村正林寺旦那につき）	寛政六甲寅年二月	1794	一紙	1
ほ 87	古郷送り証文之事（大野郡牛洞村伝六娘きの、八幡村甚右衛門方へ縁付けにつき）	寛政六年甲寅二月	1794	一紙	1
ほ 88	差出申寺請状之事（池田郡本郷村番人九蔵弟庄六儀、八幡村番人清蔵方へ養子につき）	寛政七乙卯年正月日	1795	一紙	1
ほ 89	古郷送証文之事（池田郡本郷村番人九蔵弟庄六儀、八幡村番人清蔵方へ養子につき）	寛政七乙卯年正月日	1795	一紙	1
ほ 90	古郷送証文之事（池田郡本郷村番人九蔵弟庄六儀、八幡村番人清蔵方へ養子につき）	寛政七乙卯年正月	1795	一紙	1

作 成	受 取	備 考
年寄幸治郎(印)、庄屋与惣治(印)	国々御関所、村々宿々御役人中	破損あり、取扱注意、本文と印に墨消しあり、下書
年寄幸治郎、庄屋与惣治	国々御関所、村々宿々御役人中	破損あり、下書、反故紙使用(善光寺参詣願書)
願主七右衛門、同断女房さき、同断倅十蔵、組内惣代久右衛門、親類惣代半七後家そよ	村御役人中	破損あり、取扱注意
願主仁助、同断女房ちた、組内惣代惣右衛門、親類忠治郎	村御役人中	破損あり、貼紙あり、取扱注意
年寄幸次郎、庄屋与惣次	国々御関所、国々村々宿々御役人中	破損あり
願主ひさ姉七左衛門後家ちら(印)、願主利惣次婦娘ひさ(印)、同断ひさ組合久右衛門(印)、右同断七右衛門(印)、右同断そよ(印)	村御役人中	ほ84が84-1を巻き込み、破損あり、端裏「寛政四子十二月廿六日利惣次跡娘縁付書付」
多羅尾四郎右衛門支配所池田郡八幡村庄屋与惣次印、年寄幸次郎印	伊東播磨守様御領分池田郡脛永村庄屋幸吉殿、同断多郎蔵殿、組頭応助殿、同断直右衛門殿	破損あり、端裏「脛永村遣ス扣」
本人祐助(印)、請人治郎右衛門(印)、本人忠右衛門(印)、請人喜久蔵(印)	村御役人中	破損あり
大野郡牛洞村長念寺(印)	池田郡八幡村御料所御役人中	端裏「甚右衛門女房寺請状」
美濃国大野郡牛洞村きの親伝六(印)、同村五人組頭新右衛門(印)、同村右同断藤七(印)、同村名主宇兵衛(印)	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、端裏「甚右衛門女房送り」
池田郡六野井村正道寺(印)	池田郡八幡村御料所御役人中	端裏「庄六寺請状」
戸田采女正領分美濃国池田郡本郷村庄六兄九蔵(印)、九蔵弟庄六(印)年三拾才、兄親類安八郡安次村孫八(印)、右村同断組頭□蔵(印)、名主与左衛門(印)	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「番人庄六送り」
戸田采女正領分美濃国池田郡本郷村庄六兄九蔵印、九蔵弟庄六印年何拾才、同人親類たれ印、右同断同村組頭誰印、名主誰印	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「番人送案」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 91	差出申一札之事（源蔵従弟さん儀、江州浅井郡東野村宇兵衛方へ縁付けの処、去寅 11 月病死にて宗門帳面除きにつき）	寛政七年卯正月	1795	一紙	1
ほ 92	古郷送り証文之事（池田郡本郷村勘左衛門娘よい、八幡村菊蔵方へ縁付けにつき）	寛政七乙卯年正月日	1795	一紙	1
ほ 93	古郷送証文之事（池田郡溝尻村丑右衛門娘ろく、八幡村金蔵方へ縁付けにつき）	寛政七年卯正月	1795	一紙	1
ほ 94	差出申寺請状之事（池田郡本郷村勘左衛門娘いよ、八幡村忠右衛門方へ縁付けにつき）	寛政五年丑正月	1793	一紙	1
ほ 95	古郷送り証文之事（安八郡白鳥村治三郎娘そな、八幡村七郎治方へ縁付けにつき）	寛政七年卯三月	1795	一紙	1
ほ 96	差出申寺請状之事（安八郡白鳥村清三郎娘そな儀、八幡村七郎治方へ縁付け、向後八幡村宝光寺旦那につき）	寛政七年卯三月	1795	一紙	1
ほ 97	宗門送一札（受誓寺抱人じう、生所多芸郡嶋田村の内下高田兵治娘にて当寺檀那に間違いなきにつき）	寛政七乙卯年霜月日	1795	一紙	1
ほ 98	差出申書付之事（友七女房りよ妹兩人共、宗門改め後病死にて帳面除きにつき）	寛政七乙卯年十二月	1795	切紙	1
ほ 99	往来一札之事（八幡村与右衛門、遠州秋葉山へ参詣にて、病氣起こり歩行困難の場合は知らせにつき）	寛政七乙卯年十二月	1795	一紙	1
ほ 100	差出申書付之事（友七女房りよ妹兩人共、宗門改め後病死にて帳面除きにつき）	寛政七乙卯十二月	1795	一紙	1
ほ 101	古郷送り証文之事（安八郡北方村文四郎娘さめ、八幡村喜太夫後家しけ方へ縁付けにつき）	寛政七乙卯年	1795	一紙	1
ほ 102	古郷送り証文之事（池田郡草深村喜惣治姉いそ、八幡村小兵衛方へ縁付けにつき）	寛政八年辰正月日	1796	一紙	1
ほ 103	差出申寺請状之事（池田郡野中村郡蔵娘ゆふ義、八幡村丈右衛門方へ縁付け、向後池田郡萩原村善福寺旦那につき）	寛政八年辰正月	1796	一紙	1

作 成	受 取	備 考
願主源蔵（印）、組内友七（印）	村御役人衆中	端裏「さん死去源蔵書付」
戸田采女正知行所美濃国池田郡本郷村よい親勘左衛門（印）、同人親類管四郎（印）、同村組頭保蔵（印）、同村名主余左衛門（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「忠右衛門倅喜久蔵女房送り」
美濃国池田郡溝尻村ろく親牛右衛門（印）、親類源蔵（印）、五人組頭長兵衛（印）、名主徳右衛門（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「忠右衛門倅金蔵女房送り」
	御料所池田郡八幡村御役人中	破損あり、貼紙あり、剥離紙あり、取扱注意
津田英太郎知行所美濃国安八郡白鳥村そな親清三郎（印）、同村親類金蔵（印）、同村年寄喜左衛門（印）、同村庄屋藤市（印）、同村庄屋五郎右衛門（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「社治女房送り」
一向宗京都西本願寺末寺美濃国安八郡白鳥村浄妙寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「社治女房寺請状」
濃州多芸郡下高田受誓寺（印）	八幡村与惣次郎殿	破損あり、取扱注意
友七（印）、りよ（印）、組内源蔵（印）	村御役人中	
庄屋与惣治、年寄祐助、同断忠右衛門	国々御関所、村々宿々御役人衆中	破損あり、取扱注意、控カ
友七、りよ、組内源蔵	村御役人中	
松平能登守領分美濃国安八郡北方村さめ親文四郎（印）、同人親類左治右衛門（印）、同村年寄善右衛門（印）、同村庄屋亀右衛門（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「喜平女房送り」
加藤右京知行所美濃国池田郡草深村いそ弟喜惣治（印）、同村親類藤四郎（印）、同村庄屋喜右衛門（印）、同村組頭弥右衛門（印）、同村右同断市左衛門（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	ほ 102～ほ 117 はこより紐一括、端裏「小兵衛女房送り」
一向宗京都東本願寺末寺美濃国池田郡和田村西蓮寺（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「嘉七女房寺請状」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 104	差出申寺請状之事(安八郡白鳥村久七妹とめ儀、八幡村兵吉方へ縁付け、向後八幡村徳通寺旦那につき)	寛政八年辰正月	1796	一紙	1
ほ 105	古郷送り証文之事(安八郡白鳥村久七妹とめ、八幡村兵吉方へ縁付けにつき)	寛政八年丙辰正月	1796	一紙	1
ほ 106	古郷送り証文之事(池田郡野中村郡蔵娘ゆう、八幡村丈右衛門方へ縁付けにつき)	寛政八辰正月	1796	一紙	1
ほ 107	差出申書付之事(友七後家りよ儀、元来病身にて友七病死後、渡世成り難く、舟子村銀次方に養子の娘方へ移り舟子村住人になるにつき)	寛政八丙辰年二月	1796	一紙	1
ほ 108	寺請状之事(安八郡北方村文四郎娘りか儀、八幡村喜太夫後家しけ方へ縁付け、向後安八郡川西村長久寺檀那につき)	寛政八丙辰年二月	1796	一紙	1
ほ 109	御願申入候書付之事(源蔵儀、惣七らの四人組に組入れ、五人組になるにて当卯年帳面に認めにつき)	寛政八丙辰年二月	1796	切紙	1
ほ 110	御願申入候書付之事(源蔵儀、惣七らの四人組に組入れ五人組になるにて当卯年帳面に認めにつき)	寛政八丙辰年二月	1796	切紙	1
ほ 111	書付を以願上候(小兵衛兄兵吉儀、別家百姓となるにて幸七ら組合に加え、五人組帳に書入れにつき)	寛政八丙辰年二月	1796	一紙	1
ほ 112	古郷送り証文之事(池田郡片山村弥三七娘きの、八幡村惣七方へ縁付けにつき)	寛政八年辰二月	1796	一紙	1
ほ 112-1	差出申寺請状之事(池田郡願成寺村祐吉娘ふじ儀、八幡村用吉方へ縁付け、向後八幡村宝光寺旦那につき)	寛政八丙辰年二月	1796	一紙	1
ほ 113	宗門寺送り手形之事(片山村弥三七娘きの、八幡村惣七方へ縁付け、向後宝光寺旦那につき)	寛政八丙辰年二月	1796	一紙	1
ほ 114	書付を以願上候(忠右衛門倅喜久蔵儀、分家百姓となるにて忠右衛門組合に加え、五人組帳に認めにつき)	寛政八丙辰年二月	1796	一紙	1

作 成	受 取	備 考
安八郡白鳥村浄妙寺（印）	池田郡八幡村御料所御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「兵吉女房寺請状」
津田英太郎知行所美濃国安八郡白鳥村とめ兄久七（印）、同村とめ親類孫兵衛（印）、同村年寄喜左衛門（印）、同村庄屋藤市（印）、同村右同断五郎右衛門（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「兵吉女房送り」
□□□（松浪半）兵衛知行所美濃国池田郡野中村ゆう親郡蔵（印）、同村親類宮部庄右衛門（印）、同村組頭政右衛門（印）、同村同断半右衛門（印）、同村同断市左衛門（印）、同村庄屋郡蔵（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「嘉七女房送り」
友七後家りよ（印）、組内証人源蔵（印）	村御役人中	破損あり、取扱注意
美濃国安八郡北方村西重寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「喜平女房寺請状」
源蔵、惣七、源弥、忠吉、七左衛門後家ちら	村御役人中	破損あり、取扱注意
源蔵（印）、惣七（印）、源弥（印）、忠吉（印）、七左衛門後家ちら（印）	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「源蔵組合一札」
幸七（印）、七郎次（印）、丈吉（印）、兵吉（印）、用介跡母よし（印）	村御役人中	端裏「兵吉組合一札」
日根野永之助知行所美濃国池田郡片山村きの親弥惣七（印）、同人親るい磯七（印）、同村組頭周吉（印）、同村名主為蔵（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「惣七女房送り」
浄土真宗京都東本願寺末寺美濃国池田郡萩原村善福寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「用吉女房寺請状」、資料には「ほ一一二」と番号記載
草道嶋村西円寺賢正（印）	八幡村宝光寺殿	破損あり、端裏「惣七女房寺請状」
組合忠右衛門（印）、同断弥三兵衛（印）、同断勘七（印）、同断喜久蔵（印）、同断彦右衛門後家きた（印）	村御役人中	端裏「喜久蔵組合一札」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 115	書付を以願上候（惣治弟又蔵儀、別家百姓となるにて銀内組合に加え、五人組帳に書入れにつき）	寛政八丙辰年二月	1796	一紙	1
ほ 116	差出申寺請状之事（池田郡草深村喜曾治娘いそ儀、八幡村小兵衛方へ縁付け、向後八幡村徳通寺旦那につき）	寛政八丙辰年正月	1796	一紙	1
ほ 117	〔八幡村清三郎娘みよ儀、岐阜下竹屋町彦助方へ縁付け、村送り証文を下竹屋町へ渡しにつき差出し証文〕	寛政八年辰五月	1796	一紙	1
ほ 118	以書付御届ケ申上候（与左衛門伯父の兩人、江戸表にて去秋病死にて宗門改帳、当已より除きにつき）	寛政九巳年正月	1797	一紙	1
ほ 119	以書付御届ケ申上候（与左衛門伯父の兩人、江戸表にて去春病死にて宗門改帳、当已より除きにつき）	寛政九年巳正月	1797	一紙	1
ほ 120	差出申一札之事（組内与三衛儀、当4月3日京都出立し参詣の処、親類方にて病死により帳面除きにつき）	寛政九巳年五月	1797	一紙	1
ほ 121	入百姓古郷送証文之事（八幡村への入百姓送り証文案）	寛政九丁巳年何月	1797	一紙	1
ほ 122	(欠番カ)				
ほ 123	差出申一札之事（茂平次従弟きの、大垣へ奉公、同人従弟きん、片山村へ縁付けの処、兩人病死にて帳面除きにつき）	寛政十午年二月	1798	一紙	1
ほ 124	差出申一札之事（茂平次従弟きの儀、大垣へ奉公、茂平次従弟きん儀、片山村へ縁付けの処、兩人病死にて帳面除きにつき）	寛政十午年二月	1798	一紙	1
ほ 125	差出申寺請状之事（池田郡市橋村武右衛門娘かよ儀、八幡村祐七方へ縁付け、向後八幡村徳通寺旦那につき）	寛政十戊午年二月日	1798	一紙	1
ほ 126	〔八幡村甚右衛門妹すて、池田郡沓井村何右衛門方へ縁付けにて、古郷送り一札・寺送り一札を沓井村へ渡しにつき差出し証文〕	寛政十午年二月	1798	一紙	1
ほ 127	〔八幡村甚右衛門妹すて、池田郡沓井村何右衛門方へ縁付けにて、古郷送り一札・寺送り一札を沓井村庄屋へ渡しにつき差出し証文〕	寛政十年午三月	1798	一紙	1
ほ 128	差出申書付之事（次郎右衛門従弟千十郎儀、北方村へ養子、次郎右衛門伯母むめ儀、大垣へ縁付けの処、兩人病死にて宗門帳除きにつき）	寛政十午年二月	1798	一紙	1
ほ 129	差出申書付之事（林太郎倅直蔵義、宗旨寺印は去巳年迄川西村長久寺印判の処、当午年より八幡村宝光寺印判に改めにて宗門帳面書き記しにつき）	寛政十年午三月	1798	一紙	1

作 成	受 取	備 考
組合銀内（印）、同断惣治（印）、同断兵蔵（印）、同断浅七後家なか（印）、同断又蔵	村御役人中	端裏「又蔵組合一札」
京都東本願寺末下浄土真宗池田郡萩原村善福寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「小兵衛女房寺請状」
みよ親清三郎、親類喜右衛門、同断平右衛門、組内勘三郎 x	村御役人中	破損あり、剥離紙あり、継目剥がれ、取扱注意
与左衛門、組内弥右衛門、同断直助、証人染七	村御役人中	ほ 118～ほ 121 はこより紐一括、下書
与左衛門（印）、組内弥右衛門（印）、同断直助、証人染七（印）	村御役人中	端裏「与左衛門伯父死去届」
組内林太郎（印）、同断喜右衛門（印）、同断権太郎（印）、親類惣代半三郎（印）	村御役人中	
誰様御領分何国何郡何村誰父誰印、右同断親類誰印、右同断誰倅誰印、右同断年寄カ組頭カ誰印、庄屋カ名主カ誰印	御料所美濃国池田郡八幡村之内枝郷下村御庄屋源三郎殿、御年寄八右衛門殿	継目剥がれ
願主茂平次、祐吉、時次郎、源内後家すて	村御役人中様	ほ 123～ほ 132 はこより紐一括、端裏「死去届書」、下書カ
願主茂平次（印）、組内祐吉（印）、同断時治郎（印）、同断源内後家すて（印）	村御役人中様	破損あり、端裏「茂平次方死去届」
京都東六条本願寺末美濃国池田郡市橋村浄徳寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「祐七女房寺請状」
すて兄甚右衛門、組内次郎右衛門、同断染七、同断忠蔵、証人たれ	村御役人中様	端裏「送り下請」
すて兄甚右衛門（印）、組内次郎右衛門（印）、同断染七（印）、同断忠蔵（印）	村御役人中様	端裏「甚右衛門女縁付送り下請」
願主治郎右衛門、親類祐助、組内染七、同断甚右衛門、同断忠蔵	村御役人中	継目剥がれ、取扱注意
林太郎（印）、倅直蔵（印）、組内喜右衛門（印）、同断権太郎（印）、親類市三郎（印）	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「直蔵寺かへ書付」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 130	〔八幡村清三郎娘みよ儀、岐阜下竹屋町彦助方へ縁付け、村送り証文を下竹屋町へ渡しにつき差出し証文〕	寛政十年午三月	1798	一紙	1
ほ 131	古郷送り証文之事（池田郡脛永村権助娘おのふ、八幡村藤蔵方へ縁付けにつき）	寛政十年午四月日	1798	一紙	1
ほ 132	差出申寺請状之事（萩永村権介娘のふ儀、八幡村藤蔵方へ縁付け、向後安八郡末守村性顕寺旦那につき）	寛政十年午十一月廿六日	1798	一紙	1
ほ 133	〔八幡村其七娘そね、大垣魚屋町弥右衛門方へ縁付け、送り一札を大垣魚屋町へ渡しにつき差出し証文〕	寛政十一年未七月	1799	一紙	1
ほ 134	〔八幡村其七娘つか、大垣魚屋町の従弟弥右衛門方へ遣わし、送り一札を大垣魚町へ渡しにつき差出し証文〕	寛政十一年未七月	1799	一紙	1
ほ 135	往来一札之事（八幡村勘七倅勘五郎、日本廻国にて、もし死去の場合その地に葬りにつき）	寛政十一年未十一月	1799	一紙	1
ほ 136	御請合証文之事（勘五郎儀、日本廻国にて往来一札請取り、11月13日出立、5か年過時分までに帰村につき）	寛政十一年未十一月日	1799	一紙	1
ほ 137	御請合証文之事（勘五郎儀、日本廻国にて往来一札請取りにつき）	寛政拾一未年十一月幾日	1799	一紙	1
ほ 138	差出申寺請状之事（安八郡西保村善左衛門娘ちか儀、八幡村七左衛門方へ縁付け、向後安八郡一色村正覚寺旦那につき）	寛政十二年申二月	1800	一紙	1
ほ 139	差出申寺請状之事（池田郡藤代村儀平次娘かよ儀、八幡村与右衛門方へ縁付、向後安八郡一色村正覚寺旦那につき）	寛政十二年申二月	1800	一紙	1
ほ 140	差出申一札之事（曾七兄政七儀、江戸表へ奉公の処、病死にて宗門帳除きにつき）	寛政十二年申三月	1800	切紙	1
ほ 141	差出申一札之事（平右衛門従弟りよ儀、京都備宅にて去る8月病死にて帳面除きにつき）	寛政十三酉年二月	1801	切紙	1
ほ 142	書付を以願上候（祐次郎、別家百姓になるにて惣五郎組合に加え、五人組帳に書入れにつき）	寛政十三酉年二月	1801	一紙	1
ほ 143	差出申寺請状之事（池田郡脛永村兵次郎娘みね儀、八幡村与惣次方へ縁付け、向後池田郡本郷村龍徳寺旦那につき）	享和元年酉二月	1801	一紙	1
ほ 144	差出申寺請状之事（池田郡脛永村兵次郎娘みね儀、八幡村与惣次方へ縁付け、向後池田郡本郷村龍徳寺旦那につき）	享和元年酉二月	1801	一紙	1
ほ 145	差出申書付之事（龍徳寺弟子浄保、八幡村恵海方へ永住につき）	享和元辛酉年三月	1801	一紙	1

作 成	受 取	備 考
みよ親清三郎（印）、親類喜右衛門（印）、同断平右衛門（印）、組内勘三郎（印）	村御役人中	端裏「寛政十年三月清三郎娘縁付送り請」
伊東播磨守領分美濃国池田郡脛永村親権助（印）、同村組頭直右衛門（印）、同村庄や太郎蔵（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「藤蔵女房送り」
美濃国安八郡神戸村浄土真宗明徳寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「藤蔵女房寺請状」
そね親其七後家とき、親類たれ、同断たれ、組内勘三郎、同断清三郎	村御役人中	ほ 133～ほ 137 はこより紐一括、破損あり、取扱注意、端裏「縁付下請」
つか親其七後家とき（印）、親類新七（印）、組内勘三郎（印）、同断清三郎（印）	村御役人中	破損あり、貼紙あり、端裏「未年其七娘つか大垣へ罷越下請」
年寄忠右衛門、同断祐助、庄屋徳之助	国々御関所、村々宿々御役人中	ほ 135・ほ 136 はこより紐一括、端裏「勘七倅廻国往来一札下書」
願主勘五郎（印）、親勘七（印）、組内弥三兵衛（印）、同断喜久蔵（印）、同断彦右衛門後家きた（印）	村御役人中	端裏「勘七倅廻国往来下請」
願主勘五郎、親勘七、組内弥三兵衛、同断喜久蔵、同断彦右衛門後家きた	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏に墨消し文字あり、案文カ
京都一向宗東本願寺末寺安八郡西保村念散寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	ほ 138～ほ 140 はこより紐一括、端裏「七左衛門女房寺請状」
浄土真宗本願寺直末美濃国池田郡片山村善性寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「与右衛門女房寺請状」
曾七（印）、半三郎（印）、太兵衛（印）、定助（印）	村御役人中	端裏「曾七兄政七死去届」
願主平右衛門（印）、組内孫惣（印）、同断左右衛門後家とめ（印）	村御役人衆中	ほ 141～ほ 149 はこより紐一括、ほ 141・ほ 142 はこより紐一括、端裏「西三月平右衛門従弟死去届書」
組合惣五郎（印）、同断七郎次（印）、同断丈吉（印）、同断祐次郎（印）、同断兵吉（印）、同断用助跡母よし	村御役人中	端裏「祐次郎組合書付」
京都何宗何寺末寺池田郡脛永村法幢寺	多羅尾四郎次郎様御代官所池田郡八幡村御役人衆中	継目一部剥がれ
不破郡今須駅妙応寺末寺池田郡脛永村法幢寺（印）	多羅尾四郎次郎様御代官所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「与惣次女房寺請状」
池田郡本郷村龍徳寺（印）、同郡杵井村薬□寺（印）	池田郡八幡村御役人中	端裏「浄保送り書」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 146	差出申書付之事（市郎次儀、宝光寺旦那の処、本郷村龍徳寺旦那となり宗門帳面書替えにつき）	享和元年酉四月	1801	一紙	1
ほ 147	差出申一札之事（組内伊之助儀、京都参詣の処、伊之助伯母すて儀、江州浅井郡落合村へ縁付けの処、兩人病死にて宗門帳面除きにつき）	享和元年酉四月日	1801	一紙	1
ほ 148	一札之事（八幡村市郎治家内、宝光寺檀那の処、市郎次のみ池田郡本郷村龍徳寺檀那願いにて離檀につき）	享和元辛酉年四月	1801	一紙	1
ほ 149	差出申寺請状之事（池田郡萩原村養八娘てつ、向後八幡村宝光寺旦那につき）	享和二戌年三月日	1802	一紙	1
ほ 150	差出申一札之事（正林儀、紀伊国室郡長嶋村仏光寺旦那の処、安八郡一色村栄春院旦那替にて宗門帳面記すにつき）	文化元年子三月	1804	一紙	1
ほ 151	差出し申一札之事（喜平従弟吉三郎儀、京都大宮通り綾小路下ルに仮宅の処、喜平従弟与三松義、京都川原町二条上ルに借宅の処、兩人病死にて宗門改帳除きにつき）	文化元年子三月	1804	一紙	1
ほ 152	差出申寺請状之事（安八郡神戸村弥助妹きの儀、八幡村市郎治方へ縁付け、向後池田郡本郷村龍徳寺旦那につき）	文化元年子三月	1804	一紙	1
ほ 153	一札之事（八幡村正林儀、紀伊国室郡長嶋村仏光寺旦那の処、安八郡一色村栄春院旦那となり離檀につき）	文化元年子三月	1804	一紙	1
ほ 154	御請合申証文之事（惣五郎倅幸右衛門・兵藏病気養生のため飛州下呂へ入湯にて往来一札請取りにつき）	文化元年子七月	1804	一紙	1
ほ 155	御請合申証文之事（藤蔵女房その・妹みか病気養生のため飛州下呂へ入湯にて往来一札請取りにつき）	文化二年丑正月十四日	1805	一紙	1
ほ 156	御請合申証文之事（藤蔵女房その・妹みか病気養生のため飛州下呂へ入湯にて往来一札請取りにつき）	文化二年丑正月十四日	1805	一紙	1
ほ 157	書付を以願上候（喜左衛門弟佐太夫儀、分家百姓になるにて喜左衛門組合に加え、五人組帳に認めにつき）	文化二丑年二月	1805	一紙	1
ほ 158	書付を以願上候（半三郎倅菊右衛門儀、分家百姓になるにて半三郎組合に加え、五人組帳に認めにつき）	文化二丑年二月	1805	一紙	1
ほ 159	書付を以願上候（嘉七弟宇右衛門儀、別家百姓になるにて嘉七組合に加え、五人組帳に認めにつき）	文化二丑年二月	1805	一紙	1

作 成	受 取	備 考
市郎次、組内親類助右衛門、同断喜兵衛	村御役人中	破損あり、取扱注意
組内多吉（印）、小兵衛（印）、喜二郎後家まつ（印）、源七跡妹みた（印）	村御役人中	破損あり、端裏「伊之助并同人伯母死去届書」
八幡村宝光寺達空（印）	御料所八幡村御役人衆中	破損あり、端裏「市郎次旦那寺替宝光寺一札」
池田郡本郷村光慶寺（印）	御料所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「藤五郎女房寺請状」
正林、証人初五郎	村御役人中	ほ 150～ほ 154 はこより紐一括、端裏「寺替一札下」
喜平（印）、組内林次郎（印）、同断半兵衛後家（印）	村御役人中	端裏「文化老子三月喜平従弟吉三郎与三松死去届」
京都一向宗西本願寺末寺安八郡末守村性顕寺（印）	御領（預）所御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「文化元子三月市郎次女房寺請状」
紀伊国宝郡長島村仏光寺	美濃国池田郡八幡村御役人中	端裏「寺替一札」
本人惣五郎倅幸右衛門、同断兵蔵、惣五郎組内惣代祐次郎、同幸右衛門□□忠五郎、兵蔵組内惣代たれ、同人親類たれ	村御役人中	破損あり、取扱注意
藤蔵、組内惣代兵蔵、同断又蔵	村御役人中	ほ 155～ほ 167 はこより紐一括、破損あり、取扱注意
藤蔵（印）、組内惣代兵蔵、同断又蔵（印）	村御役人中	破損あり
組合喜左衛門（印）、同断浅右衛門（印）、同断与右衛門後家（印）、同断紋吉（印）、同断佐太夫（印）	村御役人中	端裏「喜左衛門弟別家一札」
半三郎（印）、多兵衛（印）、菊右衛門（印）、仁助（印）、曾七（印）	村御役人中	端裏「半三郎倅別家一札」
組合嘉七（印）、同断宇右衛門（印）、同断円右衛門、同断直吉後家（印）	村御役人中	端裏「嘉七弟宇右衛門儀別家一札」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 160	書付ヲ以願上候（銀内倅銀蔵儀、分家百姓になるにて銀内組合に加え、五人組帳に認めにつき）	文化二丑年二月日	1805	一紙	1
ほ 161	差出申寺請状之事（池田郡田中村庄平娘わき儀、八幡村左太夫方へ縁付け、向後安八郡一色村正覚寺旦那につき）	文化二丑年三月	1805	一紙	1
ほ 162	以書付御願申入候（喜代七姉みよ儀、徳通寺旦那の処、当年より正円寺旦那になるにつき）	文化二丑年三月	1805	切紙	1
ほ 163	差出申寺請状之事（大野郡下座倉村政八娘いか儀、八幡村直蔵方へ縁付け、向後八幡村宝光寺檀那につき）	文化三丙寅年二月日	1806	一紙	1
ほ 164	古郷送り証文之事（大野郡下座倉村政八娘いか、八幡村直蔵方へ縁付けにつき）	（文化3年2月）	1806	一紙	1
ほ 165	書付を以願上候（祐吉弟字七儀、別家百姓になるにて、祐吉組合に加え、五人組帳に書入れにつき）	文化三年寅年二月	1806	一紙	1
ほ 166	差出申寺請状之事（安八郡柳瀬村祐八娘もの儀、八幡村字七方へ縁付け、向後安八郡末守村一向宗性顕寺旦那につき）	文化三丙寅年二月	1806	一紙	1
ほ 167	差出申寺請状之事（池田郡田中村次左衛門妹きの儀、八幡村市郎次方へ縁付けにつき）	文化三年寅二月	1806	一紙	1
ほ 168	差出申寺請状之事（池田郡上田村磯八娘知良、八幡村番人庄六方へ縁付けにつき）	文化四年丁卯三月	1807	一紙	1
ほ 169	古郷送り証文之事（池田郡八幡村枝郷下村半七儀、安八郡新屋鋪村弥三八方と由緒あるにて半七弟久蔵養子につき）	文化四丁卯年六月	1807	一紙	1
ほ 170	差出申書付之事（祐吉倅初五郎儀、大野郡房嶋村幸右衛門方へ由緒あるにて養子につき）	文化四年卯十二月	1807	一紙	1
ほ 171	差出申書付之事（祐吉倅初五郎儀、大野郡房嶋村幸右衛門方へ養子にて、古郷送り証文、房嶋村庄屋方へ渡しにつき）	文化四年卯十二月	1807	一紙	1
ほ 172	差出申書付之事（丈吉弟文平儀、多芸郡船付村半三郎方へ養子にて、古郷送り証文、船付村庄屋方へ渡しにつき）	文化五年辰三月	1808	一紙	1
ほ 173	差出申書付之事（丈吉弟文平儀、多芸郡船付村半三郎方へ由緒あるにて養子につき）	文化五年辰三月	1808	一紙	1
ほ 174	差出申証文之事（池田郡本郷村龍徳寺弟子宜哉、八幡村寺栄松寺後住にて帳面に書き載せにつき）	文化五年辰三月	1808	一紙	1

作 成	受 取	備 考
組合銀内（印）、同断銀蔵（印）、同断兵蔵（印）、同断惣次郎（印）、同断又蔵（印）、同断周吉（印）	村御役人中	端裏「銀蔵倅別家一札」
京都浄土真宗東本願寺末寺池田郡萩原村善福寺（印）	戸田采女正様御預り所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「丑 左太夫女房寺請状」
喜代七（印）、組内□次郎（印）	村御役人中	端裏「喜代七姉寺替一札」
京都浄土真宗西本願寺末寺美濃国大野郡宮田村正蓮寺（印）	戸田采女正様御預り所池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「寅 直蔵女房寺請状」
尾州様御領分下座倉村親政八（印）、同人親類伊左衛門（印）、同村組頭兵右衛門（印）、同村庄屋喜三右衛門（印）	戸田采女正様御預り所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「寅 直蔵女房古郷送り」
組合祐吉（印）、同断時次郎（印）、同断茂平次（印）、同断宇七（印）	村御役人中	端裏「祐吉弟別家組合書付」
京都浄土真宗本願寺末寺安八郡柳瀬村正行寺（印）	戸田采女正様御預り所池田郡八幡村御役人衆中	端裏「宇七女房寺請状」
京都一向宗東本願寺末寺安八郡未守村性顕寺	戸田采女正様御預り所池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、剥離紙あり、取扱注意、端裏「寺請状」
京都西本願寺末濃州池田六ノ井正道寺（印）	八幡村御役人中	ほ 168～ほ 171 はこより紐一括
みの国池田郡八幡村枝郷下村庄や次五平、年寄八右衛門	美濃国安八郡新屋鋪村附名主多内殿、加勢名主周平殿、五人組頭利左衛門殿、同断民次殿	破損あり、取扱注意、端裏「下 久蔵 古郷送案文」
祐吉（印）、親類文右衛門（印）、組内茂平次（印）、同断宇七（印）	村御役人中	端裏「文化四卯十二月祐吉倅房嶋村へ養子ニ参下請」
祐吉、親類文右衛門、組内茂平次、同断宇七、	村御役人中	端裏「養子下請案」
丈吉、親類周吉、組内惣五郎、同断藤右衛門、同断祐次郎、同断兵吉	村御役人中	ほ 172～ほ 178 はこより紐一括、端裏「養子下請案文」
丈吉（印）、親類周吉（印）、組内惣五郎（印）、同断藤右衛門（印）、同断祐治郎（印）、同断兵吉（印）	村御役人中	端裏「文化五辰三月丈吉弟舟付へ養子下請」
京都妙心寺末寺美濃国池田郡本郷村龍徳寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「文化五辰三月栄松寺住持送り」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ほ 175	差出申寺請状之事(池田郡堀村左十郎娘きせ、八幡村政五郎方へ縁付け、向後八幡村宝光寺旦那につき)	文化五辰三月日	1808	一紙	1
ほ 176	送一札之事(八幡村弥右衛門、先祖代々善福寺檀那の処、弟次左衛門、西本願寺歸依にて次左衛門・女房兩人とも八幡村正円寺檀那になるにつき)	文化五年辰ノ四月日	1808	一紙	1
ほ 177	指出申書付之事(勘七倅次平儀、神戸横町彦八方へ養子の処、親勘七老年にて万一勘七及び弟為吉病気の節は神戸の次平方で引請けにつき)	文化五年辰十一月	1808	一紙	1
ほ 178	[八幡村勘七倅次平儀、神戸村彦八跡へ婿養子にて古郷送り証文ならびに差出証文下書]	(文化5年12月)	1808	一紙	1
ほ 179	差出申寺請状之事(池田郡東野村清八娘み系、八幡村徳右衛門方へ縁付け、向後八幡村西宗宝光寺旦那につき)	文化六年巳三月	1809	一紙	1
ほ 180	差出申書付之事(政五郎儀、大垣中町鍛冶屋いか方由緒あり、政五郎弟露次郎養子にて送り手形を大垣中町年寄方へ渡しにつき)	文化七年午九月	1810	一紙	1
ほ 181	往来一札之事(八幡村喜兵衛、諸国仏閣拝礼にて、病死の節はその地に葬りにつき)	文化八年未七月	1811	一紙	1
ほ 182	往来一札之事(八幡村喜兵衛、諸国仏閣拝礼にて、病死の節はその地に葬りにつき)	文化八年未八月	1811	一紙	1
ほ 183	乍恐以書付奉申上候(八幡村徳通寺儀、是まで無住にて不破郡塩田村正円寺より寺役代判勤めの処、安八郡加賀野村正賢寺了山弟了覚、後住相続し古郷送り・寺手形とも願ひ上げにつき)	文化八年未九月	1811	一紙	1
ほ 184	乍恐以書付奉申上候(八幡村徳通寺儀、是まで無住にて不破郡塩田村正円寺より寺役代判勤めの処、安八郡加賀野村正賢寺了山弟了覚、後住相続し古郷送り・寺手形とも願ひ上げにつき)	文化九年申正月	1812	一紙	1
ほ 185	古郷送り証文之事(安八郡加賀野村正賢寺了山儀、八幡村徳通寺へ由緒ある処、徳通寺実子無きにて了山弟了覚、徳通寺へ後住相続に差出しにつき)	文化九年申二月	1812	一紙	1
ほ 186	宗門寺送り之事(安八郡加賀野村正賢寺了山弟了覚儀、八幡村徳通寺へ後住相続につき)	文化九壬申年二月	1812	一紙	1
ほ 187	宗門寺送り之事(安八郡加賀野村正賢寺了山弟了覚儀、八幡村徳通寺へ後住相続につき)	文化九年申二月	1812	一紙	1

作 成	受 取	備 考
美濃国大野郡房嶋村□善明寺 (印)	御料所美濃国池田郡八幡村 御役人衆中	端裏「文化五辰三月政五郎女房寺請状」
萩原村善福寺 (印)	八幡村御役人衆中	端裏「文化五辰年治左衛門寺替一札」
願主治平、勘七、請人彦八、神 戸村親類この、同断八幡村弥右 衛門	組内御惣代金蔵殿	端裏「勘七倅下請案文」
	(安八郡神戸村御庄屋衆中)	端裏「文化五辰十二月勘七倅次平古郷送り神 戸へ遣ス下書」
京都浄土真宗本願寺末寺美濃国 安八郡末守村性顕寺 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御役人衆中	ほ 179 ~ ほ 183 はこより紐一括、端裏「文化 六巳年徳右衛門女房寺請状」
政五郎、露次郎、親類半右衛門、 同断新三郎、組内曾七、同断助 三郎	村御役人中	端裏「養子下請案文」
美濃国池田郡八幡村年寄金蔵、 同断祐助、庄屋与惣次	国々御関所、村々宿々御役 人中	破損あり、取扱注意、下書カ
美濃国池田郡八幡村年寄金蔵 (印)、同断祐助 (印)、庄屋与惣 次 (印)	国々御関所、村々宿々御役 人中	端裏「喜兵衛往来」、印に墨消しあり
池田郡八幡村徳通寺、檀家惣代 孫左衛門、百姓代弥平次 (印)、 年寄八右衛門 (印)、庄屋次五平 (印)、同断与惣次 (印)	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、印に墨消しあり、下書カ
池田郡八幡村徳通寺 (印)、檀家 惣代孫左衛門 (印)、百姓代弥平 次 (印)、年寄八右衛門 (印)、 庄屋次五平 (印)、同断与惣次 (印)	大垣御預御役所	
戸田采女正領分安八郡加賀野村 五人組頭次兵衛 (印)、名主左五 右衛門 (印)	戸田采女正様御預所池田郡 八幡村御庄屋衆中、御年寄 衆中	ほ 185 ~ ほ 191 はこより紐一括、破損あり、 取扱注意、端裏「文化九申二月徳通寺養子古 郷送り」
安八郡下開発村西生寺 (印)	戸田采女正様御預所池田郡 八幡村御庄屋衆中、御年寄 衆中	端裏「文化九申二月徳通寺養子寺送り」
安八郡下開発村西生寺	戸田采女正様御預所池田郡 八幡村御庄屋衆中、御年寄 衆中	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 188	古郷送り証文之事（安八郡加賀野村正賢寺了山儀、八幡村徳通寺へ由緒ある処、徳通寺実子無きにて了山弟了覚、徳通寺へ後住相続に差出しにつき）	文化九年申二月	1812	一紙	1
ほ 189	差出申証文之事（池田郡本郷村龍徳寺弟子智牛、八幡村瑞泉寺後住に遣わずにつき）	文化九年申三月	1812	一紙	1
ほ 190	宗門寺送之事（安八郡西之保村曾右衛門娘なみ、八幡村喜与七方へ縁付け、向後徳通寺檀那につき）	文化九壬申年三月	1812	一紙	1
ほ 191	差出シ申書付之事（与左衛門弟清兵衛義、5月大垣にて病死にて宗門改帳面除きにつき）	文化九年申八月	1812	一紙	1
ほ 192	往来一札之事（阿州板野郡木津村道太郎、諸国神社仏閣拝礼にて、病死の節は其の地に葬りにつき）	文化十年酉十月□□	1813	一紙	1
ほ 193	宗門寺送之事（八幡村直右衛門弟覚治儀、22年以前六ノ井村祐右衛門方へ養子の処、差し戻しにて以後池田郡本郷村龍徳寺檀那につき）	文化十一年戌四月	1814	一紙	1
ほ 194	村送り証文之事（八幡村直右衛門弟覚治儀、由緒あるにて22年以前より六ノ井村祐右衛門方へ養子の処、差し戻しにつき）	文化十一年戌四月	1814	一紙	1
ほ 195	往来一札之事（八幡村赦円、諸国神社仏閣拝礼にて、病死の節はその地に葬りにつき）	文化十一年戌七月	1814	一紙	1
ほ 196	差出申書付之事（喜右衛門儀、池田郡市橋村藤八方へ由緒あり、藤八病死にて藤八娘へ喜右衛門倅鉄五郎入婿、古郷送り証文を市橋村名主に渡しにつき）	文化十二年亥二月	1815	切紙	1
ほ 197	差出申書付之事（喜右衛門儀、池田郡市橋村藤八方へ由緒あり、藤八病死にて藤八娘へ喜右衛門倅鉄五郎入婿、古郷送り証文を市橋村名主に渡しにつき）	文化十二年亥二月	1815	一紙	1
ほ 198	宗門寺送り之事（大野郡三輪村治八倅栄吉儀、宝光寺檀那に紛れ無く、八幡村伊右衛門跡相続につき）	文化十二亥年三月	1815	一紙	1
ほ 199	宗門寺送り之事（大野郡三輪村治八倅栄吉儀、宝光寺檀那に間違いなく、八幡村伊右衛門跡相続につき）	文化十二亥年三月	1815	一紙	1
ほ 200	古郷送り証文之事（大野郡三輪村治八儀、八幡村伊右衛門方へ由緒あり、伊右衛門義、当時家断絶にて治八倅栄吉、伊右衛門跡目相続につき）	文化十二乙亥年三月	1815	一紙	1
ほ 201	往来一札之事（八幡村周吉等、病身にて養生の為下呂へ入湯にて、病氣重なり、また如何様の儀も起こった場合は知らせにつき）	文化十三年子二月	1816	一紙	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正領分安八郡加賀野村五人組頭次兵衛、名主左五右衛門	戸田采女正様御預所池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり、取扱注意、端裏「徳通寺養子案文」
京都妙心寺末寺美濃国池田郡本郷村禪宗龍徳寺（印）、右同断池田郡沓井村神護寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり、端裏「文化九申三月瑞泉寺智牛送り」
京都東本願寺末寺円受寺（印）	戸田采女正様御領（預）所池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「文化九申年喜与七女房寺送り」
与左衛門、組内弥右衛門	村御役人中	
阿州板野郡姫田村浄土真宗円正寺（印）	国々御関所、村々御役人衆中	破損大、取扱注意、奥に「右一札西十一月十六日致遣ス」とあり、本文に墨消しあり
池田郡六ノ井村禪宗妙勝寺（印）	戸田采女正様御預所池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	ほ 193～ほ 195 はこより紐一括、破損あり、端裏「文化十一戌四月覚治寺送り」
加藤平内知行所池田郡六之井村組頭利兵衛（印）、庄屋源八郎（印）	戸田采女正様御預所池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり、取扱注意、端裏「文化十一戌四月覚治村送り」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次（印）、年寄祐助（印）	国々御関所、村々宿々御役人衆中	破損あり、取扱注意、印に墨消しあり
喜右衛門、鉄五郎、親類利平、組内直蔵	村御役人中	ほ 196～ほ 199 はこより紐一括、案文カ
喜右衛門、鉄五郎、親類利平、組内直蔵（印）	村御役人中	端裏「文化十二亥三月喜右衛門倅市橋江養子二罷越下請」
美濃国池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	
美濃国池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり、端裏「文化十二亥三月栄吉寺送り」
岡田将監知行所美濃国大野郡三輪村年寄五良右衛門（印）、同断善左衛門（印）、庄屋九左衛門（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり
美濃国池田郡八幡村年寄治吉（印）、庄屋次五平（印）、同断与惣次（印）	国々御関所、村々宿々御役人中	ほ 201～ほ 211 はこより紐一括、印に墨消しあり

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
ほ 202	送り手形一札之事（八幡村与惣次第義作、池田郡本郷村龍徳寺旦那に紛れ無く、北方村徳兵衛方へ養子につき）	文化十三丙子年三月	1816	一紙	1
ほ 203	宗門寺送り之事（安八郡北方村元右衛門倅源六儀、正円寺旦那に紛れ無く、八幡村源内跡相続につき）	文化十三子年三月	1816	一紙	1
ほ 204	古郷送証文之事（安八郡北方村元右衛門義、八幡村源内方へ由緒あり、源内義、当時家断絶にて元右衛門倅源六、源内跡相続につき）	文化十三丙子年三月	1816	一紙	1
ほ 205	宗門寺送之事（大野郡伊尾治八娘儀、仏照寺旦那に紛れ無く、八幡村祐次郎方へ縁付け、善福寺旦那につき）	文化十三丙子年三月	1816	一紙	1
ほ 206	古郷送手形之事（大野郡伊尾上新町甚五兵衛娘ゆみ、八幡村勇助方へ差し遣わしにつき）	文化十三丙子年二月	1816	一紙	1
ほ 207	送り手形一札之事（八幡村与惣次第義作、池田郡本郷村龍徳寺旦那の処、北方村徳兵衛方へ養子に遣わすにつき）	文化十三丙子年三月	1816	一紙	1
ほ 208	往来一札之事（三河国額田郡滝村伝八、祖師親鸞聖人二十四輩順拝ならびに諸国神社仏格参詣にて、もし何国にて病死の節はその地に葬りにつき）	文化十三丙子年五月五日	1816	一紙	1
ほ 209	宗門寺送り之事（政五郎弟吉弥儀、宝光寺檀那にて、7か年以前大垣中町いか方へ養子の処、不熟にて政五郎方へ引き取りにつき）	文化十三年子六月	1816	一紙	1
ほ 210	〔吉弥儀、7か年以前大垣中町いか方へ養倅の処、不熟にて双方納得の上、親元へ差し戻しにつき、後日のため古郷送りに継足古郷帰証文〕	文化十三丙子年六月	1816	一紙	1
ほ 211	宗門寺送り之事（政五郎弟吉弥儀、宝光寺檀那にて、7か年以前大垣中町いか方へ養子の処、不熟にて政五郎方へ引き取りにつき）	文化十三年子六月	1816	一紙	1
ほ 212	差出申一札之事（要吉儀、廿四輩並びに諸国霊場拝礼にて往来一札願いの処、聞き届けにて明け14日出立、来る早春のうちに帰村につき）	文化十四丑年十一月十三日	1817	一紙	1
ほ 213	差出申一札之事（要吉儀、廿四輩並びに諸国霊場拝礼にて往来一札願いの処、聞き届けにて明け14日出立、来る早春のうちに帰村につき）	文化十四丑年十一月十三日	1817	一紙	1
ほ 214	往来一札之事（柳右衛門、諸国神社仏閣拝礼にて、病死等の節はその地に葬りにつき）	文化十五寅年五月	1818	一紙	1
ほ 215	古郷戻り一札之事（八幡村孫蔵兄郡平、13か年以前多芸郡舟付村半三郎引請け引越しの処、病身にて妻子連れ古郷へ帰り弟孫蔵方へ掛り人になるにつき）	文政三辰年三月	1820	一紙	1

作 成	受 取	備 考
池田郡八幡村庄屋与惣次	北方戸羽町丁頭徳兵衛殿	端裏「下書」、本文全体に墨消しあり
池田郡八幡村西本願寺宗正円寺 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	端裏「文化十三子三月源六寺送り」
名取半右衛門知行所美濃国安八 郡北方村年寄伴治良 (印)、庄屋 金右衛門 (印)	戸田采女正様御預り所美濃 国池田郡八幡村御庄屋衆 中、御年寄衆中	端裏「文化十三子三月源六古郷送り」
宝来村仏照寺 (印)	善福寺殿	端裏「祐三郎女房寺送り」
揖斐五人組頭惣内 (印)、同所上 新町名主只助 (印)	池田郡八幡田村御庄屋与三 治殿	端裏「文化十三子三月祐三郎女房送り」
池田郡八幡村庄屋与惣次 (印)	北方戸羽町丁頭徳兵衛殿	端裏「文化十三子三月北方へ遣候義作送り下 書」、印に墨消しあり
三州額田郡滝村弘願寺 (印)	国々御番所、御役所	破損大、取扱注意
池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損大、取扱注意、端裏「文化十三子六月政 五郎弟露次郎古郷帰り寺手形」
大垣中町年寄利助 (印)、同長左 衛門 (印)、同弥左衛門 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	端裏「文化十三子六月政五郎弟露次郎古郷帰 り継足証文」、文化7年9月の「送り手形之事」 に継ぎ足している
池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損あり、端裏「寺請状下」
本人要吉、組内清五郎、同断作 次郎、同断左十郎母	村御役人中	ほ212・ほ213はこより紐一括、破損あり、 取扱注意、端裏「文化十四丑 用吉往来下請案 文」
本人要吉 (印)、組内清右衛門 (印)、同断作次郎 (印)、同断左 十郎 (印)	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「文化十四丑十一 月 用吉往来下請」
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治、 年寄治吉	国々御関所、村々宿々御役 人衆中	ほ214～ほ216はこより紐一括、破損大、取 扱注意、端裏「柳右衛門往来書」
多芸郡舟付村庄屋谷伝之右衛門 (印)、組頭武太夫 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損あり、取扱注意、端裏「文政三辰三月 孫 蔵兄文平古郷戻証文」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 216	宗門寺請之事（八幡村孫蔵兄郡平・女房・倅造酒蔵 3 人、善福寺檀那の処、13 年以前多芸郡船付村へ引越し、このたび弟孫蔵方へ立戻りにつき）	文政三年辰三月	1820	一紙	1
ほ 217	差出申証文之事（池田郡本郷村龍徳寺弟子智寛、八幡村栄松寺後住にて村方帳面へ書き載せにつき）	文政六末年三月	1823	一紙	1
ほ 218	差出申一札之事（栄松寺住持宜哉儀、当春尾張名古屋の親類方にて病気により死去につき）	文政六末年三月	1823	一紙	1
ほ 219	差出申寺請状事（本巢郡木知原村佐野蔵妹ふし、八幡村杉八方へ縁付け、向後安八郡草道嶋村西門寺旦那につき）	文政六癸末年三月	1823	一紙	1
ほ 220	古郷送り証文之事（本巢郡木知原村左太郎妹ふじ、八幡村杉八方へ縁付けにつき）	文政六癸末年三月	1823	一紙	1
ほ 221	宗門寺送り之事（池田郡片山村作次兄継蔵儀、八幡村藤蔵後家方へ入夫につき）	文政七甲申年三月	1824	一紙	1
ほ 222	古郷送り証文之事（池田郡片山村作治儀、八幡村藤蔵後家方へ由緒あり、作治兄継蔵、入夫し百姓相続につき）	文政七甲申年三月	1824	一紙	1
ほ 223	差出申寺請状之事（池田郡脛永村露松姉かな、八幡村柳蔵方へ縁付け、向後安八郡更屋敷村浄清寺檀那につき）	文政九年戌二月日	1826	一紙	1
ほ 224	古郷送り証文之事（池田郡脛永村露松姉かな、八幡村柳蔵方へ縁付けにつき）	文政九年戌二月日	1826	一紙	1
ほ 225	宗門寺送り之事（池田郡六ノ井村重蔵倅重助儀、長久寺旦那に紛れ無く、八幡村嬭とな方へ養子につき）	文政十一子年二月	1828	一紙	1
ほ 226	古郷送り証文之事（池田郡六ノ井村重蔵儀、八幡村嬭とな方へ由緒あり、重蔵倅重助養子につき）	文政十一年子二月	1828	一紙	1
ほ 227	縁付古郷送り手形之事（安八郡付寄村伝右衛門娘きさ、八幡村宇吉方へ縁付けにつき）	文政十二年五月	1829	一紙	1
ほ 228	古郷送証文之事（八幡村嘉七倅丈右衛門、萩原村話七方へ由緒あり、養子届けにつき）	文政十二己丑年	1829	一紙	1
ほ 229	古郷送り証文之事（池田郡青柳村藤左衛門儀、八幡村重蔵方由緒あり、藤左衛門弟左吉を養子とし百姓相続につき）	天保二辛卯年二月	1831	一紙	1

作 成	受 取	備 考
池田郡萩原村東本願寺宗善福寺 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損大、取扱注意、端裏「文政三辰三月 孫藏 兄文平古郷戻寺手形」
京都妙心寺末寺美濃国池田郡本 郷村禪宗龍徳寺 (印)、右同断池 田郡八幡村陽泉寺 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	ほ 217～ほ 220 はこより紐一括、破損あり、 取扱注意、端裏「文政六未三月栄松寺智寛送り」
瑞泉寺 (印)	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「文政六未三月栄 松寺宜哉死去届 瑞泉寺」
京都東本願寺宗美濃国本巢郡山 口村祐国寺 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御役人衆中	端裏「文政六未三月杉八女房寺請状」
戸田采女正領分美濃国本巢郡木 知原村兄左太郎 (印)、同村五人 組頭与三右衛門 (印)、同村名主 九平次 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御役人衆中	破損あり、端裏「文政六未三月杉八女房古郷 送り」
池田郡片山村善性寺 (印)	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	ほ 221～ほ 230・ほ 232・ほ 233 はこより 紐一括、端裏「文政七申三月 藤藏後家入夫継 藏寺送り」
戸田采女正領分美濃国池田郡片 山村名主兼右衛門 (印)、同村五 人組頭小兵衛 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	端裏「文政七申三月 藤藏後家入夫継藏送り」
美濃国不破郡今須禪宗妙応寺末 寺同国池田郡脛永村法幢寺 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御役人衆中	端裏「文政九戌三月柳藏女房寺請状」
伊東播磨守領分美濃国池田郡脛 永村かな弟露松 (印)、同人親類 国右衛門 (印)、同村組頭継右衛 門 (印)、同村庄屋庫十郎 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御役人衆中	端裏「文政九戌三月柳藏女房古郷送り」
安八郡川西村長久寺 (印)	池田郡八幡村庄屋衆中、年 寄衆中	端裏「文政十一子年二月 下村重助寺手形」
加藤平内知行所美濃国池田郡六 ノ井村組頭善九郎 (印)、同断国 右衛門 (印)、同断利兵衛 (印)、 庄屋兵治郎 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損大、取扱注意、端裏「文政十一子二月 下 村重助古郷送」
右 (付寄) 村庄屋山川治助 (印)	濃州池田郡八幡村御役人衆 中	破損あり、取扱注意、端裏「文政十二丑年宇 吉嫁古郷送り書 付寄村より」
美濃国池田郡八幡村年寄弥三兵 衛 (印)、同国同郡同村庄屋与惣治 (印)	美濃国池田郡萩原村名主樹 太郎殿、(貼紙：同国同郡 同断兵作殿)、同国同郡同 村五人組頭新右衛門殿	貼紙あり、取扱注意、印に墨消しあり、下書カ
戸田采女正領分美濃国池田郡青 柳村附名主源吾 (印)、同断丈助 (印)、同村五人組頭八三郎 (印)	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損大、取扱注意、端裏「天保二卯二月 重藏 養子古郷送り」

番号	表 題	年 代	西 曆	形 態	数
ほ 230	[池田郡青柳村藤左衛門弟佐吉儀、立斎寺檀那の処、八幡村重蔵方へ養子につき寺送り証文]	天保二辛卯年二月	1831	一紙	1
ほ 231	《古郷送証文・寺請証文》	天保2年	1831		
ほ 232	書付之事(和泉村林右衛門後家儀、八幡村定右衛門倅伝吉と由緒ありて婿養子願いの処、不熟の振合いにて願下げにつき)	天保二卯年七月	1831	一紙	1
ほ 233	古郷送り一札之事(大野郡三輪村弥六娘松、八幡村幸右衛門倅幸七方へ縁付けにつき)	天保三壬辰年二月	1832	一紙	1
ほ 234	宗門寺送り之事(池田郡六ノ井村由右衛門弟周治儀、善福寺檀那の処、八幡村孫九郎方へ養子につき)	天保三辰年三月	1832	一紙	1
ほ 235	古郷送証文之事(池田郡六ノ井村由右衛門儀、八幡村孫九郎方へ由緒あり、由右衛門弟周治、養子につき)	天保三辰年三月	1832	一紙	1
ほ 236	《古郷送証文・寺請証文》	天保5年	1834		
ほ 237	宗門寺送り之事(池田郡沓井村所右衛門倅又右衛門儀、正光寺檀那に紛れ無く、八幡村又蔵方へ養子につき)	天保五甲午二月	1834	一紙	1
ほ 238	宗門寺送之事(安八郡神戸村平左衛門娘すて、八幡村笹右衛門方へ縁付け、向後池田郡本郷村龍徳寺旦那につき)	天保七丙申年四月	1836	一紙	1
ほ 239	送一札(羽栗郡西小熊甚右衛門倅玄真儀、明超寺旦那の処、八幡村徳通寺引受けにつき)	天保七年申三月	1836	一紙	1
ほ 240	宗門寺送之事(羽栗郡西小熊甚右衛門倅玄伯儀、明超寺旦那の処、八幡村徳通寺引請けにつき)	天保七申年三月	1836	一紙	1
ほ 241	古郷送証文之事(羽栗郡西小熊村甚右衛門倅医師玄伯、八幡村徳通寺へ由緒あり、徳通寺引請け医業させたきにつき)	天保七申年三月	1836	一紙	1
ほ 242	古郷送り一札之事(不破郡青野村栄助娘たか、八幡村幸三郎方へ母方附に遣わすにつき)	天保十年亥正月	1839	一紙	1
ほ 243	差出申証文之事(池田郡沓井村薬師寺弟子祖白、八幡村瑞泉寺後住に差し遣わすにつき)	天保十年亥三月	1839	一紙	1
ほ 244	差出申証文之事(池田郡沓井村薬師寺弟子祐善、八幡村栄松寺後住に差し遣わすにつき)	天保十年亥三月	1839	一紙	1
ほ 245	宗門寺送り之事(八幡村友三郎弟吉治儀、龍徳寺旦那に紛れ無く、10か年以前東野村佐右衛門方へ養子の処、不熟にて兄友三郎方へ引取りにつき)	天保十一子年三月	1840	一紙	1

作 成	受 取	備 考
美濃国池田郡山洞村立斎寺（印） 大慧	美濃国池田郡八幡村御庄屋 衆中、御年寄衆中	破損大、取扱注意、端裏「天保二卯二月 重蔵 養子寺送り」
		現在、所在不明
和泉村組頭繁右衛門（印）、同村 名主作右衛門（印）	八幡村御庄屋衆中	端裏「天保二卯七月 和泉村役人より書付」
岡田伊勢守知行所大野郡三輪村 組頭定治（印）、同村庄屋高橋九 左衛門（印）	八幡村御役人衆中	端裏「天保三辰年 幸七女房古郷送り」
池田郡萩原村善福寺（印）	八幡村御庄屋衆中、御年寄 衆中	ほ 234・ほ 235 はこより紐一括、破損大、取 扱注意、端裏「天保三辰三月周吉養子寺送り」
加藤平内知行所美濃国池田郡六 ノ井村組頭善九郎（印）、同断国 右衛門（印）、同断利兵衛（印）、 庄屋五十川兵治郎（印）	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損大、取扱注意、端裏「天保三辰三月周吉 養子古郷送り」
		現在、所在不明
池田郡片山村正光寺（印）	八幡村御庄屋衆中、御年寄 衆中	ほ 237～ほ 241 はこより紐一括、端裏「又蔵 養子又右衛門寺送り」
京都禅宗妙心寺末寺安八郡神戸 村瑠璃光寺（印）	戸田采女正様御預所池田郡 八幡村御庄屋衆中、御年寄 衆中	破損あり、取扱注意、端裏「天保七申年三月 作平女房寺送り」
同（羽栗）郡同（西小熊）村明 超寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損あり、端裏「天保七申三月 玄真寺手形」
羽栗郡西小熊村妙超寺	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損あり、取扱注意、端裏「寺手形案文」
尾州御領美濃国羽栗郡庄屋たれ、 年寄たれ	戸田采女正様御預所美濃国 池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	端裏「古郷送り案文」
不破郡青野村庄屋卯兵衛（印）、 年寄猪兵衛（印）、百姓代武七（印）	八幡村御役人衆中	ほ 242～ほ 244 はこより紐一括、破損あり、 取扱注意、端裏「天保十亥正月 青野村栄助娘 送り」
京都妙心寺末寺濃州池田郡沓井 村禅宗薬師寺（印）、右同断同郡 本郷村加印同宗龍徳寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	破損あり、端裏「天保十亥三月 瑞泉寺祖白送 り証文」
京都妙心寺末寺濃州池田郡沓井 村禅宗薬師寺（印）、右同断同郡 本郷村加印同宗龍徳寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	端裏「天保十亥三月 栄松寺祐善送り証文」
池田郡本郷村禅宗龍徳寺	池田郡八幡村御庄屋衆中、 御年寄衆中	端裏「天保十一子三月 友三郎弟吉治古郷帰り 寺手形案」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 246	古郷送証文之事（多芸郡江月村茂七儀、八幡村治左衛門方へ由緒あり、茂七倅長三郎養子に差遣わずにつき）	天保十二辛丑年正月	1841	一紙	1
ほ 247	宗門寺送之事（多芸郡江月村茂七倅長三郎、正円寺檀那に紛れ無く、八幡村治左衛門方へ養子につき）	天保十二辛丑年正月	1841	一紙	1
ほ 248	往来一札之事（八幡村笹右衛門、信州善光寺へ参詣、それより北国筋神社仏閣拝礼にて、万一病死の場合はその所に葬りにつき）	天保十二年丑七月	1841	一紙	1
ほ 249	往来一札之事（八幡村磯右衛門後家・娘ます、諸国神社仏閣拝礼にて、万一病死の場合はその所に葬りにつき）	天保十三寅年八月	1842	一紙	1
ほ 250	古郷送り証文之事（池田郡草深村彦蔵、八幡村源左衛門方へ由緒あり、彦蔵・女房・倅の3人、源左衛門引受け八幡村へ引越しにつき）	天保十四年卯二月	1843	一紙	1
ほ 251	宗門寺送り之事（池田郡市橋村伝六倅冬治儀、正願寺檀那に紛れ無く、八幡村利左衛門へ養子につき）	天保十四癸卯年三月	1843	一紙	1
ほ 252	宗門寺送り之事（池田郡草深村彦蔵・女房・倅治郎吉3人、宝光寺旦那の処、八幡村源左衛門引請け入百姓につき）	天保十四年卯二月	1843	一紙	1
ほ 253	古郷送り証文之事（池田郡草深村彦蔵、八幡村源左衛門方へ由緒あり、彦蔵・女房・倅の3人、源左衛門引受け八幡村へ引越しにつき）	天保十四癸卯年二月	1843	一紙	1
ほ 254	奉差上御受証文之事（八幡村長弥儀、去戌年7月家出し行方知れず帳外の処、心底改め去巳年他所親類方に赴き、帰郷願いの処、帰郷仰せ付きにつき）	弘化三年午二月	1846	一紙	1
ほ 255	古郷送り一札之事（八幡村半四郎娘はる、片山村此助方へ縁付けにつき）	弘化三丙午年二月	1846	一紙	1
ほ 256	古郷送り証文之事（池田郡八幡村津右衛門兄喜十郎、安八郡神戸村伝兵衛方へ由緒ありて養子につき）	弘化三丙午年三月	1846	一紙	1
ほ 257	《古郷送証文・寺請証文》	弘化4年	1847		
ほ 258	宗門寺送り之事（池田郡西津波村弥惣右衛門倅栄蔵儀、西向寺檀那に紛れ無く、八幡村杉八方へ養子につき）	弘化四年未二月	1847	一紙	1
ほ 259	往来一札之事（八幡村笹右衛門、京都神社仏閣拝礼にて、万一病気の場合は飛脚にて国元に知らせるようにつき）	弘化四年未四月	1847	一紙	1

作 成	受 取	備 考
尾州御領美濃国多芸郡江月村庄屋吹原市兵衛（印）、年寄元右衛門（印）、組頭孫六（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「天保十二丑年正月長三郎古郷送り証文」
美濃国池田郡八幡村正円寺（印）	当村御庄屋衆中、御年寄衆中	ほ 247・ほ 248 はこより紐一括、端裏「天保十二丑年正月長三郎寺送り」
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣次（印）、年寄次吉（印）	国々御関所、村々宿々御役人衆中	破損大、取扱注意
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村庄屋与惣次（印）、年寄次吉（印）	国々御関所、村々宿々御役人衆中	本文と印に墨消しあり
加藤平内知行所美濃国池田郡草深村庄屋誰、組頭誰	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	案文カ
安八郡西ノ保北方村正願寺唯道（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	こより紐付き、端裏「天保十四卯年三月利左衛門養子寺送り」
八幡村宝光寺（印）	当村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり、取扱注意、端裏「天保十四卯三月草深村彦蔵寺送り」、資料には「ほ三二〇」と番号記載
加藤平内知行所美濃国池田郡草深村組頭友右衛門（印）、同断弥作（印）、庄屋伊助（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり、取扱注意、端裏「天保十四卯年三月草深村彦蔵古郷送」、資料には「ほ三二一」と番号記載
善弥、組頭佐右衛門、百姓代市郎兵衛、年寄弥三兵衛、庄屋与惣治	大垣御領御役所	端裏「午二月善弥帰郷御聞濟御請証文写」
戸田采女正御預所池田郡八幡村年寄友三郎（印）、庄屋与惣治（印）	加藤平内様御知行所池田郡片山村御庄屋河瀬利左衛門殿、同断見習河瀬三郎右衛門殿、御組頭文兵衛殿、同断彦兵衛殿	印に墨消しあり
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄友三郎	尾州様御領分美濃国安八郡神戸村御庄屋衆中	端裏「弘化三年三月津右衛門兄喜十郎送り下書」
		現在、所在不明
池田郡西津汲村西向寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「弘化四未年三月杉八方養子寺送り 西津汲村西光寺」
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年寄友三郎（印）	村々宿々御役人衆中	本文と印に墨消しあり

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ほ 260	一札之事（市橋村伝六倅冬治、5か年以前に八幡村利左衛門方へ養子の処、不熟にて離縁、古郷帰りを役所へ願いの処、彼是差支えありて延引につき）	（弘化4年）未十月	1847	一紙	1
ほ 261	古郷帰り送り一札之事（池田郡市橋村伝六二男冬治儀、八幡村利左衛門方へ養子の処、不熟にて双方熟談納得の上、離縁につき）	弘化四年未十月	1847	一紙	1
ほ 262	古郷送り一札之事（八幡村重吉弟戸吉、正夫池村方儀兵衛由緒ありて養子につき）	弘化五年戊申二月日	1848	一紙	1
ほ 263	古郷送り証文之事（池田郡片山村利七儀、八幡村半兵衛方へ由緒あり、半兵衛儀当時家業断絶の処、利七倅定助、半兵衛跡相続につき）	弘化五年申二月	1848	一紙	1
ほ 264	宗門寺送り之事（池田郡片山村利七倅定助儀、正円寺旦那に紛れ無く、八幡村源六跡相続につき）	弘化五年申二月	1848	一紙	1
ほ 265	宗門寺送り之事（池田郡片山村利七倅定助儀、正円寺旦那に紛れ無く、八幡村源六跡相続につき）	弘化五年申二月	1848	一紙	1
ほ 266	古郷送り証文之事（池田郡片山村利七儀、八幡村源六方へ由緒あり、源六儀当時家業断絶の処、利七倅定助、源六跡相続につき）	弘化五年申二月	1848	一紙	1
ほ 267	宗門寺送り之事（池田郡片山村佐吉弟庄吉儀、正光寺旦那に紛れ無く、八幡村兵右衛門方へ養子につき）	安政五戊午年三月日	1858	一紙	1
ほ 268	古郷送証文之事（池田郡池田野新田富蔵儀、八幡村多六方へ由緒あり、百合蔵倅富蔵を養子につき）	安政五年午二月	1858	一紙	1
ほ 269	宗門寺送り之事（安八郡平一色村丈助弟伝八儀、正覚寺旦那に紛れ無く、八幡村忠右衛門方へ養子につき）	安政五戊午年三月	1858	一紙	1
ほ 270	古郷送り証文之事（安八郡一色村丈助儀、八幡村忠右衛門方へ由緒あり、丈助弟伝八養子につき）	安政五戊午年三月	1858	一紙	1
ほ 271	宗門寺送り之事（池田郡池田野新田百合蔵倅富蔵儀、宝光寺旦那に紛れ無く、八幡村西江渡多六方へ養子につき）	安政五戊午年三月	1858	一紙	1
ほ 272	古郷送り証文之事（池田郡片山村佐吉弟庄吉儀、八幡村兵右衛門方へ由緒あり、庄吉養子につき）	安政五戊午年三月日	1858	一紙	1
ほ 273	古郷送り証文之事（中嶋郡長間村太平、八幡村竹中与惣次方へ由緒あり、今般女房共都合2人、与惣次方へ掛り人にて引越しにつき）	安政五午年三月	1858	一紙	1

作 成	受 取	備 考
市橋村名主富三郎（印）、同村右同断宇三郎（印）	八幡村御庄屋衆中様	端裏「弘化四未年十月 利左衛門方養子不縁願 □□ニ付断書」
大垣御預所池田郡八幡村庄屋平馬、年寄友三郎	御領分池田郡市橋村弥方名主富三郎殿、同郡同村同断宇三郎殿	
大垣御預所池田郡八幡村年寄友三郎（印）、庄屋与惣治（印）	正夫池村五人組頭文右衛門、同村同断又三郎殿、同村名主忠右衛門殿	ほ 262～ほ 265 はこより紐一括、端裏「重吉弟戸吉郷（古）郷送り下」、印に墨消しあり、奥の一部分切り取り、朱書あり、案文カ
尾州御領分美濃国池田郡片山村庄屋儀左衛門（印）、年寄喜市（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「片山村定助郷（古）郷送り」
池田郡八幡村西本願寺宗正円寺	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「定助寺送り案文」
池田郡八幡村西本願寺宗正円寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端書「定助寺送り」
尾州御領分美濃国池田郡片山村庄屋誰、年寄誰	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端書「定助郷（古）郷送り案文」
池田郡片山村正光寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	
戸田采女正様御預所美濃国池田郡池田野新田庄屋文左衛門（印）、年寄勘右衛門（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	
美濃国安八郡平一色村西本願寺宗正覚寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	
戸田采女正様領分美濃国安八郡一色村五人組頭治郎造（印）、同国同郡同村名主仙右衛門（印）、同国同郡同村同断治郎右衛門（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	
当国池田郡八幡村浄土真宗宝光寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	
加藤平内知行所美濃国池田郡片山村組頭助作（印）、同断紋七（印）、庄屋河瀬彦兵衛（印）、同断河瀬三郎右衛門（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	
右（中嶋郡長間）村庄屋太郎左衛門（印）、年寄伊三郎（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	ほ 273・ほ 274 は包紙一括、包紙「古郷送一札并寺手形共入 長間村太平引越来ル節之分」

番号	表 題	年 代	西 暦	形 態	数
ほ 274	宗門請合一札之事（中嶋郡長間村太平ならびに女房ふじ都合2人、報恩寺旦那に紛れ無く、八幡村竹中與惣次方へ罷り越しにつき）	安政五年午三月	1858	一紙 (包紙共)	1
ほ 275	送り一札之事（八幡村喜代七娘いと、江州彦根佐屋町甲之介方へ縁付けにつき）	万延元庚申年四月	1860	一紙	1
ほ 276	宗門寺送り之事（八幡村市左衛門弟嘉重郎儀、龍徳寺旦那に紛れ無く、八幡村栄助方へ養子につき）	万延二辛酉年二月	1861	一紙	1
ほ 277	《古郷送証文・寺請証文》	万延2年	1861		
ほ 278	古郷送り証文之事（池田郡岡村定右衛門倅助右衛門儀、八幡村常四郎方へ由緒ありて養子につき）	文久貳壬戌年二月	1862	一紙	1
ほ 279	一札（市橋村伝六倅冬治、5か年以前に八幡村利左衛門方へ養子の処、不熟にて離縁、古郷歸りを役所へ願いの処、彼是差支えありて延引につき）	(弘化4年)未十月	1847	一紙	1
ほ 280	奉差上御請書之事（八幡村民右衛門儀、丈六道村宇助弟幸造と由緒あり、民右衛門実子無きにて幸造を養子につき）	(弘化4年)未四月	1847	一紙	1
ほ 281	古郷送り証文之事（池田郡脛永村直治郎妹とよ、八幡村新兵衛方へ縁付けにつき）	(寛政期カ)	1789	一紙	1
ほ 282	古郷送り証文之事（雛形）	年号月日		一紙	1
ほ 283	古郷送り証文之事（雛形）	年号月		一紙	1
ほ 284	宗門寺送り之事（池田郡岡村定右衛門倅助右衛門儀、西蓮寺旦那に紛れ無く、八幡村常四郎方へ養子につき）	(文久2年)二月六日	1862	一紙	1
へ 1	差上申口上書之覚（金地谷川通片山村分の出籠により八幡村迷惑にて取払い願ひなど、八幡村より片山村への出入り一件、尋ねにつき）	寛保貳壬戌年五月九日	1742	一紙	1

作 成	受 取	備 考
同郡同村浄土宗報恩寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	包紙「寺送一札入」
みの池田郡八幡村庄屋竹中政之丞、年寄仙助	江州彦根佐屋町御年寄横目衆中	
当国池田郡本郷村禅宗龍徳寺（印）	同（池田）郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「万延二辛酉三月分郷市左衛門弟嘉十郎寺送り」
		現在、所在不明
尾州御領美濃国池田郡岡村五人組頭新右衛門（印）、同村同断市郎兵衛（印）、同村庄屋治郎兵衛（印）	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「下村常四郎方養子送り一札」
市橋村名主誰印、五人組頭誰印	八幡村御庄屋衆中	
池田郡八幡村願主民右衛門、親類田右衛門、百姓代市郎兵衛、年寄友三郎、庄屋与惣次	大垣御領御役所	端裏「民右衛門養子御受書 下書」
伊東播磨守領分美濃国池田郡脛永村とよ兄直治郎（印）、同人親類十治郎（印）、同村組頭直右衛門（印）、同村庄屋太郎蔵（印）	御料所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	端裏「重右衛門女房送り」
誰領分カ知行所カ美濃国何郡何村たれ親誰印、同人親類誰印、同村年寄カ組頭カ誰印、同村庄屋カ名主カ誰印	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御役人衆中	破損大、剥離紙あり、取扱注意、資料には「ほ二八四」と番号記載
何様御領分何国何郡何村庄屋誰印、同国同郡同村年寄誰印、同国同郡同村百姓代誰印	戸田采女正様御預所美濃国池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	端裏「古郷送り案文」
当国池田郡和田村浄土真宗西蓮寺（印）	池田郡八幡村御庄屋衆中、御年寄衆中	破損あり、取扱注意
八幡村庄や与惣治、同断伝次郎、同断曾右衛門、同断庄兵衛、年寄喜右衛門、同断茂右衛門、百姓代弥平次、同村分郷名主伝内、五人組頭三津右衛門、同断市左衛門、百姓代忠兵衛	三輪孫左衛門殿、加藤甚五右衛門殿、森川春右衛門殿、右田伴右衛門殿	破損あり、継目剥がれ、剥離紙あり、取扱注意

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ 2	差上申済口証文之事（粕川中川通堤に片山村より嵩置き、ほか村境地境に置砂利などの件、八幡村障りにて訴訟の処、東野村庄屋中取喰い取替証文済みにつき）	寛保二年戌十一月十三日	1742	切紙	1
へ 3	為取替申証文之事（八幡村より片山村へ水除け出入りなど一件、片山村分上下3筋の道は向後修復無しなどの17か条取極め違乱無きようにつき）	寛保二壬戌年十一月	1742	一紙	1
へ 4	為取替申証文之事（八幡村より片山村へ水除け出入りなど一件、片山村分上下3筋の道は向後修復無しなどの17か条取極め違乱無きようにつき）	寛保二壬戌年十一月	1742	一紙	1

作 成	受 取	備 考
<p>池田郡八幡村御料所庄屋伝次郎、右同断曾右衛門、右同断与惣次、右同断庄兵衛、同村御料所年寄喜右衛門、右同断茂右衛門、八幡村戸田徳治郎領分名主伝内、右同断五人組頭市左衛門、右同断十郎右衛門、片山村石河伊賀守知行所庄屋又右衛門、右同断組頭儀助、片山村加藤甲斐守知行所庄屋新右衛門、右同断組頭只七、右同断新助、片山村日根野帯刀知行所庄屋七郎右衛門、右同断与頭三郎次、片山村別所播磨守知行所庄屋庄内、右同断与頭久蔵、片山村戸田徳治郎領分江渡村名主喜三郎、右同断中村名主文蔵、右同断五人与頭加助、右同断伝十郎</p>	<p>笠松御役所</p>	<p>「池田郡東野村庄屋儀右衛門、同断年寄武右衛門」の奥書あり</p>
<p>片山村石河伊賀守知行所田中村庄屋又右衛門（印）、右同断同村組頭儀助（印）、片山村加藤甲斐守知行所南村庄屋新右衛門（印）、右同断同村組頭只七（印）、右同断新助（印）、片山村日根野帯刀知行所金地村庄屋七郎右衛門（印）、右同断同村組頭三郎次（印）、片山村別所播磨守知行所井之上村庄屋庄内（印）、右同断同村組頭久蔵（印）、片山村戸田徳治郎領分江渡村名主喜三郎（印）、右同断中村名主文蔵（印）、右同断同村五人与頭嘉助（印）、右同断伝十郎（印）</p>	<p>八幡村御料庄屋伝次郎殿、右同断曾右衛門殿、右同断与惣次殿、右同断庄兵衛殿、同村御料年寄喜右衛門殿、右同断茂右衛門殿、戸田徳治郎様御領分八幡村名主伝内殿、右同断五人組頭市左衛門殿、右同断十郎右衛門殿</p>	<p>一部継目剥がれ</p>
<p>片山村石河伊賀守知行所田中村庄屋又右衛門印、右同断同村組頭儀助印、片山村加藤甲斐守知行所南村庄屋新右衛門印、右同断同村組頭只七印、右同断新助印、片山村日根野帯刀知行所金地村庄屋七郎右衛門印、右同断同村組頭三郎次印、片山村別所播磨守知行所井之上村庄屋庄内印、右同断同村組頭久蔵印、片山村戸田徳治郎領分江崎村名主喜三郎印、右同断中村名主文蔵印、右同断同村五人組頭嘉助印、右同断伝十郎印</p>	<p>八幡村御料庄屋伝次郎殿、右同断曾右衛門殿、右同断与惣次殿、右同断庄兵衛殿、同村御料年寄喜右衛門殿、右同断茂右衛門殿、戸田徳治郎様御領分八幡村名主伝内殿、右同断五人組頭市左衛門殿、右同断十郎右衛門殿</p>	<p>へ3の写</p>

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ5	済証文之事（片山村地内江渡西2町余歩よりの悪水落ちの件にて八幡村・片山村出入りの処、一ツ木村与右衛門らの取喰い双方納得済みにつき）	延享貳乙丑年十二月	1745	一紙	1
へ6	〔八幡村より片山村へ水除け出入り一件関係願書など写〕	（寛保2年5月9日～寛延3年6月9日）	1742	縦	1
へ7	差上申一札之事（池田郡池田野新田、新田用水路の儀にて六野井村と出入あり吟味の処、用水割合の儀など取極めにて連判一札差出しにつき）	寛延二巳年廿五日	1749	一紙	1
へ8	差上申一札之事（池田郡金地谷川のうち砂留堰3か所あり、片山村地内藪川岸の伏籠取払い願見分の処、川上の片山村地内に大堰目論見願いにつき）	寛延三年午六月九日	1750	一紙	1
へ9	差上申一札之事（池田郡片山村と八幡村の金地谷川通り籠出し普請など出入り一件、5か条の規定順守にて事済みにつき）	宝曆二申年六月	1752	一紙	1

作 成	受 取	備 考
片山村庄屋又右衛門（印）、右同断喜三郎（印）、右同断庄内（印）、同村年寄久蔵（印）、同村庄屋七郎右衛門（印）、同村年寄三郎次（印）、同村庄屋新右衛門（印）、同村年寄只七（印）、同村庄屋文三郎（印）、同村年寄嘉助（印）、一ツ木村噺人与右衛門（印）、嶋村同断彦八（印）、草深村同断弥助（印）、下磯村同断孫九郎（印）	八幡村御庄屋御年寄衆中	破損あり、取扱注意
		へ1・へ5・へ8の写
訴訟方戸田采女正御預所濃州池田郡池田野新田庄屋文左衛門、年寄清右衛門、百姓代新兵衛、相手方加藤平内知行同国同郡六野井村庄屋郡蔵、組頭曾平次、百姓代庄六、同又六	御評定所	破損あり、取扱注意、端裏「寛延二巳年 池田野新田与六野井村用水出入御裁許書写 与惣次扣」、末尾に絵図あり
池田郡八幡村御料庄屋伝治郎、同断与惣次、同断庄兵衛、同断曾右衛門、年寄茂右衛門、同断喜右衛門、百姓代弥平次、同村大垣領名主市左衛門、五人組頭岡右衛門、同断五郎右衛門	大嶽弥部右衛門殿、加藤類之進殿	下書カ
御料所池田郡八幡村庄屋与惣治印、同断庄兵衛印、同断伊左衛門印、年寄喜右衛門印、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門印、五人組頭岡右衛門印、右同断同郡片山村名主伝十郎印、五人組頭三右衛門印、右同断同郡同村名主喜三郎印、石河伊賀守知行所同郡同村名主又右衛門印、加藤平内知行所同郡同村名主新右衛門印、組頭新助印、別所播磨守知行所同郡同村名主庄内印、日根野一学知行所同郡同村名主七郎右衛門印、組頭金蔵印	多良御奉行所	へ12・へ15と同内容

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ 10	再御政御定之事（池田郡片山村と八幡村の金地谷川通り籠出普請など出入り一件、堤長さ及び水守定杭など 6 か条の規定順守につき請書）	宝暦二申六月	1752	一紙	1
へ 11	定書之事（池田郡片山村と八幡村の金地谷川通り籠出し普請など出入り一件、見分の上、砂留高及び川方根籠高など 4 か条定めて順守につき請書）	宝暦二申年六月	1752	一紙	1
へ 12	差上申一札之事（池田郡片山村と八幡村の金地谷川通り籠出し普請など出入り一件、5 か条の規定順守にて事済みにつき）	宝暦二申年六月	1752	一紙	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正領分池田郡片山村名主伝十郎、同村組頭三右衛門、同村名主喜三郎、石河伊賀守領分同郡同村名主又右衛門、加藤平内知行所同郡同村名主新右衛門、同村組頭新介、別所播磨守知行所同郡同村名主庄内、日根野一学知行所同郡同村名主七郎右衛門、同村組頭金蔵、御料所池田郡八幡村庄や与惣次、右同断同村庄や庄兵衛、右同断同村庄や伊左衛門、右同断同村年寄喜右衛門、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門、同村組頭岡右衛門	多良御奉行所	破損あり、取扱注意、下書きカ、本文はへ16と同内容
戸田采女正領分池田郡片山村名主伝十郎印、五人組頭三右衛門印、右同断同郡同村名主喜三郎印、石河伊賀守知行所同郡同村名主又右衛門印、加藤平内知行所同郡同村名主新右衛門印、組頭新助印、別所播磨守知行所同郡同村名主庄内印、日根野一学知行所同郡同村名主七郎右衛門印、組頭金蔵印、御料所池田郡八幡村庄屋与惣次印、同断庄兵衛印、同断伊左衛門印、年寄喜右衛門印、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門印、五人組頭岡右衛門印	多良御奉行所	破損あり、取扱注意
御料所池田郡八幡村庄屋与惣治印、同断庄兵衛印、同断伊左衛門印、年寄喜右衛門印、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門印、五人組頭岡右衛門印、右同断同郡片山村名主伝十郎印、五人組頭三右衛門印、右同断同郡同村名主喜三郎印、石河伊賀守知行所同郡同村名主又右衛門印、加藤平内知行所同郡同村名主新右衛門印、組頭新助印、別所播磨守知行所同郡同村名主庄内印、日根野一学知行所同郡同村名主七郎右衛門印、組頭金蔵印	多良御奉行所	破損あり、取扱注意、へ9・へ15と同内容

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ 13	乍恐以書付奉願上候（金地谷落筋片山村分 新規根籠伏立て八幡村分へ夥しく水落入り水 行き差支えにて、見分にて新規石籠取払い願 いなどにつき）	宝暦二申年六月	1752	一紙	1
へ 14	宝暦二申年済口写（池田郡片山村と八幡村の 金地谷川通り籠出し取払い出入り一件につ き）	（安政5年写カ）	1858	縦	1
へ 15	差上申一札之事（池田郡片山村と八幡村の金 地谷川通り籠出し普請など出入り一件、5か 条の規定順守にて事済みにつき）	不知（宝暦2年6月）	1752	一紙	1
へ 16	再御政御定之事（池田郡片山村と八幡村の金 地谷川通り籠出普請など出入り一件、堤長さ 及び水守定杭など6か条の規定順守につ き請書）	宝暦二申八月	1752	一紙	1
へ 17	金地谷・粕川出水二付諸用留	文政三年辰五月十五日	1820	横半	1
へ 18	金地谷・粕川出水二付諸用留	文政三年辰五月十五日 夜	1820	横半	1
へ 19	谷川御普請二付小役覚帳	文政三年辰六月吉日	1820	横長	1
へ 20	谷川普請入用盆前可渡分（覚帳）	文政三年辰七月	1820	横半	1
へ 21	谷川御普請金指引帳	文政三年辰十一月	1820	横長	1
へ 22	谷川御普請小役覚帳	文政三年辰十一月吉日	1820	横長	1

作 成	受 取	備 考
池田郡八幡村庄屋伝次郎（印）、同断与惣次（印）、同断庄兵衛（印）、同断曾右衛門（印）、年寄茂右衛門（印）、同断喜右衛門（印）、同郡大垣領名主市左衛門（印）、五人組頭岡右衛門（印）、同断五郎右衛門（印）	多羅御役所	破損あり
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋政之丞印、同断浅右衛門印、年寄仙助印、同断弥三兵衛印、同断喜作印、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門印、同断重兵衛印	笠松堤方御役所	定書之事（へ11）、差上申一札之事（へ9・へ12・へ15）、再御改御定之事（へ16）などの写
御料所池田郡八幡村庄屋与惣治、同断庄兵衛、同断伊左衛門、年寄喜右衛門、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門、五人組頭岡右衛門、右同断同郡片山村名主伝十郎、五人組頭三右衛門、右同断同郡同村名主喜三郎、石河伊賀守知行所同郡同村名主又右衛門、加藤平内知行所同郡同村名主新右衛門、組頭新助、別所播磨守知行所同郡同村名主庄内、日根野一学知行所同郡同村名主七郎右衛門、組頭金蔵	多良御奉行所	破損大、取扱注意、へ9・へ12 と同内容
戸田采女正領分池田郡片山村名主伝十郎、五人組頭三右衛門、右同断同郡同村名主喜三郎、石河伊賀守領分同郡同村名主又右衛門、加藤平内知行所同郡同村名主新右衛門、組頭新助、別所播磨守知行所同郡同村名主庄内、日根野一学知行所同郡同村名主七郎右衛門、組頭金蔵、御料所池田郡八幡村庄屋与三治、同断庄兵衛、同断伊左衛門、年寄喜右衛門、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門、同村組頭岡右衛門	多良御奉行所	継目剥がれ、取扱注意、本文はへ10 と同内容
与惣治扣		破損あり
与惣治扣		結び文1点あり、表紙「小役方」
		破損あり
		破損あり、取扱注意
		破損あり

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ 23	普請目路見覚（谷川見分につき）	文政七申年八月廿日谷川見口（分カ）	1824	横半	1
へ 24	谷川御普請諸用留	文政八年酉十月吉日	1825	横半	1
へ 25	粕川并金地谷御普請諸用留	文政九年戌正月吉日	1826	横長	1
へ 26	金地谷并粕通御普請入用取替覚帳	文政九年戌正月吉日	1826	横長	1
へ 27	谷川普請目路見（覚）	天保六未年未八月朔日	1835	横半	1
へ 28	金地谷并粕川通御普請萬覚帳	天保六未年未八月吉日	1835	横長	1
へ 29	谷川通御普請二付御用状写	天保六未年未十月吉日	1835	横長	1
へ 30	金地谷并粕川通御普請二付萬日記	天保六未年十二月	1835	横半	1
へ 31	金地谷并粕川通御普請二付金銀差引覚帳	天保六未年未十二月吉日	1835	横半	1
へ 32	御普請二付諸用留	天保六未年未十二月日	1835	横長	1
へ 33	御普請請金御内借手形之写（金地谷粕川通八幡村地内堤川除御普請入用諸色代・人足賃内借にて請取りにつき）	天保六未年未十二月	1835	縦	1
へ 34	金地谷并粕川通御普請二付御用状并郡中廻文写帳	天保九年戌五月吉日	1838	横長	1
へ 35	乍恐以書付奉願上候（片山村地内金地谷より出水にて砂石押出し、谷川通り堀浚いの処、揚土場所約定違ひにて片山村へ揚土取除き願ひにつき）	嘉永七甲寅年七月	1854	一紙	1
へ 36	金地谷川一件扣（金地谷川通り去寅春堀浚いの節、宝曆の規定ある場所に砂揚げ、違約の儀につき願書扣）	（安政2年5月～安政5年7月）	1855	縦	1
へ 37	乍恐以書付奉願上候（片山村金地谷より出水にて、谷川通り砂石浚いの処、片山村は新規場所に小堤方に揚土いたし八幡村水害増にて取除き願ひにつき）	安政二卯年四月	1855	一紙	1
へ 38	乍恐返答書を以奉願上候（片山村・江渡村より金地谷川通り去寅春堀浚揚土砂の儀にて八幡村へ出訴につき）	安政二卯年五月	1855	一紙	1
へ 39	乍恐返答書を以奉願上候（片山村・江渡村より金地谷川通り去寅春堀浚揚土砂置場所の儀にて、絵図面添え八幡村へ出訴につき）	安政二卯年五月	1855	一紙	1
へ 40	金地谷一件安政卯五月返答書写（片山村・江渡村より金地谷川通り去寅春堀浚揚土砂置場所の儀にて、絵図面添え八幡村へ出訴につき）	安政二卯年五月	1855	縦	1
へ 41	乍恐返答書を以奉願上候（片山村・江渡村より金地川通り去寅春堀浚揚土砂置場所の儀にて絵図面添え八幡村へ出訴につき）	安政二卯年七月	1855	一紙	1
へ 42	〔片山村字金地谷通八幡村地境の上に浚揚砂取除きの義にて彼是差入組み、和融のため場所見分につき願書写〕	（安政2年10月・11月）	1855	縦	1

作 成	受 取	備 考
		破損あり、取扱注意
与惣治扣		
		破損あり、取扱注意、表紙朱書「御休泊献付」
		破損あり
与惣治扣		
		破損あり
竹中伝之進扣		破損あり
戸田采女御預所濃州池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年寄八右衛門（印）、百姓代沢右衛門（印）		破損あり、取扱注意、表紙「戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村」、「御普請役西村仙五郎、松村浅次郎、倉橋藤太郎、石原助太郎、関根銑太郎、原田弥右衛門」の奥書きと八幡村役人の奥印あり
		破損あり
八幡村重兵衛、同村市左衛門	御代官御役所	破損あり、取扱注意
大垣御預所池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄弥三兵衛、同断八右衛門、同断文右衛門、同断仙助、百姓代市郎兵衛	笠松堤方御役所	破損あり、取扱注意、「八幡村」より「御添翰被成下置候様」と「大垣御預御役所」宛の奥書あり、下書
八幡村庄屋与惣次、年寄弥三兵衛、同断八右衛門、同断文右衛門、同断仙助、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	破損あり、付箋あり、取扱注意、下書
八幡村庄屋与惣次、年寄弥三兵衛、同断八右衛門、同断文右衛門、同断仙助、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	端裏「卯六月差上候下書」、一部継目剥がれ、へ40と同内容
八幡村庄屋与惣次、年寄弥三兵衛、同断八右衛門、同断文右衛門、同断仙助、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	へ39と同内容
八幡村庄屋与惣次（印）、年寄弥三兵衛（印）、同断八右衛門（印）、同断文右衛門（印）、同断仙助（印）、百姓代市郎兵衛（印）	大垣御預御役所	破損あり
	（御普請御奉行衆様）	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ43	乍恐以書付奉願上候（池田郡金地谷川の義、水害遁れのため川浚いの処、片山村違約し不法の砂揚げにて取除き願ひにつき）	安政五年午七月	1858	一紙	1
へ44	乍恐御尋ニ付書付奉申上候（金地谷川通り八幡村地内水当て場所の杭木取除き願ひ、砂揚一件にて、笠松役所へ出訴につき添翰願ひにつき）	（安政5年）午三月	1858	切紙	1
へ45	〔金地谷川通砂揚げ一件、取喰い方見込み覚〕	（安政2～5年カ）	1855	縦	1
へ46	西春役石籠伏方覚帳	明和二年四月	1765	横長	1
へ47①	西春役石籠大積割賦覚	（酉年）		横長	1
へ47②	西急破石籠割賦覚	（酉年）		横長	1
へ48	覚（金4両2分永164文余、去寅年濃州私領国役普請人足賃金、八幡村への割賦上納につき）	明和八年卯三月	1771	一紙（こより紐共）	1
へ49	馬橋入用遣ひ捨人馬覚	安永三年八月八日	1774	横長	1
へ50	差出申書附之事（字水先田地用水溝通り、溝床高く用水差支え水口分所下げの処、当年秋後に引得田地へ囲入りの溝通り堀立てにつき）	安永五年申四月	1776	一紙	1
へ51	乍恐奉願上口上之覚（杭瀬川通り川幅狭く川底高く、近年田地水腐りにて、山洞村より塩田村まで川通り見分の上、川幅広げ川浚い願ひにつき）	寛政二庚戌年八月	1790	一紙	1
へ52	乍恐以書付奉願上候（加須川通り出水の節、水行き悪敷く、近年田所水吹出し迷惑至極、別紙願書により笠松堤方役所へ願ひ申上げにて添翰願ひにつき）	寛政二戌年十月	1790	一紙	1
へ53	乍恐以書付奉願上候（加須川通り出水の節、水行き悪敷く、近年田所水吹出し迷惑至極にて、見分の上、水行き差支えの処、幅広げ・川浚いなど願ひ上げにつき）	寛政二戌年十月	1790	一紙	1
へ54	〔八幡村の御料・私領申し合せ、笠松堤方役所へ願ひ申上げにて添翰下付につき願書〕	（寛政2年）戌十月	1790	一紙	1
へ55	差上申御請書之事（粕川通り見分の処、諸木生立て梓杭出来にて、諸木取払い注進につき）	寛政二年戌八月	1790	一紙	1
へ56	乍恐以書付奉願上候（加須川通り出水の節、水行き悪敷く、近年田所水吹出し迷惑至極、別紙願書により笠松堤方役所へ願ひ申上げにて添翰願ひにつき）	寛政二戌年十月	1790	一紙	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋政之丞（印）、同断浅右衛門（印）、年寄仙助（印）、同断弥三兵衛（印）、同断喜作（印）、戸田采女正領分同郡同村名主市左衛門（印）、同断重兵衛（印）	笠松堤方御役所	
八幡村百姓代市郎兵衛、年寄仙助、同断弥三兵衛、同断喜作、庄屋儀右衛門、同断政之丞	大垣御預御役所	下書
		破損あり
		へ47 ①～②は綴
石原清左衛門御役所（印）	濃州池田郡八幡村庄屋、年寄	こより紐付き付箋「明和八卯三月 国役普請金御切手」
		破損あり、取扱注意、反故紙使用、結び文あり
弥三兵衛、市三郎	御料・御私領村御役人中	端裏「弥三兵衛・市三郎 水先井溝書付」、裏に八幡村損毛にて年貢金納願書の下書きあり
私領村々有、御料所八幡村庄屋八右衛門印	笠松御役所	へ51～へ54はこより紐一括、破損あり、取扱注意、年代・作成・受取は貼紙より
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、同断八右衛門（印）、同断曾右衛門（印）、年寄幸次郎（印）、同断茂兵衛（印）、百姓代弥平次（印）	大津御役所	破損あり、取扱注意、控、へ56と同内容
御料所池田郡八幡村庄屋八右衛門（印）、年寄幸次郎（印）、百姓代弥平次（印）	笠松御堤方御役所	控
濃州池田郡八幡村庄屋八右衛門、年寄幸次郎、百姓代弥平次	大津御役所	破損あり、前欠カ
八右衛門、幸次郎、弥平次、初五郎	中嶋小野右衛門様、棚橋辰左衛門様	破損あり、取扱注意、端裏「戌八月廿五日塩田村ニ而上 幸次郎」、端裏貼紙「式番 寛政二戌御見分之節塩田村ニ而上」、奥に「片山村」とあり
濃州池田郡八幡村庄や与惣治、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、同断茂兵衛、同断源三郎、百姓代弥平次	大津御役所	反故紙使用、下書、へ52と同内容

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ 57	乍恐以書付奉願上候（八幡村杭瀬川通り出水の節、水行き悪敷く田地へ水吹出し立毛水損迷惑至極にて、川幅広げ浚いなど御普請願いにつき）	寛政六年寅正月	1794	一紙	1
へ 58	乍恐以書付奉願上候（御料所池田郡八幡村、杭瀬川通り水行き差支えの場所あらば御普請願いにつき）	寛政八丙辰年正月	1796	一紙	1
へ 59	乍恐以書付奉願上候（御料所池田郡八幡村、杭瀬川通り水行き差支えの場所あらば御普請願いにつき）	寛政八丙辰年正月	1796	一紙	1
へ 60	乍恐御書上以奉願上候（杭瀬川切広げ浚いの儀、御普請願いにつき）	寛政八丙辰年八月	1796	一紙	1
へ 61	〔大水人足覚帳〕	寛政七卯八月廿八日	1795	横長	1
へ 62	〔池田郡上田村地内用水路砂揚げ一件関係書類綴〕	（文化 13 年 8 月）	1816	綴	1
へ 62-1	八幡村・平一色村・末守村三ヶ村立会用水樋入用割賦帳	（文化 10 年）西九月	1813	横長	1
へ 62-2	《口上書之覚》	文化 13・8	1816		

作 成	受 取	備 考
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、同断直三郎、年寄祐助、同断忠右衛門、同断源三郎、百姓代弥平次	信楽御役所	破損あり、継目剥がれ、取扱注意、端裏「寛政六寅正月信楽へ上」、下書
庄屋与惣治（印）、同断源三郎（印）、年寄祐助（印）、同断忠右衛門（印）、同断八右衛門（印）、百姓代弥平次（印）	笠松堤方御役所	破損あり、取扱注意、端裏「杭瀬川通切広願池田郡八幡村」、端裏付箋「此願書辰正月廿日ニ差上同廿九日ニ御下ケ受取」、へ 59 と同内容
庄屋与惣治、同断源三郎、年寄祐助、同断忠右衛門、同断八右衛門、百姓代弥平次	笠松堤方御役所	端裏「辰正月上ル願書下書」、へ 58 と同内容
尾張様御領分池田郡山洞村庄屋孝右衛門、右同断同村庄屋浅右衛門、右同断池田郡片山村庄屋彦次郎、右同断安八郡草道嶋村庄屋文左衛門、戸田采女正領分池田郡藤代村名主直吉、右同断同郡田畑村名主作右衛門、右同断正夫池村名主初五郎、右同断同郡八幡村名主初五郎、右同断郷渡村名主忠七、右同断同郡片山村名主弥兵衛、右同断同郡市橋村名主作右衛門、右同断同郡同村名主理九郎、右同断安八郡草道嶋村名主吉左衛門、右同断安八郡青木村名主乙八、右同断不破郡赤坂村名主辰次郎、右同断同郡与市新田名主市左衛門、右同断安八郡池尻村名主永治、右同断同郡同村入方名主嘉吉、右同断同郡笠木村名主孫左衛門、右同断同郡一色村名主久右衛門、右同断同郡木戸村名主用八、右同断同郡同村名主源内、右同断不破郡徳光村名主永次、加藤右京知行所池田郡片山村庄屋幸右衛門、日根野永之助知行所同郡片山村庄屋為蔵、別所孫右衛門知行所同郡片山村庄屋祐吉	笠松御役所	破損あり、剥離紙あり、取扱注意、端裏「辰八月上ル由」
		破損あり
八幡村与三次		破損あり、付箋多数、取扱注意
八幡村庄屋	平一色村・末守村御名主中様	破損あり、表紙「文化十年酉五月」
		現在、所在不明

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ63	濟口一札之事（曾井中嶋村堤水下組合 17 か村のうち、長屋村など 10 か村より石神村など 7 か村へ故障出来、御領分役所へ懸合いの処、出水水防方申し合せ・諸色人足諸入用取極めにて内済につき）	文政三辰年三月	1820	一紙	1
へ64	堤川除御普請入用取替帳	文政三年辰六月吉日	1820	横長	1
へ65	八幡村御普請所墨引（絵図）			絵図	1
へ66	御普請人足日記	文政三年辰七月	1820	横半	1
へ67	御普請小役小拾ひ帳	文政三年辰十一月	1820	横長	1
へ68	乍恐以書付御届奉申上候（文政 3 年福田村川除御普請時の土取り場所の儀にて真光寺より庄屋外村役人へ訴訟の処、内済につき）	文政四年巳二月	1821	一紙	1

作 成	受 取	備 考
<p>戸田采女正御預所本巢郡長屋村庄屋平左衛門（印）、年寄可左衛門（印）、見延村庄屋兵藏（印）、同断富三郎（印）、年寄常右衛門（印）、東早野村庄屋金作（印）、年寄七右衛門（印）、西早野村庄屋三左衛門（印）、年寄奥三郎（印）、上真桑村庄屋政次（印）、年寄利太郎（印）、下真桑村庄屋小忠太（印）、同断与惣五郎（印）、中野村庄屋弥吉（印）、百姓代又五郎（印）、小弾正村庄屋武右衛門（印）、年寄長右衛門（印）、更屋敷村庄屋弥左衛門（印）、年寄孫兵衛（印）、土岐大膳太夫知行所本巢郡小弾正村庄屋和三郎（印）、年寄嘉兵衛（印）、中野村庄屋辰藏（印）、年寄亦次郎（印）、土岐初太郎知行所本巢郡小弾正村庄屋文左衛門（印）、年寄喜左衛門（印）、中野村庄屋文左衛門（印）、年寄善兵衛（印）、更屋敷村庄屋安右衛門（印）、年寄彦八（印）、岡田将監知行所大野郡随原村年寄五藤太（印）、同断安兵衛（印）、戸田采女正領分大野郡石神村庄屋茂一郎（印）、五人組頭重兵衛（印）、高屋上入方名主又次郎（印）、高石村名主宗右衛門（印）、五人組頭与惣右衛門（印）、有里村名主万之丞（印）、五人組頭浜次郎（印）、北屋井村名主平右衛門（印）、五人組頭初右衛門（印）、南屋井村名主三平（印）、五人組頭源右衛門（印）、政田村名主加左衛門（印）、五人組頭和藏（印）</p>	<p>御取喫人生津村御庄屋徳右衛門殿、同断八幡村御庄屋与惣次殿、同断呂久村御名主佐五兵衛殿、同断上秋村御名主台二殿</p>	<p>破損あり、取扱注意</p>
		<p>破損あり、55.0 × 39.9cm</p>
<p>福田村真光寺、同村庄屋四郎次、年寄源左衛門、同断国右衛門、立入人同村兼帯庄屋与惣次、同断長屋村宅平</p>	<p>大垣御預御役所</p>	<p>端裏貼紙「福田村土取故障済御届書写 文政四巳年二月 真光寺より取置」、「福田村真光寺（印）」から「御立入人兼帯庄屋与惣次殿、同断長屋村宅平殿」宛の奥印あり</p>

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ 69	乍恐以書付御届奉申上候（文政 4 年福田村川除御普請時の土取り場所の儀にて真光寺より庄屋外村役人へ訴訟の処、内済につき）	文政四年巳二月	1821	一紙	1
へ 70	御普請所箇所附帳	文政四年巳八月	1821	横長	1
へ 71	御普請所之儀二付御触書之写	文政四巳年十二月	1821	縦	1
へ 72	乍恐以書付奉願上候（八幡村粕川通南側堤・金地谷堤南側の御料・私領立会場の普請、入組みにて分割せず、堤方役所より目論見し割賦願いにつき）	文政五壬午年八月	1822	一紙	1
へ 73	春役御普請所出来形帳	文政六年未六月	1823	横長	1
へ 74	春役御普請所出来形帳	文政六年未六月	1823	横長	1
へ 75	春役御普請所出来形帳	文政六未年六月	1823	横長	1
へ 76	急破御普請箇所附帳	（文政 8 年）酉九月	1825	横長	1
へ 77	金地谷粕川通御普請諸小役并金銭取替覚帳	文政九年戌正月吉日	1826	横長	1
へ 78	金地谷并粕川通堤川除御普請諸入用小拾帳	文政九年戌三月吉日	1826	横長	1
へ 79	金地谷并粕川通堤川除御普請諸入用勘定帳	文政九年戌三月吉日	1826	横長	1
へ 80	奉請取御普請金之事（何川通堤川除定式御普請御入用諸色代人足賃永並びに石代のうち内借書面の通り渡し、請取りにつき雛形）	文政九戌年 月	1826	一紙	1

作 成	受 取	備 考
福田村真光寺、同村庄屋四郎治、年寄源左衛門、同断国右衛門、立入人同村兼帯庄屋与惣治、同断長屋村宅平	大垣御預御役所	端裏貼紙「福田村土取故障濟口届書写 文政四巳二月 福田村役人より取置」、「福田村庄屋四郎治（印）、年寄源左衛門（印）、同断国右衛門（印）」から「御立入人兼帯庄屋与惣次殿、同断長屋村宅平殿」宛の奥印あり
池田郡八幡村		
与惣次扣		大垣御預役所より 11 月に順達されたもの
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、同断治五平（印）、年寄治吉（印）、百姓代沢右衛門（印）、戸田采女正領分池田郡八幡村名主初五郎（印）、五人組頭重五郎（印）、百姓代丹蔵（印）	笠松御堤方御役所	付箋あり、取扱注意、端裏「文政五年八月笠松御堤方御役所江出願之扣」、印に墨消しあり
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同村名主初五郎、五人組頭重五郎、百姓代丹蔵	笠松御堤方御役所	破損大、取扱注意、表紙「池田郡八幡村」、表紙・本文に墨消しあり
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣次（印）、年寄八右衛門（印）、百姓代沢右衛門（印）、戸田采女正領分同村名主初五郎（印）、五人組頭重五郎（印）、百姓代丹蔵（印）	笠松御堤方御役所	破損あり、取扱注意、表紙「池田郡八幡村」
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同村名主初五郎、五人組頭重五郎、百姓代丹蔵	笠松御堤方御役所	表紙「六月十三日 棚橋瀬十郎様・野々村三郎右衛門様御見分之砌上ル扣」「池田郡八幡村」
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同郡同村附名主平右衛門、五人組頭次郎五郎、百姓代丹蔵	笠松御堤方御役所	表紙「文政八年酉八月 池田郡八幡村」
誰御代官所何国何郡何村百姓代誰印、年寄誰印、庄屋誰印	松下内匠様御役所	

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ 81	済口証文之事（文化元年 5 月方県郡岩崎村嘉蔵儀、鳥羽川用水堰下にて水車屋取立てにより同郡中福光邑役人中へ慎方か条書証文差出し、その後岩崎村弥三郎水車屋出来にて中福光村より取払い申し差入組みの処、和熟につき）	文政十二丑年十一月	1829	一紙	1
へ 82	差上申済口証文之事（厚見郡近嶋村外 9 か村より今泉村地内長良川通りの新規猿尾普請差障り、杭出し・附洲立籠など取り払いの件にて訴訟の処、内済につき下書）	文政十三寅年五月	1830	一紙	1
へ 83	仮一札（十八条村字一ノ坪道、十九条村字人前道、5 月 8 日夜切崩され各方立入り元形通り築立てる様とりなし、後年のため定杭打ちなど道修復取締りにつき）	文政十三寅年七月	1830	一紙	1
へ 84	仮一札（十八条村字一ノ坪道、十九条村字人前道、5 月 8 日夜切崩され各方立入り元形通り築立てる様とりなし、後年のため定杭打ちなど道修復取締りにつき）	文政十三寅年七月	1830	一紙	1

作 成	受 取	備 考
大垣御預所方県郡岩崎村訴訟人 弥三郎代庫十郎（印）、年寄幸次郎（印）、同断祐助（印）、庄屋権之丞（印）、尾州御領方縣郡中福光村相手方組頭清四郎（印）、同断五郎左衛門（印）、同断久右衛門（印）、同断次郎兵衛（印）、同断太兵衛（印）、庄屋林和兵衛（印）	大垣御預所御取暖人八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿、尾州御領同断十六村岡崎源内殿、今泉村高田五郎左衛門殿、神戸村高橋直右衛門殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「文政十二年十一月 岩崎村水車一件済口証文」
大垣御預所厚見郡近嶋村、東嶋村、西嶋村、北嶋村、萱場村古料、同村新領、旦嶋村、中嶋村、江口村、菅生村、右村々惣代訴訟方近嶋村庄屋甚左衛門（印）、東嶋村庄屋東平、西嶋村庄屋万蔵（印）、北嶋村庄屋又左衛門、萱場村新料庄屋光四郎、旦嶋村庄屋四郎右衛門、尾州御領相手方同郡今泉村庄屋高田五郎左衛門（印）、同断弥治右衛門、組頭伝十郎、同断清三郎、大垣御預所池田郡八幡村取扱人与惣次（印）、尾州御領羽栗郡円城寺村同断松原忠平（印）	笠松堤方御役所	破損あり、剥離紙あり、付箋あり、取扱注意、印に墨消しあり
十九条村庄屋権左衛門、年寄喜左衛門、百姓代忠左衛門、同村庄屋伸太郎、同断幾右衛門、十八条村南組庄屋七右衛門、同断伝左衛門、年寄茂平、同断金左衛門、百姓代与作、同断助市、十七条村庄屋佐六、同断染右衛門、組頭清九郎	御立入人八幡村与惣治殿、生津村徳右衛門殿、下真桑村三右衛門殿	へ83・へ84はこより紐一括、破損あり、取扱注意、「立入人八幡村庄屋与惣治、生津村庄屋徳右衛門、下真桑村三右衛門」より「十九条村御役人衆中」宛の奥書きあり
十九条村庄屋権左衛門（印）、年寄喜左衛門（印）、百姓代忠左衛門（印）、同村庄屋伸太郎（印）、同断幾右衛門（印）、十八条村南組庄屋七右衛門（印）、同断伝左衛門（印）、年寄茂平（印）、同断金左衛門（印）、百姓代与作（印）、同断助市（印）、十七条村庄屋佐六（印）、同断染右衛門（印）、組頭清九郎（印）	御立入人八幡村与惣治殿、生津村徳右衛門殿、下真桑村三右衛門殿	破損あり、取扱注意、印に墨消しあり

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ 85	濟口一札之事（十八条村字一ノ坪道、十九条村字人前道、5月8日夜切崩され元形通り築立ての処、十九条村築立ては十八条村・十七条村より差障り、十八条村道は十七条村より差障り、彼是差揉めの処、熟談につき）	文政十三寅年八月	1830	一紙	1
へ 86	差出申一札之事（十八条村儀、5月の十九条村地内路切り払い争論一件にて御不審立ち、古橋村用水堰下切払いの節や十七条村と悪水溝濟口にも心得違いなど重ね、御不審尤もにて心底改めにより吟味赦免くださるようお願いにつき）	文政十三年寅十月	1830	一紙	1
へ 87	乍恐以書付御詫奉願上候（十八条村村役人一同召出され、十九条村一件にて不審懸り吟味中、郷宿留仰せの処、向後心底改め慎みて咎め赦免願ひにつき）	（文政 13 年）十月	1830	一紙	1
へ 88	差上申濟口証文之事（厚見郡近嶋村外 9 か村より今泉村地内長良川通りの新規猿尾普請差障り、杭出し・附洲立籠など取り払いの件にて訴訟の処、内済につき）	文政十三寅年七月	1830	一紙	1
へ 89	地上一件御用留（田地低所の分、年々水損難渋にて地直普請金として金 1140 両拝借につき）	□□（文政）十□（三）年□（寅）十一月	1830	横本	1

作 成	受 取	備 考
大垣御預所十九条村庄屋権左衛門（印）、同断祐平（印）、年寄喜左衛門（印）、百姓代忠左衛門（印）、三洲土佐守知行所同村庄屋伸太郎（印）、奥山主税助知行所同村庄屋幾右衛門（印）、組頭助八（印）、大垣御預所十八条村北組庄屋弥藤次（印）、同断七右衛門（印）、同断庄右衛門（印）、年寄梶平（印）、同断茂平（印）、百姓代与作（印）、同断勇平（印）、同村南組庄屋伝左衛門（印）、年寄金左衛門（印）、百姓代助市（印）、尾州御領十七条村庄屋染右衛門（印）、同断佐六（印）、組頭清九郎（印）	御立入人八幡村与惣次殿、生津村徳右衛門殿、下真桑村三右衛門殿	へ85～へ87はこより紐一括、端裏貼紙「文政十三年寅八月十八条村十九条村道崩レ一件濟口」
十八条村北組庄屋弥藤次（印）、同断七右衛門（印）、同断庄右衛門（印）、年寄茂平（印）、同断梶平（印）、百姓代与作（印）、同断勇平（印）、同村南組庄屋伝左衛門（印）、年寄金左衛門（印）、百姓代助市（印）	御託人八幡村庄屋与惣次殿、美江寺村庄屋宇兵衛殿、芦敷村庄屋平八殿	端裏貼紙「文政十三寅年十月十八条村役人中より一札」、「右（十八条）村兼帯生津村庄屋徳右衛門（印）、同断（十八条村）上本田村庄屋源右衛門（印）」の奥印あり
与惣治、宇兵衛、平八		端裏「寅十月十八条村詔願下」
大垣御預所厚見郡近嶋村、東嶋村、西嶋村、北嶋村、萱場村古料、同村新料、旦嶋村、中嶋村、江口村、菅生村、右村々惣代訴訟方近嶋村庄屋甚左衛門、東嶋村庄屋東平、西嶋村庄屋万蔵、北嶋村庄屋又左衛門、萱場村新料庄屋光四郎、旦嶋村庄屋四郎左衛門、尾州御領同郡今泉村相手方庄屋高田五郎左衛門、同断弥治右衛門、組頭伝十郎、同断清三郎、大垣御預所池田郡八幡村取扱人与惣治、尾州御領羽栗郡円城寺村同断松原忠平	笠松堤方御役所	破損あり、端裏貼紙「文政三年寅七月長良川通猿尾之儀二付嶋方村々より今泉村へ相掛候一件濟口」、「大垣御預所厚見郡近嶋村、東嶋村、西嶋村、北嶋村、萱場村古料、同村新料、旦嶋村、中嶋村、江口村、菅生村、右村々惣代近嶋村庄屋甚左衛門（印）、東嶋村庄屋東平（印）、西嶋村庄屋万蔵（印）、北嶋村庄屋又左衛門（印）、萱場村新料庄屋光四郎（印）、旦嶋村庄屋四郎左衛門（印）、尾州御領同郡今泉村庄屋高田五郎左衛門（印）、同断弥治右衛門（印）、組頭伝十郎（印）、同断清三郎（印）」から「池田郡八幡村与惣治殿、羽栗郡円城寺村松原忠平殿」宛の奥印あり
八幡村与惣次、芦敷村平八		破損大、取扱注意、裏表紙「八幡村竹□□□□（中与惣治）」

編集後記

八幡村竹中家文書目録の3冊目を刊行することが出来ました。関係の方々の御高配に感謝申し上げます。史料整理作業をしている中で、文書の全体像を多くの方々に早くお見せしたいという気持ちが強まってきました。しかし、まだ三千点以上の史料が残されております。今暫く、目録発刊に向けてご協力いただけますよう御願ひ申し上げます。(中尾)

ご協力・ご教示いただいた方々（敬称略）

岐阜県歴史資料館 入江康太
岐阜市歴史博物館 望月良親

本目録の担当

監修 人見佐知子
編集・執筆 中尾喜代美
編集補助 山田美由紀

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録（9）

美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録（3）

発行日 2017年3月28日

編集 〒501-1193 岐阜市柳戸1-1

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

<http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/>

Tel：058-293-3323 または 2312

発行者 〒501-1193 岐阜市柳戸1-1

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

教育学部 博物館学芸員運営委員会

印刷 日本印刷株式会社

